

平成27年9月10日開会

平成27年9月25日閉会

(定例第4回)

# 田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

# 目 次

第1号（9月10日）

告 示	1
招集議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
事務局出席職員者職氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	5
一般質問	6
3番 松田 規久夫議員	6
11番 瀬石 公夫議員	11
1番 國永美恵子議員	17
10番 木本 睦博議員	29
5番 西本 篤史議員	37
9番 高川 喜彦議員	41
8番 河内 賀寿議員	50
議案第42号	53
議案第43号	53
議案第44号	53
議案第45号	53
議案第46号	53
議案第47号	53
議案第48号	53
議案第49号	53
議案第50号	53
決算審査特別委員会の設置	63
陳情第4号	63
陳情第5号	63
散 会	63
署 名	64

第2号（9月25日）

議事日程	6 5
本日の会議に付した事件	6 6
出席議員	6 7
欠席議員	6 7
事務局出席職員職氏名	6 7
説明のため出席した者の職氏名	6 7
開 会	6 7
会議録署名議員の指名	6 8
議案第42号	6 8
議案第43号	6 8
議案第44号	6 8
議案第45号	6 8
議案第46号	6 8
議案第47号	6 8
議案第48号	6 8
議案第49号	6 8
議案第50号	6 8
陳情第3号	6 8
議案第51号	7 0
議案第52号	7 0
議案第53号	7 0
議案第54号	7 0
委員会提出議案第3号	7 2
閉会中の継続審査（付託事件）について（総務文教委員会）	7 3
閉会中の継続審査（付託事件）について（経済厚生委員会）	7 3
閉会中の継続調査（特定事件）について	7 3
議員派遣について	7 4
閉 会	7 4
署 名	7 5

田布施町告示第42号

平成27年第4回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

平成27年8月27日

田布施町長 長信 正治

1 期 日 平成27年9月10日

2 場 所 田布施町議会議事堂

---

○開会日に応招した議員

國永美恵子議員

松田規久夫議員

西本 篤史議員

谷村 善彦議員

高川 喜彦議員

瀬石 公夫議員

林山 健二議員

藤山 巖議員

清神 清議員

畠中 孝議員

河内 賀寿議員

木本 睦博議員

石田 修一議員

---

○9月25日に応招した議員

なし

---

○応招しなかった議員

なし

---

議事日程(第1号)

平成27年9月10日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 例月出納検査の報告
  - 報告第3号 平成26年度基金運用状況の報告について
  - 報告第4号 平成26年度決算に係る健全化判断比率の報告について
  - 報告第5号 平成26年度決算に係る公営企業の資金不足比率の報告について
  - 報告第6号 継続費精算書の報告について
- 議員派遣
- 各常任委員会の調査報告
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第42号
- 平成26年度田布施町歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第43号
- 平成27年度田布施町一般会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第7 議案第44号
- 平成27年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第8 議案第45号
- 平成27年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第9 議案第46号
- 田布施町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第47号
- 田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第48号
- 美しいまちづくり推進条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第49号
- 田布施町空家等対策の推進に関する条例
- 日程第13 議案第50号
- 田布施町いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例
- 日程第14 陳情第4号
- 最終処分場建設計画に反対を求める陳情
- 日程第15 陳情第5号
- 陳情書 小規模場外舟券発売場「オラレ」の誘致反対の決議について
-

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
    例月出納検査の報告  
    報告第3号 平成26年度基金運用状況の報告について  
    報告第4号 平成26年度決算に係る健全化判断比率の報告について  
    報告第5号 平成26年度決算に係る公営企業の資金不足比率の報告について  
    報告第6号 継続費精算書の報告について  
    議員派遣  
    各常任委員会の調査報告  
日程第4 一般質問  
日程第5 議案第42号  
    平成26年度田布施町歳入歳出決算の認定について  
日程第6 議案第43号  
    平成27年度田布施町一般会計補正予算（第2号）議定について  
日程第7 議案第44号  
    平成27年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定について  
日程第8 議案第45号  
    平成27年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について  
日程第9 議案第46号  
    田布施町個人情報保護条例の一部を改正する条例  
日程第10 議案第47号  
    田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例  
日程第11 議案第48号  
    美しいまちづくり推進条例の一部を改正する条例  
日程第12 議案第49号  
    田布施町空家等対策の推進に関する条例  
日程第13 議案第50号  
    田布施町いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例  
日程第14 陳情第4号  
    最終処分場建設計画に反対を求める陳情  
日程第15 陳情第5号  
    陳情書 小規模場外舟券発売場「オラレ」の誘致反対の決議について

---

### 出席議員（13名）

1番	國永美恵子議員	2番	藤山	巖議員
3番	松田規久夫議員	4番	清神	清議員
5番	西本 篤史議員	6番	畠中	孝議員
7番	谷村 善彦議員	8番	河内	賀寿議員
9番	高川 喜彦議員	10番	木本	睦博議員

1 1 番 瀬石 公夫議員  
1 3 番 林山 健二議員

1 2 番 石田 修一議員

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

---

事務局長	上部 能之君	書記	林 大佑君
		書記	川上 美則君

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	長信 正治君	副 町 長	東 浩二君
教 育 長	尾崎 龍彦君	総務企画課長	亀田 典志君
税務課長	堀川 誠君	経済課長	向山 智章君
建設課長	鳥上 清史君	建設課技幹	田中 和彦君
町民福祉課長	川添 俊樹君	町民福祉課長主幹	向山 幸和君
健康保険課長	中田 正美君	会計室長	大島 克己君
学校教育課長	本城 嘉也君	社会教育課長	中村 俊彦君
給食センター所長	中村 和宏君	代表監査委員	今井 清弘君

---

午前 9 時 0 0 分開会  
(ベル)

- 議長（林山 健二議員） ただいまから平成 2 7 年第 4 回田布施町議会定例会を開会します。  
これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。
- 

**日程第 1. 会議録署名議員の指名**

- 議長（林山 健二議員） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第 1 2 0 条の規定により、高川喜彦議員、木本睦博議員を指名します。
- 

**日程第 2. 会期の決定**

- 議長（林山 健二議員） 日程第 2、会期の決定を議題にします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月 2 5 日までの 1 6 日間にしたいと思います。御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は9月25日までの16日間に決定しました。

### 日程第3. 諸般の報告

- 議長（林山 健二議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日は、例月出納検査の結果報告のため、今井代表監査委員に出席を求めています。

例月出納検査の報告を求めます。今井代表監査委員。

- 監査委員（今井 清弘君） おはようございます。例月出納検査報告。

藤山議員監査委員と実施いたしました例月出納検査の結果について報告申し上げます。

平成27年6月、7月及び8月末における一般会計、特別会計歳入歳出ほか現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりでございます。

現金出納簿、歳入及び歳出計算書、収入通知書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

- 議長（林山 健二議員） 次に、報告第3号平成26年度基金運用状況の報告についてから報告第6号継続費精算書の報告についてまで、4件について報告を求めます。長信町長。

- 町長（長信 正治君） それでは、4件の報告事項について、その概要を御説明申し上げます。

まず、報告第3号は、平成26年度基金運用状況についてであります。

これは、特定目的のため定額資金運用基金である奨学基金及び土地開発基金の運用等について、監査委員の審査を受け、地方自治法第241条第5項の規定により、その意見をつけて、状況を報告するものであります。

奨学基金は、基金の貸付・償還状況に係るものであり、詳細はお手元に配付した平成26年度基金運用状況報告の田布施町奨学基金のとおりです。27年3月末における貸付者は1名であります。

土地開発基金につきましては、基金による土地の取得に伴う土地と現金収支の状況であり、平成26年度の変動はございません。

次に、報告第4号の平成26年度決算に係る健全化判断比率について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定した財政指標につきましては、監査委員による審査と議会への報告が義務づけられており、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、本町の会計のうち赤字または資金不足になる会計がないことから、昨年度に引き続き赤字比率は生じておりません。

実施公債費比率は14.2%で、平成25年度決算数値の14.4%に比べ0.2%減少いたしました。

また、町債残高のほか、上水道事業の消防等の一部事務組合に係る負債、債務負担行為の残額等を含め総合的に算定した将来負担比率は、114.4%で、これにつきましても、25年度決算の118.2%に比べ、3.8%減少しました。

次に、報告第5号の平成26年度決算に係る公営企業の資金不足比率につきましては、下水道事業が対象となりますが、決算で黒字になったことから資金不足の比率は生じておりません。

以上により、今回の算定では、財政健全化法に規定されている早期健全化基準や財政再生基準となる比率をいずれも下回ることとなりました。

なお、各比率の算定結果につきましては、近日中に町広報やホームページ等でお知らせしたいと考えております。

次に、報告第6号は、消防無線デジタル化整備事業に係る継続経費精算書について、地方自治法施

行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

全体計画欄の合計は2億936万2,000円で、これは平成26年度3月7日に提出した田布施町一般会計補正予算(第8号)で計上した予算額であります。

次に、実績欄では、事業実績による支出済額であり、合計2億792万9,700円でございます。

比較欄は、全体計画欄と実績欄の差額で、そのうち年割額と支出済額の差は143万2,300円の減額となっております。

以上で報告を終わります。

○議長(林山 健二議員) 次に、議員派遣について、報告いたします。

6月定例会以降の議員派遣は1件で、お手元に配付した文書のとおりです。

次に、各常任委員会における調査の報告は2件で、お手元に配付した文書のとおりです。

また、地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名は、お手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4. 一般質問

○議長(林山 健二議員) 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。松田規久夫議員。

○議員(3番 松田規久夫議員) 一括質問、一括答弁で、教育長、町長へそれぞれ3問質問いたします。よろしくをお願いします。

On the 70th anniversary of the end of the war,

戦後70年を迎えるに当たり、安倍総理70年談話は4つのキーワード、お詫び、反省、侵略、植民地支配を網羅し、英語訳も同時に発表された。歴代内閣の立場は、今後ゆるぎないものとして発表されました。

そこで質問します。戦後70年の節目の年、戦後生まれが8割を超えた。今後の日本の平和をどう築いていくのか。高齢化の進展により、戦争の記憶の継承が難しい時代になっている。終戦の日、町民は、戦没者の冥福を祈り、平和への誓いを新たにし、戦後の日本の歩みをどのように位置づけ、未来を担う子どもたちにどのような教育を実施するのかお尋ねします。

2題目、空き家等を自治会単位での調査、データの集計・分析、対象となる物件のピックアップ、委員会での検討、対象物件への個別対応の流れとなっていくだろうが、今後のタイムスケジュールはできているのか。また、家屋解体までの取り組みが必要な件数や固定資産税が増額となる件数の予測数量はおありでしょうか。

将来の所有者、管理者不在を考慮して、今回の調査項目に墓、慰霊碑、お地蔵さま、お堂なども必要と私は思いますが、田布施町独自の調査項目はあるのでしょうか。

3題目、農業従事者の高齢化や若者による担い手不足などで、耕作放棄地が増加している。農地は食料の安定供給を図るための生活基盤である。日本は、食料を海外に依存している現状だが、耕作放棄地の増加は食料生産基盤の減少と言える。田布施町の耕作放棄地はどれくらいあるのか。耕作放棄地について、町としてどのように考え、今後どのような対策をとるのかお尋ねします。よろしくをお願いします。

○議長(林山 健二議員) 尾崎教育長。

○教育長(尾崎 龍彦君) 失礼いたします。

第1の御質問にお答えいたします。

1点目は、戦後70年、田布施町の平和に向けた教育についてのお尋ねと思います。

先に行われました世界スカウトジャンボリーでは、本町にも世界各地から多数の若者にお越しいただきました。その際、小・中・高校生や町内の事業所、また、地域の皆様に多数御協力を賜りまして、

温かいおもてなしをいただき、来てくれたスカウトの皆さん、大変感動と満足に満ちたお顔をしておられました。こうした世界との出会いや世界のひととの友好関係を築く機会を子どもたちに提供することも平和について考える意味において大切なことだというふうに思っておりますし、機会があればどしどしそういった機会を取り入れていきたいというふうに思います。

今後とも、こうした世界を知り、世界のひとたちと出会う機会を積極的に活用しながら、世界のひととの友好の輪が広がるよう努めてまいります所存でございます。

学校における平和についての学習する機会としましては、社会科や道徳の時間が中心となりますが、指導する際は、学習指導要領に沿って、示している内容や目的、目標に沿って、また、取り扱い事項に沿って指導しております。

例えば、小学校6年の社会科では、世界平和の大切さや我が国が世界において重要な役割を果たしていることを知るために、世界の中の日本の役割、国連の働き等について、地図や地球儀、資料などを使って調べたり、外国の人々とともに生きていくために、異なる文化や習慣を理解させるよう指導要領に示された指導を進めております。

中学校の社会科におきましては、歴史的事項に対する関心を高め、我が国の歴史の大きな流れを、世界史を背景に、各時代の特色を踏まえて理解させ、それを通して、我が国の伝統と文化の特色を広い視野に立って進め、考えさせるとともに、我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てるよう示されており、それに沿って進めております。

とりわけ戦後の教育の歩みにつきましては、国民が苦難を乗り越えて新しい日本の建設に努力したことに気づかせるとともに、戦後の高度経済成長、国際社会との関わり、冷戦の終結などを通して、我が国の経済や科学技術が急速に発展して国民の生活が向上し、国際社会において我が国の役割が大きくなったことや、沖縄返還、石油危機などの節目となる歴史的事項についても理解させるよう、学習指導要領に沿った指導を行っているところです。

また、中学校の道徳では、世界の中の日本人としての自覚を持ち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献するといった道徳的実践力を育成するよう、指導しております。

本町の小中学校におきましては、引き続き、学習指導要領に示された内容や目標に沿って指導するとともに、教科書や資料集、ICT利活用等による指導のもと、調査や見学などを含め、世界平和の実現に向けた教育を進めてまいりたいというふうに考えております。以上で終わります。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、2点目の空家対策等についての件についてお答えいたします。

まず、今後のタイムスケジュールはできているかとの質問ですが、現在、現地での建屋の外観調査をおおむね終え、データを整理中であります。今後、この外観調査データにより、空家等対策計画を策定するため、特定空家等対策協議会を設置し、計画案について御協議をお願いする予定であります。

また、次年度以降に、そのまま放置すれば著しく危険な空家等について、詳細調査を一部実施し、協議会の意見をお聞きする中で、所有者に対し、助言・指導等を行っていきたいと考えております。

また、空家対策等計画の中には、空家の有効活用、発生抑制等についても、関係部署と協議し盛り込んでみたいと考えております。

次に、空家解体までの取り組みが必要な件数や固定資産税が増額となる件数、その予測はとの質問でございますが、詳細調査を実施し、協議会の意見を聴き、特定空家となれば、所有者に対し必要な措置をとるよう助言または指導、勧告及び命令をする運びとなります。したがって、今年度行ってまいります外観調査が終われば、おおむねの件数等は把握できると思われま。

また、固定資産税が増額となる段階は、町長が家屋所有者への必要な措置をとるよう勧告した段階となるため、件数は不明です。

今回の調査項目に墓、慰霊碑等の独自の調査項目はあるかとの御質問ですが、現時点では、お尋ねのような調査項目は対象となっておりません。

次に、3点目の、耕作放棄地の対策についてのお尋ねであります。

まず、耕作放棄地の現状であります。町全体での耕作放棄地は平成26年度において約198ヘクタールとなっております。農業振興地域に限れば、総面積753ヘクタールに対し、約153ヘクタール、うち農用地域区域では59ヘクタール発生しておりますが、圃場整備事業の推進によって農業振興地域の耕作放棄地は約44ヘクタール解消され、あるいは解消見込みであり、今後の追加地区のことも考慮いたしますと、今後さらに減少するものと思われま。

町としましては、農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本としており、現在、農業振興地域農用地域の面積が約452ヘクタールありますので、これを食料自給率向上のための優良農地あるいは守るべき農地と位置づけております。このことは、田布施町の米の安定供給を考慮し試算した面積ともおおむね合致しております。

町内の圃場整備田が、追加地区を合わせ約405ヘクタールになる計画ですので、このことから、優良農地の確保、有効利用につながるものと考えております。しかしながら、近年、農業を取り巻く環境は、議員の御指摘のとおり、農業従事者の高齢化や担い手不足、後継者の不在等により、全国的にも深刻な問題となっております。このことから、耕作放棄地発生最大の要因となっていることは間違いありません。

町としましては、町特産のイチジクをはじめとした戦略作物を奨励し、より多角的な農業経営が可能になるよう、県、JAと南すおう地域農業再興プロジェクトを始動し、法人の経営を安定させ、新規就農者を育成する計画を進めているところであります。現時点では、法人間での機械の利用調整、産地振興を目的とした栽培計画、モデル団地を形成し、そこでの先進農家栽培指導による新規就農者や法人の担い手育成などを可能とする共同出資会社の設立を視野に入れ、法人経営発展に資するあらゆる可能性を模索している段階であります。

今後も、関係団体等と連携を密にし、法人組織を中心とした担い手の農地集積や新規就農者の促進ともあわせて、耕作放棄地の解消、発生防止に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（林山 健二議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） それでは、教育長にお尋ねします。

きらら浜で今年ありましたスカウトジャンボリーを例に、世界の人々との出会いは非常に大事なんだよという話をされました。

私は、ちょっと日本国憲法をまだ読みかけなんです、最後読みかけなんです、平和と民主主義を守る大切なものとして日本国憲法が存在するんだというふうに理解しております。子どもたちには、この憲法に沿って、守るべき大切なものとして、教育長が言われました指導要領をもとに目標を持って、社会科とか道徳とかを中心に平和を教えていくというふうに言われましたが、総理の70年談話の中で、世代を超えて過去の歴史に向かわなければいけないとする一方で、あの戦争に何ら関わりのない子や孫、その先の世代に謝罪を続ける宿命を背負わせてはならないと述べられたかの非常に新しい談話だったというふうに僕は思うんですが、次の世代を担う子どもたちに、教育を預かる教育長として、この12日に敬老会が田布施町の各地で開催されます。

今年、私はこの敬老会に、東小学校のほうに、案内が来ていますんで出席します。去年は、小行司のほうへ谷村議員と出席いたしました。その中で、小行司の地元の方が挨拶される中で、自分は岩国で工場で空襲に遭ったという話を15分だったか20分だったか、非常に長い挨拶をされた記憶があるんです。それを思い出しまして、今戦後70年ですから、戦争体験者というのは85を超えた、確かな記憶があるような人はもう85を超えた90前後ぐらいの方が中心になると思うんですが、今ならまだ体験者の戦争談話というのを聞くことが、少ない方もわからんですが、そういう方を僕は授業の一環として学校にお招きして、子どもたちに聞かせる場というのを、可能であればつくってもらえないだろうかというのがこの12日の敬老会のことで昨年を思いまして、ちょっと気がついたんで

すが、教育長にお尋ねしますが、平和教育として、このような戦争体験者の、戦争に対する過去の思いというものを聞く場を、それは中学校が適当なのか小学校が適当なのか僕はわかりませんが、そういう場を持つというふうなのお持ちかどうかというのをお聞きしたいと思ひまして、時間割等があつて非常に難しい、あるいはどういう方が適任者かというのを探されるのも大変な作業かと思ひますが、僕は、今なら何とか生の声で聞くことが可能だと思ひますので、そういう授業は非常に子どもたちにとって将来役に立つんじゃないかと思ひて、お聞きします。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） そういった今議員がおっしゃるような学習は、基本的には総合的な学習時間とか、それからキャリア教育、そういったもので扱うことになると思ひます。現実には、今、小中学校では、各公民館で子どもたちがお年寄りといろんな意見交換をしたり話を聞いたりする機会があります。特に、東公民館においては、中学生まで、1年生を招いてそういう会を行つております。

ただ、議員がおっしゃるように、戦争体験を伝えたいということでございます。これいつかもある議員から御質問がありましたが、学校教育においては、あくまでも基礎・基本を教える場所です。そういった中で、戦争体験の人が、果たして日本の学習指導要領を全部のみ込んで、教師のように免許を持ってそういった責任と深い学力の知識があつた上で子どもに話すのであればいいですが、これがイデオロギーの押し売りになつたり、そういうことになる可能性が十分あります。

したがつて、国も県もそうですし、我々もそう思ひますが、そういったことを、学校教育の中で行うということは行ふべきではないと思ひますし、やつてはおりませんし、どこもしていないと思ひます。また、それを仮にやるとすれば、これは非常に学校教育上、問題、教育委員会も学校も問題になると思ひます。ですから、そういった方については、やはり地域の中、地域の教育の中でやつぱりおじいちゃんが伝えるとか、そういったことをしないと、私も父親が軍人です。北支のほうにずっと務めておりまして、やつと生きて帰つてきたわけですけど、戦後、毎日のように戦争の話をお聞きしました。だから、生の軍人から、職業軍人でしたから。徴兵で引張られた兵隊じゃなくて、職業軍人として務めた父の話をお聞きしました。そういった中では十分知つておりますけど、今議員がおっしゃるように、そういった戦争体験の方に、個人的にはいいことだなと思ひますが結果的にはそういった教育の平等性とか中立性とかそういったものを考えると、そういったものについて取り組むという考えはございません。

○議長（林山 健二議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 僕のおやじも、ソ連の2年間捕虜で、つらい思いをしたんでしょう。僕は、おやじから戦争の話は3つしか聞いてないんです。それも、もうほんと短い、単語みたいなことで、例えば、おやじは目が良かったですから、遠くのほうが見えるシベリアですから、舞鶴に帰つたときに、山が目にと迫つて歩けんかつたとか、それとか、もう一年捕虜生活をしたら栄養失調で死んじよつて、寒いときに川に、氷に穴を掘つてそこへ流されつたじやろうとか、もう一個何やつたかな、とにかく3つほど。

で、しもうたなという、そういう思いが、元気なうちに、何で僕はもうちょっと生の声をお聞きとかんかつたんじやろうかと思ひて、僕は今、親子の、我が家の家庭環境をさらすようで恥づかしいんですが、親子の会話が足らんかつたんじやろうと思ひて反省してるところなんですが、それで、教育長が、イデオロギー等の問題があつて、地域が主体で、学校じゃ難しいということですので、体験談の中には、非常に役に立つようなことを言われる人もおられるかもわかりません。ですから、平和教育に利用するために、僕が今おやじからその話を聞かんかつたんが失敗じやつたなというふうな思いが強いと同じように、そういう方を探されて、記録なり録音なり、そういうものを、将来の田布施町の平和教育に利用する資料として収集されるというふうなことは、さっきも言ひましたように、今ならまだ生存者何名もおられると思ひますので、そういうふうなものを、時間はかかるかわかりませんが、資料集めをされるのを提案して、で最後にちょっと自分の思いを述べさせてもらつて、この1問

目を終わりたいと思います。

私は、次の世代に宿命を背負わせてはならないと、その言葉にはいつまでも過去に縛られてはだめで、そろそろ日本も脱皮するときですと言われて、総理に言われているのではないかと思います。今までは、外国に指摘されれば黙って下を向き、耐えていたその姿勢の変化を感じます。殻を破ったというか、一歩前進し、胸を張り自己主張をする今後の日本の姿が想像できます。

戦後、日本は苦勞し発展した。日本は発展する中で、今もそうだが、発展途上国に対して、ODAや青年海外協力隊などの人的援助や金銭的援助で、国として相手国に対して援助の手を差し伸べてきた。相手国に対し、今後は、今あるのは日本の協力援助が大いに役立ったからではありませんかと強い気持ちで何事も交渉してほしい。譲るときは譲る、主張するときには主張する。和を保つために耐え、控える姿勢は改めねばならないと思います。

町のトップ、町長、教育長として、県・国との交渉で、小さな町でもプライドを持って、卑屈にならずに要求するべきものは大いに要求し、主張をすべきは大いに主張してほしいと思います。

1 問目は終わります。

○議長（林山 健二議員） 松田議員、ここは一般質問の場で、個人演説の場じゃありませんから、質問したら答弁をいただいでください。

○議員（3 番 松田規久夫議員） わかりました。

2 問目にいきます。町独自の項目について質問をしました。空き地と空き家の違い、これはいただいている議案第42号というふうに表紙になっています、裏から2枚目に、特別措置法があります。この42号の裏から2枚目。この2条に、この法律において、空家等とは建築物何々というふうに書いてあります。ですから、空き地に何らかの建物、もしくは、僕は構造物というふうにも思うんですけれども、そういうものがあれば空き家になるんだというふうに考えております。

建築物を辞書を引いてみましたら、はっきり橋ということが載っているわけです、構造物が。そうすると、例えばうちの上に大内公園があります。招魂場というところですが、ここに10メートルぐらいの大きな忠魂碑があります。こういうものがあれば、空き家になるんじゃないかと思います。ここは町が管理していますから、町、国の所有またはその管理の場合は除くということになりますので、空家にはならないと思いますが、もし私有地に構造物があれば空家になるんだろうと思います。例えば、忠魂碑は10メートルあるんで、大きい構造物だから認めると。それじゃ5メートルはどうか、3メートルはどうか、ずっと小さくしていったら、家屋と一体になっている墓については居住者がいなければ空家でしょうが、裏のほうへ土地があつて、そこに管理されていない墓があつたら、僕は空家になるんじゃないだろうというふうに、この2条を読んで理解したんです。

それで、町独自の項目はあるのかというふうにお聞きしたもう一つは、国とか県、上からの調査とか仕事の依頼をしたときに、単にその仕事をそつなくこなすのが、それで仕事は完了なんだろうけれども、それがノルマ的な仕事で、やっぱりやるからにはみんな相談し、アイデアを出して、何らかの、田布施にとっていいようなものを作ってほしいです。

決してこの度の調査を責めるとか、そういうつもりでこの質問をしたわけじゃないんです。仕事は、与えられた仕事は言われるままやるんじゃないなくて、何らかのアイデアを出して、工夫して、手間はかかるかもわかりません。逆にそのアイデアを出すことによって効率よく、言われたままやるよりも効率よく完了するかもわかりません。こういう姿勢を、今ここにいる人は皆それぞれかなりの年をとっていますが、若い人が3分の1近く役場になりましたので、我々が気がつかんようなアイデアを持っている職員が結構おるんじゃないかと思うんです。ですから、仕事のやり方を、アイデアを募って、行うように、今後努力してほしいなというふうに思って、この質問をしました。

具体的に、先ほど議長にちょっとお叱りを受けましたが、自分の思いを今は伝えたいんですが、それ以外にちょっと質問をしてみたいと思います。

田布施町に家屋というのは1万1,000ぐらいあります。この中には、母屋があつたり倉庫があ

ったり、あるいは離れているところへまた倉庫があつたりということで、実際に調査せんにゃいけんその家屋、アパートなんかもそうでしょうが、1つの敷地に3棟も4棟もというようなことで、土地を基本に考えたら、調査項目は1万1,000よりもずっと減っていくと思うんですが、こういう状況ですけれども、昨年、家屋の新增設が約80で、滅失も同じく約80、今回もらった資料のどこかに載っていました。この滅失の中に、僕、今度できる協議会で検討されると、特定空家になったんじゃないかなというふうなものも含まれているんじゃないかというふうに思ったんで、80の滅失の家屋の状況はどんなんだったろうかというのを、正確な数字じゃなくていいんです。およそでいいんですが、教えてもらいたいと思います。お伺いします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 質問は、今最後の1点だけだと思うが、その前に建築基準法に関わる状態で質問のお答えの中にあつたと思いますが、墓地とか工作物と空家、あと空き地の定義、これはちゃんと建築基準法の中に規定されておまして、私もちょっと専門的にどれがどうじゃったかはっきり覚えておりませんが、空家というのは、完全に空家定義というのがありますから、空家と背後地が一緒ということはまずありません。墓地は墓地としてちゃんと定義されておまして、あるいは工作物というものもちゃんと工作物の定義がありますから。

それと、空き地に工作物があつたらそれは空き家だというような条件では絶対ないということだけ私のほうが記憶しておりますので、工作物は工作物としての定義があると思いますので、よく建設のほうに聞いて、ちゃんと調べてみたいと思います。その結果を報告申し上げます。

今最後に質問された件は、担当の方から答えさせます。

○議員（3番 松田規久夫議員） 答えをいただく前にちょっと、今町長が言われたので。

○議長（林山 健二議員） いや、答えをもろうて、それから再質問でやりゃいい。誰が答えるの。

○税務課長（堀川 誠君） 滅失の件でございますけど。特定空家等は含まれておりません。滅失というのは、あくまでも家屋を全て倒壊させて滅失したものという状態にならなければ滅失の状態では登記しません。以上です。

○議長（林山 健二議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 町長、勉強不足で失礼いたしました。

それでは、こういう場合はどうなるんでしょうか。三方を囲めば建屋になりますが、作業によっては、どういう作業をするかは別にして、屋外で日照とか、雨が降ったり困るんで、日常的には作業を事業としてするのに、足を立てて屋根を、で、事業をやめて、今放置の状態になったというふうなケースもあるので、建物で以前人が住んどただけかというあたりの判断以外にも何か空き家になるようなケースは僕は考えられるような気がするんですが、これはこういうのを追及するのが目的で質問したんじゃないから、終わります。

大変勉強不足で、建築基準法とかそういうあたりについては非常に素人なもので、失礼いたしました。前もって建築課の方へ、この質問を出す前に確認に行つて勉強しておけばというふうにして反省しておりますので、また、建築課に限らず、社会教育課とかいろいろ、12月にはその辺では質問項目でいきますので、そのときはいろいろ教えてください。

それでは、3問目にいきます。

耕作放棄地が圃場整備、そういうせいで44ヘクタール解消されたというふうな、大変いい話を聞きまして、今後の田布施町の食料増産については、いい感触を持っております。職員や地域や、工事するみんなの努力の賜物だと思っております。いろいろ用意しているものがあるんですが、自分の思いばかり言うような格好になる可能性が強いで、質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（林山 健二議員） 以上で、松田規久夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（林山 健二議員） 次に、瀬石公夫議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 私は、通告のとおり2件の質問を行います。質問方式は、一問一答でお願いします。

1点目の質問は、本町の不登校への取り組みについて伺います。答弁者は、教育長でお願いします。

それでは、質問いたします。文部科学省の学校調査によると、平成26年度に病気や経済的理由以外で年間30日以上欠席した不登校の小中学生は12万2,902人で、そのうち中学生は9万7,036人であり、全中学校に対する不登校の割合は2.76%、36人に1人で、クラスに1人の割合である。小学生は2万5,866人で、全児童に占める不登校の割合は0.39%、255人に1人と、過去最高となっている。

不登校の小中学生は2年連続で増加しており、12万人以上の児童生徒が不登校であることは深刻な状況であり、学校はじめ関係者の一層の取り組みが求められている。

山口県では、不登校の割合は全国平均より下回っているが、ほぼ同程度の割合であり、決して少ないとは言えない。本町でも不登校児童生徒が多数と聞くが、不登校の小中学生別の人数及び不登校の割合は。また、保健室、図書室登校や、30日未満の欠席者など、不登校の傾向を示す児童生徒は何人か。不登校にならないための取り組みとして、1日休んだら電話、2日続けて休んだら家庭訪問の実施など、きめ細かい柔軟な日常的な取り組みの実践が必要と思う。心の居場所の学校、絆づくりの場の学校、学ぶ意欲を育む指導、安心して通うことができる学校等、魅力ある学校づくりにより不登校が減少すると思われる。今後の本町の不登校解消に向けての取り組みをお尋ねします。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、本町の小中学校の不登校の状況についてお答えいたします。

まず、平成26年度、昨年度の不登校児童生徒数の人数と割合、不登校生徒ですから、年間30日以上ということですが、お答えいたします。

まず、麻郷小学校は、昨年度1名で、不登校の割合は、出現率ですが、0.4%です。西小学校においても1名で、同じく0.4%でした。麻里府小学校、東田布施小学校、城南小学校は該当がありませんでした。小学校全体としては2名で、不登校の割合は0.23%でした。田布施中学校は、1年が7名、2年が6名、3年が3名の16名で、割合は3.92%でした。

ちなみに、平成25年度の全国における不登校の割合と比較してみても、一番新しい平成25年度ですが、小学校が0.32%、中学校が2.69%ということからも、小学校は下回っておりますが、中学校は全国平均を上回っていると言えます。

次に、平成26年度で、欠席30日未満であるが不登校傾向にある児童生徒の数についてお答えします。

田布施西小学校で1名、麻郷小、東田布施小、城南小学校では該当がありません。田布施中学校は4名の該当がありました。

次に、保健室登校等、教室に入って授業を受けられない児童生徒数につきましては、小学校は該当がありませんが、中学校では2名の該当がありました。

次に、不登校児童生徒を未然に防ぐための対応についてお答えいたします。

麻郷小では、個人面談、家庭訪問、電話連絡、休んだ場合には即対応いたします。週明けの登校しぶり等が見られる場合は、ソーシャルスクールワーカー、SSWの方と連携して対応しております。西小学校では、教育相談、電話連絡、家庭訪問、面談といった、ほとんど小学校同じような対応させております。欠席については家庭訪問を行っています。東小学校では、欠席者については電話や家庭訪問をし、児童や保護者との面談を行っています。城南小学校においても、欠席については、1日でも欠席した場合は電話や家庭訪問して保護者と情報を共有しております。

田布施中学校では、組織的な取り組みが行われておりまして、担任、学年主任、スクールカウンセラー等による相談体制をとっており、家庭連絡や家庭訪問、不登校生徒が登校した際には、学習支援員がきめ細かな対応をしております。家庭や生活習慣に問題がある場合、児童相談所、本町の教育委

員会、あるいは町長部局、警察、ものによっては、特に虐待等がある場合にはそういったケース会議を開催しておりますし、これまでも何度か開催をしております。

最後に、本町におきましては、不登校児童生徒ゼロに向けた学校と連携し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習支援員等配置いただきながら、鋭意努力しているところでございますが、ここ三、四年、高い数字を示しており、各所の努力にもかかわらず減少の兆しが見えていないところが、本町の教育委員会の一歩の課題となっております。

こうした中、本年度から慶応義塾大学SFC研究所と連携しながら、子どもの問題行動が出現する前の予防的な指導・支援や早期対応を可能にする教育ツール、慶応大学では、学校現場で見られるいじめや不登校など、児童生徒の問題行動への予防的な対応のできるツールを開発しておられます。現在6年目になっておりまして、主に東京都の学校と連携しておりましたが、本年度から田布施中学校が参加させていただきました。先般、慶応大学の大学院や研究所の先生がおいでになりまして、打ち合わせをしております。今後、具体的な御指導・御支援をいただくことになっておりまして、不登校対策において的確な御指示、改善がいただけるものと、また見られるものと思っております。

加えて、先般から御案内しております、本年度からコミュニティースクールの導入により、保護者、地域と一体となった取り組みが可能になり、地域とともに不登校対策に取り組んでまいり所存でございますので、どうぞ御支援、御指導のほどよろしくお願いいたします。

○議長（林山 健二議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 今、不登校、なかなか少なくならない。この三、四年は高い数字を示しているということでございまして、今までいろいろ取り組んでおられるという、スクールカウンセラー、いろいろ取り組んでおられるわけでございますが、なかなか減らないということはやはり問題があると思っております。

そういうことで、学校を休んだとか、そういうときの宿題はどのようにされているか。また、生徒児童のカルテ等はどのようにされているか。さっき、家庭訪問は学校などでされていると言われましたが、そういうことで、そういうのは生徒がいじめや事件等に巻き込まれないためにもそういうことは大変重要だろうと思っております。

まず、宿題はどのようにされているか。これはこまいことですが、もう一つ、生徒、児童のカルテいうものをちゃんと作成されて、それに応じてちゃんとした対応がされているか、その辺をちょっとお聞きしたい。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 田布施中学校では、家庭では自主学習という形で本来やっております。宿題等は多少ありますけれども、そういった自主学習については確認をしております。

ただ、一番大事なのは、子どもたちの悩みや思いがどこにあるかということですから、単に勉強、もちろん勉強の保障は当然すべきですけど、そういったものではなくて、子どもたちの心の闇といいますか、そういったものを引き出すということを中心にやっております。そういうことで、勉強よりもまずそういった子どもの中に問題点があるということです。

今までは、今御指摘のように、なかなか減らないというのは、対症療法といいますか、子どもたちのいろんなそういった悩みに対応していくという形でやってきましたけど、先ほど紹介しました慶応大学では、事前に察知していくという、いわゆる調査、9月に第1回目の全生徒に調査を行う予定になっております。そういった調査の中で、子どもたちがどういうふうな悩みを持っているかということもなかなか言いません。そういった悩みを、それが大きな問題になっているわけですから、そういったものをどうして把握していくかということが大きな課題です。非常に高い期待をしているところですけど、対症療法ではなかなか難しいということが現状です。

加えて、非常に学校も落ち着いておりますし、学力的にも非常に高いものがあります。ただ、学力にどうしてもついていけない子の問題とか、家庭の問題とか、十数名の子どもについて、あるいはそ

れの予備に危惧される子どもについては、それぞれ、ただいじめといったような問題ではなくて、いろんな家庭の問題とか学力の問題とかありますので、そういったものを一人一人カルテをつくって、個人的な対応をしていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、単に学力の問題とかそういう問題ではないということでありまして、個人的にはそういった対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（林山 健二議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 宿題等の問題を聞きました。それはどのようにされているかということ、やはりこういう不登校とかというのは心の問題だろうと思います。そしてカルテ、そういうことを書いている、医者でいう診断です、カルテ。そういうものをこれから整備されるということですが、そういうことが非常に大切だと私は思っておりますので、そのあたりを、慶応大学のそういう予防に対する、こういうのは未然に防ぐということが非常に大切。

一旦不登校になるとなかなか、私が聞いているのには、なかなかこれを解消するのは難しいと聞いております。そうしたことで、当人も不登校になった場合、生徒、児童の社会との接点を取り戻すために、学校や家庭以外の居場所づくり、教育支援センターやフリースクールの活用などはどのようにされているかということと、もしか、そこに通っている人は不登校にはカウントされていないんじゃないでしょうか。そのあたり。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 法案のほうはまだ表には出ておりませんが、家庭学習、それからフリースクール等についても、授業を受けたというような形でカウントするというような法案が審議されているということは聞いております。本町においては、そういったフリースクールはあまりこの辺りありませんし、うちはおかげさまで議員の皆さんの御理解をいただきまして、中学校に学習支援員という先生を配置しております、非常勤の。その先生が家庭を訪問したり、基本的には学校。最近、ある子どもが公民館で授業をその先生に指導を受けていたということもありまして、町として、皆さんの御理解をいただいて配置しておりますので、その学習支援員の先生が対応しております。ですから、現場の教員はなかなか授業がありますからできませんので、そういうことをしておりますが、あまり、今の状況では、どこかのよそのフリースクールに行ったりというようなことは現在ありません。

きめ細かく教員が訪問したりして、宿題を持っていったり、またそれを持って帰って言葉がけして返したりというようなことをしております。全く子どもが学校、いわゆる担任等を拒否するというような子どもがよその地区には結構いるようですけど、本町には、ありがたいことにそういう子はおられません。学校とは、基本的には、先生とはうまいことっておるという状況です。

○議長（林山 健二議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） この不登校の児童・生徒は、小学校はほぼ全国平均よりちょっと低いわけですけど、中学校については高い数値を示しているということで、この三、四年、高い数値を、これを必ず解消していかなきゃいけないんであろうと思っております。

まず、義務教育であるということで、義務教育で学校に来れないというのはちょっと問題があると思うんです。普通、職場なんかだったら、いよいよ来れんにゃほかの職場もあるということでございますが、義務教育ということで、これは絶対にゼロにしなきゃいけないと思うんですが、その辺りをちょっとお聞きします。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 先ほど申し上げましたように、やはり子どものそういった悩みを事前に察知するという、これがなかなか、いろいろテレビ等で、極端に言えば自殺問題でも、あれ、てぶっちゃったんかというふうに時々思われる人もいらっしゃるかもわかりません。こないだも、先般も今、岩手のほう、大変問題になっていますが、結局、あれは多少認知があったように聞いておりますが、わからなくて突然、行動に移して不登校になってしまうというようなケースもあります。実際、

わからなくてなるんじゃないなくて、見えてないということもあって、大学との連携を進めているわけですが、今後、そういった形で、学校の、住みよい、行きたい学校、あるいは楽しい学校づくりに向けて、校長とも今連携してやっておりますし、早急に、早い段階で不登校ゼロを目指して取り組んでいきたいというふうに、取り組み方を工夫しながら、今までと違った取り組みに変えていくことによって光が見えてくるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（林山 健二議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） それでは、そういうことで、ゼロに向けて努力してもらおうということで、楽しい学校づくりということで、頭から押さえつけるような教育はやめていただきたいということをお願いして、この質問は終わります。一番目の。

次に、2点目の質問を行います。質問事項は、18歳選挙権における学校教育について伺います。答弁者は教育長でお願いします。

それでは、質問をいたします。選挙年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が成立した。選挙権は、主権者である国民が、国づくりなどに関わる民主主義の柱となり、70年ぶりにその対象の幅を広げる意義は大きい。来年夏の参議院選から、高校3年生の一部を含む18、19歳の若者が240万人が新たな有権者となる。中学校で民主主義の大切さは教えているであろうが、今までの現状では、教育の政治的中立性を必要以上に凶るがゆえに政治的要素を一切排除しており、実践的な主権者教育になっていないと思われる。これから、高校生の一部が新たな有権者となるため、中学校でも政治や選挙に関心を持たせる工夫が必要と思う。

私たちの生活は、国政、県政、町政と、全てが政治の上に成り立っており、政治に無関心でいられても、無関係な人は誰一人としていない。このことを感じてもらえる教育が必要と思う。

子ども議会の開催や、子どもたちが田布施町に何を期待しているかなど、町との懇談会等を実施し、町政に興味を持ってもらい、将来を担う有権者を育てなくてはならないと思う。若者の投票率の低下が著しいが、彼らに魅力ある選択肢が政党や政治家に出せない等の問題もあるが、学校で政治や選挙に関心を持たせる工夫が必要と思われる。18歳投票に備えた有権者教育が急務だが、教育現場での対応と教育長の見解をお尋ねします。以上です。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、2問目の御質問にお答えします。

これからの社会を担う若者への政治への参加意識を高めるため、選挙や政治についての理解を深める、いわゆる主権者教育の充実を図ることはまことに重要であると考えております。

学校におきましては、学習指導要領に基づき、小中学校の社会科の授業を中心に、我が国の民主主義や議会の仕組み、政治参加の重要性や選挙の意義などについては指導しているところです。

今回の公職選挙法改正による選挙権年齢引き下げを受け、瀬石議員には、学校教育における主権者教育に対し幾つかの御示唆を賜り、感謝申し上げます。

学校における主権者教育として、まず、国の動向については、総務省と文部科学省の連携による主権者教育の促進が進められるようです。また、長期的には、必要に応じて高等学校及び小中学校の学習指導要領の検討の実施が予定をされております。

今回の公選選挙年齢引き下げの対応につきましては、基本的には高等学校が対象であり、今年夏から秋をめどに、文部科学省で高校生向け副読本、教師用指導資料の作成配布等の予定になっております。また、公選法改正の趣旨や内容について、学校関係者を対象とした全国説明の開催が予定されており、そこでは、政治的教養に関する教育の充実や、政治的中立に関する留意点等、周知のための通知が出される予定となっております。加えて、選挙犯罪等についての少年法の特例等が改正され、また民法の成年年齢引き下げに関する検討、教特法、教育公務員特例法の一部改正、これは教職員の政治的活動の制限違反への罰則規定が今後設けられる予定となっております。

今後、主権者教育以外にも、選挙権年齢引き下げに伴う周知しなければならない事柄がたくさん出

てくるというふうに思っております。

山口県教育委員会の動きにつきましては、まず、義務教育課では、小中学校においては民主主義に関する考え方や政治参加のあり方に関する考察、法の意義や日本国憲法の最高法規制など、基礎的・基本的な知識・概念等を身につけることを重視した指導の実施や、発達の段階を考慮しながら指導の実施を図り、現代の政治に対する関心を高める教育の展開等についてこの夏休み中に開催された教育課程研究協議会の社会科部会におきまして周知をされたところでございます。

また、県教委の高校教育課では、国から出される副読本及びそれに伴う通知等を踏まえた主権者教育の積極的な推進、政治的中立性の確保、授業の進め方や資料の取り扱いに関する留意事項等、県教委としての基本指針が作成される予定となっております。

したがいまして、現時点における小中学校の主権者教育につきましては、国や県教委の動向を注視するとともに、我々町あるいは現場の学校におきましてはこれまでどおり、学習指導要領の趣旨を踏まえた指導をさらに充実させてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（林山 健二議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） この質問をしたのは、議会広報のモニター会議で、今度このように若い人が選挙権もあるので、その辺りをよく、子どもも政治に参加するような、そういう質問をされてもいいんじゃないかということをしているわけですが、今のように、なかなかこないだ法が通ったばかりで、今からということとは十分承知しているわけですが、現在、若者が今選挙離れをするというのは、やっぱり学校のせいでもあると思うんです。ちょっと今、教育長の答弁で抜けておったところがあると思うんで、子ども議会の開催、懇談会等を実施して、そうすると、町政に関心を持つと。そうすると、その子たちはふるさとに愛着を持つというようなことも起きてくるんじゃないかと、そういうことで選挙意識を盛り上げていったらいいと思うんです。その辺をちょっとお聞きしたいということと、もう一つ。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 議員の申されること、大変私も共感しております。実際、児童会、生徒会等の選挙等については同じように、大人の選挙と同じような、ちょっと選挙管理委員会のほうから道具を借りたりしてやっていることは御承知と思いますが、加えて、最近余り耳にしません、例えば、児童会、生徒会の執行部とかそういったものについては、こういった議会の傍聴とか、それから、議員さんや町長さんにそういったキャリア教育、また、地域創生ふるさと学習等でそういったものをまた、今議員が御指摘のような形で行えるといいなということは思っております。

今後、県とかそういったものに、いろんな法に抵触するというようなことも今後ありますし、今回の、先般の柳井高校の事例もありましたように、一生懸命やっても、いろんな形で、ちょっと法が十分理解されていなかったということもありますので、十分その辺を踏まえながら、個人的には、ぜひそういった形で議会等に関心を深めるための、いわゆる見るとか、聞くとか、そういったこと、実践活動も取り組めたらいいなというふうには考えております。

○議長（林山 健二議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 政治的中立ということで、いろいろと難しいところもあると思いますが、若者が希望を持って活躍できるように、有権者教育をしていただきたいと、このように思っております。

現在、シルバー民主主義といいまして、若い人が選挙からどんどん離れていくわけで、そのシルバー民主主義と揶揄されることがないように、これからの政治教育が必要だと思っております。政治的中立性ということで、先ほど言われました柳井高校でも、2つの新聞を読んで投票させて、ちょっと行き過ぎじゃないかとかいうような批判も出るわけですが、やはり法律の1条を見て、民主主義の発展のためにやるんだとか、そういうことの基本がしっかりしておれば、この中立性は保てるんじゃないかと思いますが、学校のほうはその第1条、公職選挙法の第1条、ちょっと何かそうい

うことが書いてあったと思うんですが、そのように、民主主義をちゃんと進んでいくんだということを先生も腹に入れておかれれば、政治的中立は保てるんじゃないかと思うんですが、ちょっとその辺。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 議員御承知のように、もう今後、文科も県教育も、高等学校についてはそういった主権者教育を進めているというわけですから、それを受けて、中学校では何をすべきかということが当然出てくると思いますし、教育長会としても、県教委等にはそういった、義務教育においてはそうすればどういうことをしたらいいかと。1つは、小中学校の学習指導要領が改訂されるというその一部の中でこの辺の取り扱いが変わってくるような気がしております。あくまでも我々の義務教育は、学習指導要領に沿った教育を進めなければいけないという大前提がございます。それを踏まえて、実践とか体験とか、そういったものについては現場に任されている状況が多くありますので、今、議員が言われたことを踏まえながら、また、県とも連携しながら、法とかそういったものに抵触しない、我々も法のプロではありませんので、そういった形で積極的に取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（林山 健二議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 選挙離れが、若い人が随分しているシルバー民主主義と言われるようになっていて、こういうことが起こらないように、このように揶揄されることがなしに、民主的に世代間の調和が図れるように、教育をひとつよろしくお願いいたします。以上で終わります。

○議長（林山 健二議員） 以上で、瀬石公夫議員の一般質問を終わります。

○議長（林山 健二議員） ここで、暫時休憩します。

午前10時18分休憩

午前10時30分再開

○議長（林山 健二議員） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。國永美恵子議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 通告に従い、お尋ねいたします。

まず1問目は、国営圃場整備事業についてでございます。

南周防地区の圃場整備事業が進められております中で、新たな地区の追加要望について、昨年、地元関係者への説明会が行われました。追加でこの事業へ参加が可能なことを前提として説明がございました。アンケート調査も実施されております。

本町の区画整理については、5団地が追加されることで、5月末に、南周防農地整備事業所へ要望書の提出が行われたということでございましたが、その後の状況がわかりません。特に、追加要望ということでもあり、地元関係者から不安の声がございます。地元への説明予定はどうなっておりますか、お尋ねいたします。

この圃場整備の農地区画整理等はそれぞれの地区内の要望等に応じて進んでいると考えますが、そこに隣接する町道整備はどうなっておりますか。

また、現在あります川や水路の川下、あるいはその周辺地域への配慮はございますか。区画整理が行われますと、今までの休耕地であったり、田越して川へ流れていた水は一気に水路に流れ込むことになり、同じ雨量であっても、短時間で川へ流れ下ります。また、工事の際の土砂の流入も予測されます。このところの異常気象で、予想を超える大雨もあります。圃場整備事業で優良農地ができました、周辺の環境などに悪影響が出るようなことではいけませんのでお尋ねいたします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えします。

まず、圃場整備の新たな地区追加要望についてですが、この要望については、昨年5月に南周防農地整備事業所に、田布施町及び柳井市の両土地改良区から、地区編入要請を行いました。

南周防農地整備事業所では、現状の地形条件や営農状況等の基礎的な調査、整備構想の作成を行い、国営としての検討を進めるとしてありますが、要望面積も多く、検討には時間を要すると聞いております。その後、具体的な進捗について説明はまだ受けておりませんので、今後、検討が進む中で、必要があれば地元説明会等も行われるのではないかと思います。

次に、要望地域内の道路や川、水路等についてですが、農地区画整理事業では、圃場の整形・拡大を目的としており、地区内に位置する道路・水路は必要に応じて一体的に整備することとなりますが、隣接する町道の改修は国営事業の対象外となります。また、工事を実施する場合においては、現在の国営事業の工事と同様に、工事施工時の沈砂池の設置による濁水あるいは流出対策などの配慮は行われると思います。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） まず、追加の団地のことですが、当然それは不安になると思うんです。追加ということそのものが不安材料の1つではあるんですけれども、私が関係します吉井地区ですけれども、この南周防の圃場整備が持ち上がった最初の段階で、既にもう説明があつております。そのときに、数回の集会を持ちまして、当然、参加かどうかという意味を求められたわけです。参加しようと思う人は丸をつけてくださいというような状況だったと思うんですが、そういう集会在何回もございまして、ところが、途中から一体どうなったのか。参加を決められたところでは話が進んでいったでしょうけれども、結局参加が見込めなかったという地域には、その返されるものがなかったんです。返されるものというのは、もうやりませんよとか、この地域では参加の――皆さんの意見により参加希望が少なかったんでやりませんよとか、それぞれの状況に応じて説明をされて、こういってやりません、不参加になりましたという、そこを最後の締めくくりがなかったんです。ですから、結果的に何となくじわじわとしぼんでいって終わってしまった。あの圃場整備の話は一体何だったのかということがあったんでございまして、それでも今回追加の話がございました。

ところが、その追加の話も、申し上げましたように、その後の説明会が行われていない。それは町長がおっしゃるように、国が検討するという中では、話は、地元説明が難しいのかもしれませんが、実際にあるのかどうかということ、参加できるのかどうかということ、農地を持っている方にとりましては大変重要なことなんです。もしかすると、今の段階で農地を手放したいという希望者の方もいらっしゃるかもしれませんが、かなりのところへ、もう早く農地を手放したいという方があるんですけれども、そういう状況ですから耕作放棄地も増えているわけでございます。

ですから、当然、町のほうは何らかの対応をしていただきませんと、前回もそうだったからね、今回もきつとないのかもしれないねという話になるのかもしれませんが、それで今後の説明会はどうなのかという質問を出したわけですが、では、もしこれからなるとしたら、当然説明会は行われるんでしょうけれども、もしこれが参加できないとなると、そこでも町はきちっと説明をされますか。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 質問の中に、当初の話が出ておりましたが、当初は御承知のとおり、元、今含まれている追加部分も一緒に随分説明して地域を歩きました。そのときの地域説明も、この後、追加の中に今皆出てきたという状況になります。

当時の説明が、調査事務所というのがありまして、調査事務所がちゃんとした説明をしたつもりなんですが、なかなか御理解いただけなくて、ほんとにスタートの段階から、現在全部含めた状態でスタートできればほんとによかったんですが、その状況ができなかったという経緯で、国営の場合は400以上の面積を有して国営と認めるといふ国の指示がありまして、それに向けて最善の努力をしながら進めてきた経緯がありますし、やっとなんとか面積を確保して国営事業の採択を受けることができたという状況であります。ですから、実際には、もう14年ぐらいから調査をずっとやっておりまして、調査事務所の関係のときにも議員さんから質問をいただいた経緯等があるんですが、ちゃんと

できるんかという質問をいただいております。何とか現南周防緊急農地再編事業整備という形で採択を受けたということ、当時一緒に残った地域についても、やはり改良区の関係の皆さんが、一緒にやったらということで話が出てきたのと同時に、また、地域の皆さんに、一部できたところを見てもらえればそういう理解も少しはいただけるかなということで、新たに追加と。

その追加という表現が非常に難しいんですが、実際には、現在やっている南周防地域の計画変更というのちやんと国に出さなきゃいけない。その状況の中においても少し関わってきている部分があるということで、追加という形で圃場整備を今後増やして行って、町内の荒廃農地解消と同時に、柳井地域と一緒にですから、柳井地域もその辺を踏まえて一緒に協力するという話が進みましたものから、今回出たという状況であります。

ただ、現在の状況では、まだ確定していない。先ほどお答えした通りなんですが、質問の最後にありますように、もしそれが状況がおかしければ、早々に地域の皆さんにお集まりいただいて、こういう状況で国の制度がこういう制度に乗って今回の事業がもし中止になるというような状況があれば早目にその対応はしてまいりたいというふうに思います。

現在は、あくまでもやるという方向において、国の方へ要請活動もしておりますし、要望もしております。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） はい、わかりました。

今そのほうの対応があるんであればちょっと安心、ちょっとはちょっとですけれども、ちょっと安心なんですけれども、以前にも申し上げたかもしれませんが、城南地区で農業集落排水の話のとき、もう随分何回も集会、集まって行ったんですけれども、ところがあれもいつ終わったのかわからないような状況の中で終わってしまって、町民にはそういう不信感が、特に城南の地元にはそういう不信感が私はあると思っています。そういう中で皆さんの不安の声が上がってくるんだろうというふうに考えます。

それで、今後必要になるかということなんですけれども、実際にはどのくらいを目途に地元説明ができるんでしょうか。ただ、もう少しよ、もう少しよといって皆さんに言うのもおかしいですし、また不安をあおるようになってもいけませんけれども。

○議長（林山 健二議員） 向山課長。

○経済課長（向山 智章君） ただいま、先ほど町長も申しましたけれども、事業計画変更の作成作業に入っております。その中において要望いたしました、田布施地区、田布施と柳井両方合わせて約200ヘクタールあるんですが、その今構想図作成に向けての用水系統がどうなっているとか、排水系統がどうなっているとか、それで構想図を作成して、費用対効果の算出をするような委託業務を3月完了予定で、2件ほど発注されております。その中において、地元に関かなければいけない部分が出れば説明会もあろうし、今そういう作業をやっている最中でございます。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） そうすると、聞かれた場合は、皆さんにどういうふうにお答えすればいいですか。3月頃までには目途がつくじやろうとか、そういうお返事を皆さんにするんですか。

具体的に、議員、当たり前です、皆さん職員であつたり議員であつたりお聞きになる。あれからどうなったかね。いっそわかりやせん、早うしていね、こういう話になるんですけれども、そういう皆さんの問いにはどういうふうにお答えするのが一番ベストと思われませんか。

○議長（林山 健二議員） 向山課長。

○経済課長（向山 智章君） 地元の方から聞かれたときは、今国のほうで追加団地についてこれから実施していくように現在の用排水路がどのようになっているとかの調査と、また面積の精査等もきちんとしておりますので、その結果が出次第、また説明会もありますので、今とにかく200ヘクタールという広い範囲ですので、時間がかかりますというふうに説明していただければと思います。

○町長（長信 正治君） ちょっと私も。議員さん御承知のように、国営の事業ちゃ、そりゃ我々が要望して一生懸命お願いするんですが、その中身については、国営の内部ではっきりとした余裕がないところがあるということもあろうかと思いますが、それではうちは困るということで、推進協議会というのを柳井市と光市と田布施町で現在も、年に1度、幹事会もやりますし、そういう状況の中で、その辺をしっかりと押さえていきますので、今回の要望について、追加についても、推進協ではっきり申し上げて国の方へ言ってきたという経緯がございます。そうしないと、地元がわからんじゃないかというようなことを逆に国に言われたら終わりなんです。国も、地元がやりたいから何とかしちゃってほしいという要請に私どもが言っておりますので、地元の皆さんに不安を与えること自体はできるだけ避けたいというふうに思っておりますので、そういうことは、事業所がちゃんとあるんですから、どうもあの地域はみんな不安がって、いっそ前に進むじゃ進まんじゃ言いよるぞとかいうような言葉が出ますと、やはり国の出先でありますから、事業所もそういうことが、万が一、国のほうへ報告されたんでは困るというのが私ありますので、非常に事業所にもそういった点はやかましく、地元はやる気で必死になってるんじゃから早くしてくれ。今遅れた経緯等についても非常にやかましく話をしている状況なんです。

ただ、あくまでも国営がやる事業で、町としてはでき上がった以降で、返済等を含めてやるわけなんで、とにかく早くして、地元の地域の皆さんが安心して事業に進める状況をつくっていきたくてやっております。

岡山にもこれから行って、その点をしっかり話したいというふうに思っておりますので、課長等はその話を進めながら、何とか早く、地域の皆さんが安心して事業に進める状況をつくっていきたくてというふうに思っております。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 確かに、地元からの追加要望ということでございますが、その裏では、町の職員の方たちが大変努力をされたということがございます。ですから、余計、地元からの要望とは言え、地元の皆さんが不安になるということでございますので、申し上げておきます。

それから、先ほども流出対策が行われるというふうに御答弁にあったと思うんです。水の関係です。木地の地域で随分泥が流れた経緯がございました。そういうときに御蔵戸川に流れたんですか。そういうときには、泥は全部取り除かれて、あときちんと、されたんですか。そういう生態系の被害というようなものもなかったんですか。その点を1点。

○議長（林山 健二議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 泥につきましては、ひどいところについては除けたと聞いております。

生態系については、国のほうからそういう話も聞いておりません。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） ひどいところは除けたということになりますと、もしかすると全部は取り除かれていないというふうに解釈してもよろしゅうございますか。

○議長（林山 健二議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 以前からついていたものについては当然除けていませんけど、新しく田んぼとかの法面が崩れて河川の中に流出したものについては。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） またあと、木本議員がお尋ねになりますので圃場整備は。ですけれども、私、ここでどうしても聞いておかなければいけないのは、水の関係なんですが、田熊川がございいます。この田熊川が保育園の入り口あたりで逆流をするんです。町長もこれ御存じと思うんですけども、そこで浚渫の要望が地元から出ております。これが、宿井川がずっと圃場整備が、上が進んでいきます。そうすると、今木地のような土砂の流入であったり、そういうことも考えられますと同時に、先ほど、最初に申し上げましたように、流れ込む量が短時間で増えてくるということになります。

すと、むしろここが逆流をするのではないか。以前、逆流していますので、町営住宅の家なんかがあるちょっと保育園寄りといいますか、ここは少し低くなっているんです。あの地域はどんどん住宅ができてきて、遊水池なる水田が少しずつ減ってきて、今あまりございませんので、お馬さんがいるところの反対側も埋め立てて家ができています。そういう状況があるので、この、田熊川についてはほんとに私不安があるんです。圃場整備をやったよ、上からどんどん流れてきたり、土砂の溜まったのも最後までは面倒見なかったよということになると、むしろここが逆流する。それも、今まで以上に、今まではここで済んでいた。ここまでは逆流しなかったというものが、圃場整備事業に関わってさらに逆流がひどくなる。状況が悪くなる事態にならないかという不安があるので、特に水路をお尋ねするんです。吉井川もそうです。これから、吉井川は大体上流が全部多分圃場整備の対象になっているのでございませうか。あの入り口のところもよく蛇行しておりまして、大変悪い状況なんです。以前には郵便局のちょっと手前のところ、よく崩れては直しておられました。今は直って、護岸をちゃんとやっておられます。その手前なんか悪いんで、決して——うちの前の反田水路もそうなんですけれども、そのまま放置されていけばどんどん状況が悪くなるというのがあるんです。反田水路の場合は家がないんで、特段に家に被害というのはございませんが、田熊川については、もしかすると床下浸水なりというような被害が出るかもしれないと思って、こういうところはどのように考えていらっしゃるかお尋ねいたします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 以前から、あの地域については、河川の中の土砂が溜まっているから除けてくれということをお願いしております。あそこ自体は上の圃場整備がこれから始まっていくんですが、住宅が多くできて、あの全体としての遊水池は非常になくなってきたというのは私もよくわかりますが、ただ、上の部分の荒廃している部分、あるいは遊水池が実際に上で遊水できる場所は実際に遊水していないという地域が非常にあそこはあるわけなんです。だけど、圃場整備をやることによってその辺の解消はできると思いますし、その状況を見ながら、あの河川については国営では下流域までやっていきません。田布施川との関係を含めて、河川についてはこれからしっかりと検討していかなきゃいけない部分があるなというのは認識しております。

住宅がまだあの近辺にもできるような状況を見ておりますし、できることなら、住宅ができてほしいわけであるし、その辺を踏まえて、特に河川の問題は、今、昼間のテレビ、夜のテレビなんか、大変な、現在ゲリラ豪雨等を見ますと、早目に手を打っていかなきゃいけないかなと思っておりますので、圃場整備でという状況はちょっと無理かなと思っている、それ以外で検討させてください。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 当然、圃場整備の中でそういうところまでできるとは思っておりますが、実際には圃場整備だけが良くなって、あとが迷惑したよというんでは、田布施町長としては大変いけないこととか、全般に目を配っていかれるのが町長でございますので、その結果、一方が良くなった、さあ良かったよ良かったではいけないという思いでお尋ねをしましたがけれども、大体もうほんとに緊急にやらなきゃいけないことじゃないかなと、あそこは。というのが1点ございます。圃場整備とは関わりなく1つはやらなきゃいけないんじゃないか。さっき申し上げたように、圃場整備に関わってここがますます——かなりあそこは蛇行しておりますので、どんどん土砂が溜まるようなことになってはいけないというんで、このところもぜひ検討いただいて、逆流するようなことがないようにしていただきたいというふうに思います。

町道ですけれども、町道も実際には圃場整備と直接ということにはならないんでしょうけれども、今、圃場整備と関連をして町道をいらわれる予定がどのぐらいありますか。何件ぐらいありますか。

○議長（林山 健二議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 各地区、町道と一体的に整備をするのが1路線か2路線ぐらいはあります。先ほども言いましたように、町道やる場合、その町道がやっぱり田んぼの区画の形状を良くす

るために、大体一定区域として地元の方が、含めてやろうじゃないかという一定区域内になった場合は、そこの町道も含めてやりますよというのをうちの建設課に対して、地区編入の承諾書を提出します。で、含めてやってもいいですよということになれば、それから地元にも説明をして、どういう道路をつくれますかというような協議をした中で、道路の形態、位置等も決まれば、今度は道路法24条協議をもういっぺん建設課とやって、工事の発注になります。だから、地元の方が、当然町道やることについても、負担金も高くなります。だから、地元の合意形成があつて、地区をよろしうじゃないかということで、町道も含めてやろうということになれば、当然日程的に含めて整備も可能でございますが、1級、2級についてはちょっと整備できない場合があります。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 工事を、水道や下水道で何回も掘り返すとかというようなことがよく出てまいりますけれども、それと同じように、何度も工事をするというのではなくて、1度にそういう形で進めていくのが望ましいのではないかとことを思いまして、皆さんから要望が出ている、1級、2級も関わるのかもしれませんが、私ども2級になりますか、1級になりますか。そういうところでも、後から、せっかくいらつた、圃場整備でやった田をもう一度いらうようなことがないように、しっかりやっていただきたいと思ひまして、申し上げておきます。圃場整備の関係は終わります。

2問目にいきます。2問目は女性の参画についてでございます。

本年4月に、女性農業委員が2名誕生しました。これにより、本町の第2次男女共同参画プランの農業委員会に占める女性割合は目標値に達したこととなります。目標値を達成できたことは大切であり、彼女たちの今後の活躍に期待をし、町としても支援すべきと考えます。

町長も、女性農業委員の進出に期待していると、平成25年12月議会で御答弁されています。4月以降、半年余りになりますが、町は女性農業委員の活動に支援をされましたかお尋ねいたします。

男女共同参画プランの具体施策の農林水産業における男女共同参画の推進には、女性リーダーの養成を言われております。女性農業委員が農業の分野における女性リーダーとして活動ができるよう、町としては活動の支援や場の提供も必要と考えます。積極的に人材活用をすべきと思ひますが、どのように対応されるかお尋ねいたします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、2点目についてお答えいたします。

御質問のように、私としましても、女性農業委員の誕生は喜ばしいことであり、現在、8月時点で、県内全ての農業委員会から合計54名の女性農業委員の方が活動されており、今後の活躍を大いに期待しております。

また、これまで山口県を3つのブロックに分けた女性農業委員の研修会が開催されておりましたが、今回、田布施町の女性農業委員さんも、先月開催された東部ブロック女性農業委員の研修会に参加されたと聞いております。

現在、女性農業者は、農業就業者の4割を占めており、女性が参画している農業経営体ほど販売金額が大きく、経営の多角化に取り組む傾向が強いなど、地域農業の振興や農業経営の発展、6次産業の展開に重要な役割を担っています。

他方、農村社会では、いまだ指導的地位や経営主の多数を男性が占めている状況にあることから、女性同士のネットワークの強化等、地道な取り組みを通じて、男女ともに意識改革を図りながら、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進めることが必要であります。

このため、地域農業に関する方針等に女性農業委員等の声を反映させるため、人・農地プランを検討する場への女性農業者の参画を計画しておりますし、山口県農山漁村女性連絡会議とも密に連携をとり、農林漁業者の6次産業化、都市との交流、にぎわいのある地域づくりを進めていくことができるように取り組んでいきたいと思ひております。

また、生産だけでなく、加工・流通・販売への経験や知識を持つ女性、消費者と生産者の両方の立場からわかる女性の力が存分に生かせるよう取り組みを進めていきたいと思っています。

このように、女性は農業と地域の活性化において重要な役割を果たし、6次産業化等の担い手としても大きく期待しており、農業の成長産業に向けて、その能力が一層発揮できるように支援していくことが必要と思っています。

具体的には、人・農地プランの企画・立案の段階から、担い手や地域農業のあり方等の検討において女性農業者や女性グループの多くの方に参画していただき、女性の視点で企画立案に関わっていただきたいと思っていますので、女性農業委員についても、こうした場合の参加等をお願いしたいと考えております。

また、国営事業実施後の本町の新たな農業構造に対応する施策や展開方針等についても、次世代リーダーとなる女性農業経営者の育成及び女性ビジネス発展等の農林水産省の進める農業女子プロジェクトを通じて女性農業者の地域ネットワークへの参加等も支援し、女性の力が存分に生かせるよう取り組みを推進していきたいと思っています。

以上です。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） もしかすると、私が田布施町で初めての女性農業委員だったかもしれませんが、2番手、3番手だったかもしれません。そういうことはあまり問題ではないんですけども、私が農業委員の時を思い返してみまして今度の質問をいたすわけですけども、最初答弁で触れられましたが、県の女性農業委員の会も立ち上げられまして、実はその会に私も出席をいたしました。それから岡山県で行われました中国地区の女性農業委員の集まりというのがございました。これにも参加してまいりました。大変勉強にもなりましたし、他の女性農業委員さんのお話を聞くと刺激にもなったんでございますが、町の方から、そういう1人の女性農業委員ということで、そういうこともあったのかもしれませんが、町の方から事業とか行事とか、そういうものにおいて参加を求められたり、出席を求められたりしたことがなかったんです。それで、こういうことではいけないなと私が思いましたので、むしろここは積極的にということでお尋ねをいたしております。

特に、こういうものにどうですかという打診すらございませんでした。ほんとに残念な限りであったなと思って、もっと私自身も積極的に動けば良かったかなと反省の意味も込めて、これから女性農業委員さんの活躍をしていただきたいというふうに思います。

7月24日付の全国農業新聞でございます。町長も、以前お聞きしたらとっけているとおっしゃっていました。当然課長もとっけいらっしゃるでしょう。それに、香川県の綾川町というんでしょうか、ちょっと読み方が違ったら申しわけないですが、女性の農業委員が児童に食育の推進の指導をされたというのが紹介をされております。田布施町でも、こういうことも考えられるんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、先ほど町長はいろんな政策とかなんとか、そういう町がやっていくものに対して参加を求めていくという、それは一方ではそういうことが当然あっていいんですけども、直接住民と関わるということがあってもいいんじゃないかなという思いがございます。ですから、こういう紹介をされております食育というの、大変大事なことになってくるかなと思います。

他の町と同じことをやる必要はないと。町独自のものでいいし、もちろん同じものでもいいんですけども、何かそこにできるものはないかなと思ひまして、今申し上げた子どもたちとの食育あるいは食の教育、そういうものもあるかなと思います。野菜の育て方でもいいんじゃないかなと。それから、今有害鳥獣が大変町内で問題になっておりますけれども、こういうのも、子どもたちを相手に、あるいは社会教育の場でとか、そういうもろもろがあるんじゃないかなと。女性農業委員との懇談会みたいなものが女性の農業者、担い手、こういう方たちとの間にあってもいいんじゃないかなというふうに私考えるんです。

1人でやる場合は単独行動というふうに見られがちですけれども、お2人出られたわけですから、グループとしての活動というのがここに生まれてくるわけですので、女性の参画というのを一歩も二歩も進めさせていただきたいと、このように思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） ありがとうございます。私自身もそのつもりでやっていかなきゃいけないという気持ちを持っておるんですが、本町の場合は、生改連やら含めていろんな関係の女性の団体の方が、いろんな形で町内の農業に関わることに関わっていただいていると。ただ、農業委員という立場での関わりが、さあ、今までどうだったかと言われたら、今議員さんが言われた通り、農業委員という立場でそういう関わりには非常に少ない状況だったような気がしてなりません。

ただ、一方では、今言ったように、女性として一生懸命活動されて、特産物開発を含め、あるいは子どもたちの食育、あるいはお弁当づくり、いろんな面で、一般を含めて活動されているんですが、農業委員の方からの、逆に言えば、農業委員に今まで女性がいなかったからそういう活動が少なかったというふうに思われるかもしれません。そういう方にも農業委員になってくださいということで随分、一時お願いしたんですが、なかなか自分のやっていることがそれが手いっぱいだと、農業委員までは無理ですよという方が何人もいらしたんですが、お陰様でこの度は、そういう関連を含めて、関わった女性の方に出てもらったということで、非常に良かった。もっとできることなら多くてもいいんだなという気を持っています。私どもが圃場整備を県営をやるころに、三ちゃん農業じゃからのと言われた。大体じいちゃん、ばあちゃん、母ちゃんというのが農業をやっているのに、いっそ農業のことを指導してくれんじゃないかということちょっと言われた経緯があるんです。皆さんの圃場整備会議等ではその辺をしっかりと言うて、そういう三ちゃん農業でなくても、1人がちゃんと対応できる農業をやっていくためには、やっぱり行動をしっかりといきましょうよという話をしたら、納得された方が多くいらしたんです。三ちゃん農業というたち、どっちみち将来続きゃあへんのじゃと、やっぱり新しい若い女性、あるいは若い担い手、これをしっかりと求めていかないとだめだよということをおっしゃいました。

だから、そういう意味からいいますと、農業委員会の委員になった方が、お若い方がなっていたらいいし、あるいはそれなりにまた男性の方もその辺を理解して、農業委員会としてこういうことをやって、ひとつ地域づくりに貢献し、農地も残り、農業というものは大事なんだということしっかりと地域のそういう女性団体等にも話をさせていただくと、そういう機会も設ければ、やはり、じゃ私らが農業委員になってやるいねという話が出ればいいなという気持ちを持っているわけなんです、なかなかそういう機会にいかなくて、これからは女性の起業者等も増えてくるという思いがします。

今、予定では地域活性化のために人材も入れてその辺を活用しようという思いをこれから持っておりますので、そういう意味で、議員さんがいろいろ気付かれたことを遠慮なしにひとつ我々のほうへ御提言いただいて、こういうやり方をしたほうがいいよということがあればそれに向けてしっかりと研究努力していきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） わかりました。男女共同参画は農業委員だけに限らず、さらに進めさせていただきたいというふうに思います。

3番目に移ります。子どもの医療費助成についてでございます。

現在、田布施町では、県制度に乗り、所得制限はございますが、乳幼児の医療費の無料化が行われております。県内の状況を見ますと、この制度を小学校や中学校卒業までに拡充を行ったり、所得制限を撤廃したりして内容の充実を図っている市や町が増加しております。子どもの医療費助成は地方創生先行型交付金の中の少子化対策の交付金対象事業に含まれており、全国的に見ますと、地域住民生活等緊急支援のための交付金を財源にして、この機会に子ども医療助成の充実に踏み切る自治体もあるということです。

内閣府地方創生推進室が6月2日に提出した資料によりますと、この新交付金を活用して、本年度から子ども医療費助成の実施を行ったのが山口県では防府市、光市、周防大島町、阿武町となっております。子ども医療費助成は、子育て支援と少子化対策に重要な基本施策と考えます。本町も子どもの医療費助成の拡充等を行い、充実を図るべきと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、3点目の子ども医療費助成についてお答えいたします。

現在、県と町で共同して行っております福祉医療制度は、乳幼児、児童、心身障害者、母子・父子家庭の健康管理の向上と福祉の増進を目的として、医療費に係る自己負担分を福祉医療費として支給するものであります。

本町では、小学校就学前までの入院、外来については所得制限を設けて医療費を助成しております。平成26年度の決算額では、1,779万円であります。他市町では、助成対象を小学校、中学校卒業までと段階的に拡大されておりますことは御指摘の通りであります。本年度4月現在で、県内の状況は、本町と同じ小学校就学前までの市町は10、小学校3年生までが4、小学校卒業までが1、中学校卒業までが4となっております。

また、御質問のように、所得制限を撤廃している自治体も増加しております。

子どもの医療費の無料化拡充は、今日の厳しい経済情勢の中で、子育て家庭の負担を軽減するとともに、子どもの健やかな成長と福祉の増進に寄与するものと考えております。また、子育て支援においても、子どもの医療費助成は重要な施策と思っておりますが、当然ながら、恒久的な財源支出の増加を伴うものとなります。仮に、現行の所得制限を設け、助成する福祉医療制度を本町で小学校卒業までを対象にした場合、必要な予算として推計したところ、概算ではあります。3,300万円程度が毎年必要となり、新たに約1,500万円の財源を毎年確保していかなければなりません。

現在策定中の田布施町まち・しごと創生総合戦略の中でさまざまな子育て支援策を検討しておりますが、今後も厳しい財政状況が続く中で、どの程度予算を段階的に割り振れるか、また子ども・子育て支援施策を充実させていくべきか、総合的な観点から判断していくこととなると考えております。

私は、全国の地方自治体が厳しい財政状況の中、単独事業で取り組んでいる子どもの医療費無料化については、本来は国の責任で全国一律の制度として国が実施すべき事業と考えております。全国知事会、全国市長会等でこうした要望を国に対して行ったとも聞いております。

こうした状況の中で、町といたしましては、現時点では、子どもの医療費の段階的な対象拡大は考えておりませんが、今後、国・県等の動向も十分注視しながら、総合的な子育て支援の充実を検討してまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 町長が最後におっしゃったその通りでございます。これは、本来国の責任でやるべきものと、私もそのように思っております。ここはほんと町長とびったりと息があっただけでございます。でも、本町差し当たってやらないということですから、ここからお尋ねしなきゃいけないんですが、最初のところでお尋ねした時に申し上げましたけれども、地域住民生活等緊急支援のための新交付金といいますか、その地方創生先行型交付金の少子化対策の事業に子ども医療費助成事業をされる自治体もあるということをお知らせしました。それは県内でも4自治体ということをお知らせしました。

この新交付金というのはかなり計画を立てる準備期間がなかったんです。全協でもそういうことをおっしゃったと思うんです、説明のときに。大変準備期間がないのでというので、大体は国の出したメニューに乗るということになったんであろう。国の方は特にプレミアム商品券とかそういうものを出してきましたし、そういうものに乗ることになったんだと思うんですけども、本町にはこの交付金で少子化対策に、子どもの医療費助成という、これに乗ろうというお考えははなからなかったのかお尋ねいたします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） いろいろ検討した経緯があるんですが、正直いいまして、一旦そういう助成をした場合は、交付のほうの関係が5カ年間で打ち切られた。その後も続けていかなきゃいけない。そういった場合のことも考慮しながら、それぞれ一生懸命関係部署等も検討を進めた経緯もあります。今言ったように、プレミアムみたいに1回きりでぽつと終わるんならその対応もみやすいんですが、もしこれを恒久的にずっと続けていくとう状況になると、それはちゃんと国が今後も創生事業の一環を続けていいよと、それには予算をつけるよという状況等が確保できるのであれば即その対応ができたんですが、国自体がそういうことは言っていません。5カ年間の創生事業の事業継続の中で対応するという事になった場合は、将来のことも考えてその辺はしっかり踏まえにゃいけないということになりますので、できることならやりたい部分もあったように私は聞いている、担当のほうはそう思ったんだろうと思うんですが、その辺を踏まえて、今回はその分を見ていないという状況であります。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） そりゃ、町長がおっしゃるように、どうかなというのがあるかもしれませんが、みんなが皆、それぞれの町が皆こういうのをやり始めて、国に声を上げていくと、私は、国もこれをやらざるを得ない状況が逆に出てくるんじゃないかと思うんです。それに期待をしたらいんじゃないかなというふうに1点は思うわけです。ですから、当然もうやっているよ、そのところはほんとに基礎的な部分ですから、これ国がやっくださいよと一斉に声を上げていくという方法が1つはあるんじゃないかなというふうに考えるわけです。

もう一点、今月――最初の答弁からするとちょっと難しいかなと思うんですけれども、今度は10月末完成予定としている地方創生関係の本町の総合戦略、これに今からでもこの子ども医療費制度を乗せられませんか。

○議長（林山 健二議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 今言われるのは、地方創生先行型の追加交付というものがございます。10月末までに完成すれば1自治体1,000万円ということで計画書を出すということでございます。その計画書につきましては、8月末までに国との事前協議を終えて提出をした段階でございますので、今その中には、医療費助成のことは入れておりませんので、今から追加するという事はできません。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） わかりました。最初に、国の出していたメニューに乗らなくても、実際にはこの新交付金に乗った自治体もあると。そういう自治体がどういうお考えを、全部ではないんでしょうけど、一部には1年限りで、もしかすると1年限りであってもいいよ。だけど、この機会に医療費の助成を充実させようじゃないかというところでおやりになった市町、そういう自治体もあるというふうに聞いております。

私が何で交付金事業に乗れないかという、すごくこだわるわけですが、1つは、国の交付金事業に乗って子ども医療費の拡充を行う、窓口負担を無料にする、いわゆる現物支給ですが、こういたしますと、国の交付金であれば国保の国庫負担金の減額調整の対象にならないんです。それは国庫負担の減額調整の対象になる費用というのが国保の事務、事務費負担金等の交付金額等の算定に関する省令第4条第2項によりまして、国の負担金、補助金の交付を受けた場合にはその対象にならないというのがあるんでございます。ですから、国の交付金、こういう事業に乗ってこれをやると、国保会計に影響をしない。無料であっても国保会計に影響しないということですから、私はぜひ交付金事業を持ってきて、これをやるのが一番いい。国保にも影響しないというんだったらこれだけいいものはないと思うんですが。

それで、医療費の例えば独自の助成を、町独自で助成をします。今も県と町でやっております。これも、無料であれば当然ここの国保の減額調整の対象になっているわけでございます。ところが、窓

口償還であれば、これは減額対象にしないというんです。それも、大体国も矛盾しているなど思うんです。償還払いならしないけれども、窓口無料にしたらもうペナルティーがつくよ。大体、国の対応が私間違っていると思う。これをまた町長、一緒に声を上げていかなければいけないところかなと思いますけれども、そういう事情がございますので、国保会計に影響を受けない、それで窓口払いを無料にすれば、やっぱりこの交付金事業に乗るのが一番というふうに考えますので、何か交付金事業はないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

第一、国保会計、今大変なんですから、これに少しでも影響が出ないということはとっても大事なことです。お尋ねいたします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） しっかり検討していかなきゃいけないんですが、國永議員が言われるように、自治体自体で非常に温度差があるんです。なぜかというたら、そんなことをしてくれたらみんなそろえてやるような方法をとらにゃ困るよということも話したことがあるんですが、特に本町の場合が一番厳しいのは、いろんな交付の対象から外れている部分が多過ぎるために、よそはほかの財源を回してでもそういう対応する自治体があるというふうに聞いております。

ただ、今國永さんが最後に言われたように、何かいい方法を考えて対応できれば、それは確かに国保特別会計の方に金がかからないで済む方法を考えなきゃいけないわけですけど、現段階でそういう状況で進めておる内情を何とかいい方法をこれからほかの——国保というのは全体の県の団体の会計を抱えておりますので、その辺等、協議ができるものなら話しながら、どういう方法がいいかというのも国保連合会のほうにもしっかりと申して、やっていければというふうに思っています。

今現在、すぐこういうふうに対応しますというお答えはできない、申しわけないんですが、国保連合会の方の光市さんがやったのが新たに理事長になったからやったのかなと私は勘ぐったんですけど、どうもそうでもないらしかったから言われませんが、防府市さんは理事をやめて光市さんへ変わった途端に、両方ともやったから、どうもおかしいなと思って、思ったりしたんですよ。それはまたしっかり聞いて、説明していただきたいというふうに思っています。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 以前、国保のところでお尋ねをいたしました。もう国保世帯では、おぎゃあと生まれた瞬間から税金がかかる、これ町長、何とかならないかというお話をしたと思うんですけれども、そのとき町長は、そこだけではなくて全般的に考えたいとおっしゃったんで、私は期待をいたしておりましたけれども、やはりこの医療費の助成というのは、もうそういう全国的、県内を見ましても、全国的にもそういう流れがございますので、必要だろうと思います。あまり、今やる気がないんだよというようなお返事ではなくて、近い将来に実現したいんだというお考えはございませんか。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 国全体に当初、議員さん言われたように、ほんとと同じ気持ちであるんで、消費税の問題等を含めて、国がしっかりと財政を確保して、しっかりその辺は面倒見てやるよという、特に福祉に対しては、その分を見込むという状況で言っているわけですから、期待したいんですが、現状の段階では何とも読めません。だったらどうするかというたら、自治体、各地方からしっかりと国に要望申し上げていくというのがあろうと思いますし、その辺がうまくスムーズにいけば、国保会計についても、国保の全体の問題についても前に進んでいくような気はしています。

ただ、今ここで、こういうことがありますよというお約束もできませんし、決して後ずさりするんではなしに前を向いていくこと、これは議会議員さん皆を含めて同じ気持ちだろうと思いますから、今後も私なりに一生懸命努力していくし、御協力等、御支援をいただければ、その対応も、議会挙げて要望していこうじゃないかということになるとありがたいなという気持ちを持っております。やっぱりそういうところもあるんです。議会挙げて、何か言ってきたけえということで、ちょっと言われ

た経緯も聞いておりましたので、そうか、そんなに議会さんがやってんなら、そりゃ、やらざるを得んしちゅう話を聞いたことがあります。そりゃ全部というんじゃないです。そういう話をされたということも私聞いておりますから、そういうことであれば、そういうことも含めて一緒になってこの問題はやっていかないと。特に少子化という問題は一番大きな影響があるんだということで、子どもに対する。そして、今高齢は高齢であります、これからは逆に高齢は少なくなっていく。だったらいいじゃないかという、そんな問題じゃないぞということで、しっかり物申していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 申しあげましたように、私が1つ残念に思うのは、一方では、国保会計に影響しないよということであれば、例えば子育て支援の引き出しの中にいろんなものが詰まっています、それを開いたらこういうものが出てくると、その引き出しからは、子育て支援、やりたいことがいっぱいある。引き出しからあふれ出てしまうというような、先ほど松田議員も、若い職員が増えたのでということをおっしゃいました。そういう中では、若い方からの発想もいろいろ。ただ、その後続きますのは、そこに持ってくる財源をどうしたらいいかというのは、それは今までありました長い経験のある職員が、こういうことであればここに影響がでないでいいよという、そういう横の連携も、また指導も必要ではないかと思っておりますので、さらに若い職員にも期待したいし、町長にもそれがさらに良くなっていくように、私ももう少し早く気がついて、国保会計に影響しないということをお申しあげれば良かったなと思う。この点は私も勉強不足と反省をいたしておりますけれども、そういうもろもろ。例えば子育て支援だけではなくていろんなものが引き出しにいっぱい詰まっている。ああ、これがあるよと、こういうものがあると言われたら、そのものがすぐ出てくる。その事業、メニュー、すぐ田布施町では出てくるよと、こういう状況であってほしいなと思っております。

ちょっと時間、5分でやってください。3,300万円と先ほど、最初に数字でおっしゃった。この根拠は何でしょうか。

○議長（林山 健二議員） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（川添 俊樹君） まず、現在の乳児医療の実績が1,779万580円、これが決算書に出ておりますけれども。これが6歳までの乳児医療費、これをそのまま医療費を小学生に当てはめると非常に無理があるので、どうしたかといいますと、全国の厚生労働省からの資料で、医療費の年齢ごとの医療費というのが出ていまして、0歳から4歳までが1人当たり20万円とかいう値が出ていますが、それを参考にして、小学生の医療費を田布施町バージョンで算出すると、児童1人が17万7,100円、それから小学生になると9万3,900円というような形の推計の数字を出しました。それに基づいて、小学校全体での医療費、これは3割負担になります。だから、6歳までは2割負担、それから小学校になると3割負担になりますので、この3割を割り戻して出した数字が1,600万円ということです。だから、両方合計して3,300万円という数字でございます。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） わかりました。今、年間で子どもが100人前後、ずっと100人というふうに思っていれば大体そういうものかな、出生が。国保で言えば10人前後、大体1割が国保世帯の出生というところになりますので、こういう人数の少ない中では、また医療費の助成も大変重要になろうかと思っております。

子どもというのは、さっき課長もおっしゃったように、乳幼児費と違って、だんだんあまり病気をしなくなるという、元気になっていって病院に通う回数も減ってくる。特別な大きな病気は別として、我々はだんだん病院に行く機会が増えてきて、薬を持ち歩かなきゃいけない状況になるわけでございますから、ぜひぜひこの子どもの医療費の助成を早い時期にお考えいただいて、また町長がさっき最後におっしゃった、議会も一緒にといいれば、独断でどうこうは申しあげられませんが、町長の方が議会へのお働きかけがあるのでございましたら、それもいいかなと私は思います。

これで終わらせていただきます。

○議長（林山 健二議員） 以上で、國永美恵子議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（林山 健二議員） 次に、木本睦博議員。

○議員（10番 木本 睦博議員） 3問ほど質問させていただきます。質問方式は、最初は一括質問一括答弁、2回目より一問一答式でお願いいたします。

まず最初は、圃場整備の質問をします。

圃場整備、平成23年度から事業開始になった国営緊急圃場整備ですが、29年度工事終了予定が、入札不調等で大幅に遅れております。この工事の遅れで、各地区の営農に大きな被害が出ております。

私の地区の波野でも、フォアスの遅れで全体の4分の1は営農できない状況です。総事業費112億円、区画整理約270ヘクタール、暗渠排水250ヘクタールの予定でした。しかし、現在までの進捗状況は、区画整理68ヘクタール、25%、暗渠においては16%しか進んでおりません。さらに、田布施だけでも区画整理5団地、暗渠も1団地追加団地が出ております。これに対し、事業費は27年度ベースで121億円となっております。昨年の執行できなかった工事予算約10億円は国に返納されております。

今後、工事費、消費税の値上げが予想されている中で、当初の予算内で果たして工事ができるのでしょうか。また、工事の遅れは3年と聞いておりますが、先日、新規団地の説明会では、あと十二、三年はかかると説明があったそうですが、全工事完了の時期をお聞きします。

2つ目の御質問は、山地番の質問でございます。

田布施町は約6万筆あり、そのうち1万2,000筆の山番地があります。このうち、同地番の世帯がかなり、山番地とダブる世帯がありますが、これは山などを造成し宅地を建てたため、従来あった世帯と山地番がダブって、同じ世帯の地番が複数できたわけですが。このため、郵便物や宅急便等、間違われ配達され、いろいろと不便で迷惑をしております。この山地番現象は、広島県の一部と山口県がまだ解消されていないようですが、解消する時期と手法をお聞きします。

3番目の質問は、森林と竹林の荒廃についてですが、この質問は10年ぐらい前、同じ質問を当時寺田町長にしましたが。たしか、積極的に取り組んでいくと答弁されましたが、その後ますます山は荒れ、竹林は増え続けております。しかもまた、そのほとんどが未整備のままです。特に、竹林の繁茂は、町内で212ヘクタール、森林に対する竹林の面積は県内で2番目に多くなっております。

竹は地下茎が年間に10メートル近く伸びるため、面積より広い杉や松を枯らしています。また、竹林は崖崩れには強いですが、地すべりの発生率は極めて高く、また動物の生態系まで狂わせ、イノシシや猿の野生動物が大変今増えております。このまま放置すれば、田布施中の山が竹藪になります。美しいまちづくりは、公園や道路に花を植えるだけではだめです。まず、田布施の駅に電車で通過しても、駅に降りても、見るのは山の景色です。田布施の山は大変これは汚いです、実際。今後、木材、竹材の活用を含め、森林・竹林対策をどのようにされるのかお尋ねいたします。

以上3問、お願いします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えします。

1点目は、圃場整備についてです。

まず、当初の予算内で全工事ができるのかとのお尋ねです。国営事業の事業費は、当初、事業費を算定する時点の条件で算定していることから、消費税率、面積等の条件が変われば事業費は変動する可能性を有しています。また、追加団地の工事については、南周防農地整備事業所に、田布施町及び柳井市の両土地改良区から地区への編入要請を今年5月に行いましたが、新たな団地を国営の地区に編入するには、土地改良事業計画の変更をあらかじめ行わなければなりません。

この土地改良事業計画の変更には、まず中国四国農政局や農林水産省との協議を行い、国営事業と

して新たに取組むことが適当と認められれば、土地改良法に基づく手続を経て、工事の着手が可能となります。追加団地に必要な事業費は、土地改良事業計画の変更において国が定めることとなり、消費税の増額等についても反映したもので算定されると南周防土地整備事業所から聞いております。

次に、工事の遅れや追加団地もあるが、全工事完了の時期は、とのお尋ねです。御承知のように、昨年度は山口県下の豪雨災害復旧工事の影響により、入札不調等もあり事業が遅れ、国営事業の工期は当初から3年遅れ、平成32年になる見込みと、南周防農地整備事業所からは聞いておりますが、これは、追加団地の工事を含まない当初の工期であり、追加団地に関する工期は、土地改良事業計画の変更において国が定めることとなります。

現状では明確な工期は明らかにできませんが、南周防農地整備事業所には、事業の早期完成を今後とも求めていきます。

次に、2点目の山番地についてであります。御指摘のとおり、全国でも、明治以来、宅地・農耕地に付された耕地番とは別に、山林・原野等にも1番から順に山番地が付されていることから、同一同字地区内の耕地と山間地に同一番地が重複して定められているという、いわゆる重複番地が多数存在しております。

山番地は、本町に約1,200であります。このうち宅地等で重複し、問題になっておりますのは109世帯、147棟であります。この重複地番は、所在地が全く異なるのに住所表示が同一となるため、郵便物が誤配される等、住民の日常生活に不利益を与えていることも事実であります。このため、法務局が主体となって、全国的に重複地番の解消作業が実施されております。

山番地解消に伴う登録住民の住所変更等は、町が行うこととなります。また、免許証等の住所変更は、住民本人で行っていただくこととなりますが、その際に必要となる住民票の交付については、市町村において無料で交付することとなります。

本町の山番地解消の時期についてですが、現在、山口地方法務局で田布施町の実施は平成29年度からと予定されています。番地の変更の方法は、現在の山番地の方にそれぞれ1万を加算する方法で行うこととなります。

なお、耕地番については、地番変更は行いませんので、現在の地番のままです。

3点目は、森林、竹林の荒廃について、特に竹林についてのお尋ねであります。

本町の森林面積は、2,583ヘクタールで、町全体の51%を占めております。そのうち、竹林面積は212ヘクタールで、森林面積の8%であります。

町では、森林整備について、平成24年に策定した田布施町森林整備計画に基づき、10年間の継続的な取り組みを実施しておりますが、近年、不在地主による森林の放置、所有者の森林整備に対する関心が薄れていることから、森林荒廃の原因となっております。特に、竹林は、森林面積に占める割合は少ないのですが、近年、森林の放置等に伴い、町内全域に繁茂してきており、とりわけ道路沿線においては人工林内や家の裏山などに生活環境への竹の侵入が深刻な問題となっております。

このため、県は平成27年度から森林づくり県民税関連事業を活用し、繁茂竹林の整備を実施してきました。今回、県民の強い要望によりこの事業が5カ年間延長となり、第3期対策として実施されることになりました。町としても、引き続きこの事業を有効活用し、繁茂竹林の整備や荒廃した人工林の再生、ボランティア活動に対する支援などを推進し、森林の持つ多面的機能の回復、発揮に努める考えであります。

さらに、第3期対策では、新たに中山間地域の振興に向けた里山の整備など、地域課題に柔軟に対応できる市町事業が創設されており、実効性のある活用方法を模索しつつ、事業推進を行うこととしております。

次に、伐採した木竹材の活用方法であります。木竹材の需要減少や搬出、整備等に係るコストがネックとなり、他の自治体も苦慮している問題でもあります。町といたしましても、現在、県において竹を燃料とするバイオマス発電の実証実験事業等が進んでおり、こうした情報を収集し、他の先進

地の取り組み等を参考にしていきたいと考えております。以上です。

○議長（林山 健二議員） 木本議員。

○議員（10番 木本 睦博議員） 圃場整備の質問を先ほど國永議員がされたもので、同じ質問を考えておったのですが、違う質問を考えて、予算、27年度ベースでいけば121億円と言われておりますが、これから、工事費も上がり、消費税も上がるわけですが、ため池の工事も5カ所か、6カ所入っております。さらに26年度10億円、これは国のほうに返納されておりますし、5団地追加が出ております。この5団地、田布施だけでも92ヘクタールですか、暗渠で8ヘクタール、合わせて100ヘクタール。柳井も100ヘクタール。これ圃場整備、少なくとも1反当たり300万円かかるわけです。田布施だけでも30億円の予算が必要となります。難しい質問ですが、町長、どれくらい予算がついて、追加団地もできますか。

町長、7月に吹田さんとか課長もそうですが、土地改良の人たちと要望・陳情に行かれたそうですが、どういう、誰に会われて、予算のどういう、つくかどうか。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 今の追質にお答えする前に、ちょっと、私の答弁の中で、数字の読み違いを申し上げました。申し訳ございませんでした。訂正させていただきます。山地番の本町に約1万2,000筆あるというのを1,200筆と答えたかと思っております。ちょっと訂正して、1万2,000ということになります。

それと、竹林の件でございますが、県は平成17年度から森林づくり県民税というやつを、平成27年度、自分では17年度と、27年度と言った気がないんですが、27年度というふうにお答えしたように指摘を受けましたので、これも訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

今、再質で言われました、先般東京に行きまして要望してきた経緯ですが、多くの方にお会いしました。吹田土地改良連合会の会長と一緒に歩き、そして、山口県選出の国会議員さんには全員お願いに歩いたということ、それと、それ以外には、二階総務会長、それと稲葉政調会長にお願いし、そして県選出の農林大臣であります林大臣には、十分趣旨を要求して要望しました。

非常に対応は、誰にでもいいんかわかりませんが、私自身は、何とか考えていただける対応をしてくださるなという認識は得たんですが、ただ、いつという返事もいただいておりません。補正について等にも十分要望しましたら、補正は必ずあるということのははっきり言われましたが、それを何ぼつけるのかというのは、到底まだ大臣の段階では言える状況ではないんで、お答えいただけませんが、財務省との交渉も十分やって、話はつけるようなニュアンスでお答えをいただいたという状況であります。

そういう関係からいいますと、追加する事業については、雰囲気的には、国営ですから最終判断は国の農林省が決定することであろうが、やっぱり地域から要望の上がった今回の創生事業に係ることを含めながら、要望はしっかりしていくと。今の本町の抱えている状況、山口県の抱えている状況等を踏まえながら、そして、圃場整備がいかに大事かという話はしっかりとまいりました。瀬戸内地域の農業振興には、そういうやり方をするのが一番だなという話も十分してまいりました。理解を十分いただいたように思っておりますが、まだ確定的な御返事はできません。現在、要望した経緯は、2日間ほど、1泊で東京に要望に行った経緯であります。そういう状況であります。

○議長（林山 健二議員） 木本議員。

○議員（10番 木本 睦博議員） 要は、ここに予算が付かないと追加で集めてもできないと。今一番心配しているのは、いつできるか、いつ終わるか。あとは負担金です。当初では、全工事が終わってから負担金を払うということだったですけれども、いつでしたかの会議で、私が負担金、全工事が終わるまで死んでしまうでえって言ったんですがね。これから十二、三年かかれば、私も死んでいるかもわかりません。

その時の国の話では、二、三団地に分けて払うように今考えているということだったんですけど、

その話もはっきりはしてないわけですね。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） その状況につきましてはそれぞれ土地改良区を設立しておりますから最終的な負担の問題については土地改良区を経由して国との交渉になってきて、いつ払うかとかというのがありますが、完全に完了しない限り、国からの、これまでの知っている圃場整備、国営じゃなしに県営も含めて聞いている段階では、途中で早く払えとか、というふうな状況はございません。負担金の返納等がある場合は必ず本町と柳井と、土地改良区の方にその趣旨はちゃんと連携をしてくるというふうに思っております。

できるだけ早い事業を終息することが大事であります。国営の件については初めてでありますのでよくわかりませんが、県営につきましても、大波野、上田布施、そして小行司、この3地区をやっておりますが、どの事業も10年ぐらい皆かかってやっております。ですから、面積としては20から30、あるいは40ヘクタールぐらいを県営では10年から20年かけて、これを採択以降、着手じゃない、採択以降でそのくらいかかっています。ですから、国営が今後しっかり事業所と話をしながら、1年でも早く、少しでも早く、そしてできたところから常時耕作できる対応体制をしっかりと。そして、負担の支払いは、全工事完了後ですよということは今後も引き続いて話していきたいというふうに思いますし、補完工事等につきましては、地元の皆さんの説明をしっかりと、了解をとらないと、これがいつでも後で問題ごとになる。補完の負担がそねえ増えるんじゃないら、わしらはせんでよかったのにとというような状態等が県営の場合は何度かありました。国営も理屈はついでらうと思います。ですから、圃場整備の難しい部分は、一応でき上がった後、補完工事等についての十分な地元との協議をしっかりと、トラブルが起きないように進めていくことが大事だと、これは私の経験認識によってお話を申し上げます。以上です。

○議長（林山 健二議員） 木本議員。

○議員（10番 木本 睦博議員） 今、町長が補完工事のことについて言われたので、ちょっと補完工事のことで苦情を言わせてください。

木地は一昨年工事が終わりました。それも工事開始1カ月ぐらい前に、木地は地形が悪いから1反当たり300万円が400万円ちょっとかかると言われて、じゃやめるといふ者も出てきまして、やっと工事が終わりました。昨年、また工事が終わって法面が崩れたわけで、90カ所ですか、20メートル、30メートル崩れたところもありますし、それから用排水路を直したのが60カ所、ぐちゃぐちゃの工事で、排水路は直角に切っているし、上のほうは50センチのパイプを入れている、下のほうは30センチで、あふれるのは当たり前ですけど、そういう工事を平気でやっているわけです。

それに対して、補完の工事がかかったのが5,000万円ですか。この負担金が地元におりてきません。しかも、下のほうでは水が出なくなった、砂が混ざったって、井戸水が出んようになったってから、国に言えば、うちの責任じゃなと言われますし、絶対補完工事の自分のミスを認めないわけです。

また、せつかく5,000万円して直してもらった。今年になってまた、法面があっちもこっちも崩れる。田んぼに水を入れれば水が逆流する。法面からパイプが破れて水が吹き出て、農政局から2人ぐらい来て直したんですけど、また法面、先ほど國永議員が言われましたが、法面に40袋も50袋も石灰をぶち込んで、それをたたいたもんで、それに芝を植えたわけです。固まっているので生えてくるわけありませんね、芝が。おまけに雨が降ると水が、石灰が流れて、川の蛍が絶滅、フナだなんだ死骸、もう死んで浮かんでいます。こういうごたごたで国にも随分言うたんですけど、何のために金をかけて3回も4回も環境調査をやったんだ。とにかくそういうふうなぐちゃぐちゃ工事で、国はまた今度これ直してもらわなきゃいけないわけです。もう一回50カ所ですか、90カ所か。剥げたままだから、これ芝を植えてくれるのかそのままかと言えば、固まっているのもう植えてもだめですって、そういう答えなんです。

だから、あんたらは固まっている時にわかっちゃってから芝を植えたかという文句を言うんですけど、全く地元の言うことを取り合ってもらえないわけです。で、直しては直したで負担金はかさむばかりです。ここも町の方から強く言ってもらわないと、だんだん地元の者が負担金で苦しんでくるし、これはいいとして、工事の保証期間というのはいないんですか。何日の、家でも建てて、雨漏りがするというたら、何年か直してくれる、ただで直してくれるけど、保証期間というのはいないんですか、こういう工事に。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 補完の整備の中に、工事をやって自然によって流れた場合の補完と、自分たちが要望して、この部分はこうしてほしいから補完でというのとあるんですが。ちょっと私も現地で直接あれしておりませんが、流れたら直した、また流れた、また流れたというんじや、これは補完の意味がありませんので、その辺はちゃんとした定義があつて、それ以上のことは多分、負担にかかってくる部分の中身が違ってくると思いますし、今言ったように、芝等の植えつけ等については補完でできる部分は多分補完でやって、それにまた費用負担をかけてくるというような状況があつてはならんというふうに思っています。

私どもが県営でやったときも、規定どおりちゃんとやっていないことがあつた場合は、要求した場合はちゃんと向こうが、それは全部業者負担あるいは事業所負担において対応した経緯がありますので、ちょっと内容の中身が、今議員さんが言われた部分がよう私わかりません。ただ、交渉の仕方です。個人的に何ぼ言うても事業所はなかなか対応しません。そのために改良区というのがあつて、改良区の組織を挙げて事業所の関係者と協議をするということをやらないと、ほれ見に来いと、担当者におまえこれどうなんか、だめじゃないかと言うたつて、あくまでも担当者が、ほんと聞いちゃおるか知らんが、よう答えないのだろうと思います。

今後また、議員さんと一緒になってこの問題は対応していかなきゃいけないという認識を持っておりますし、うちの担当所管等も、その辺をしっかりと事業所に対して話をしていくようにしてまいりたいというふうに思います。

これまでいろんな話を聞いておりますので、会議があればちゃんとその話はしようと思うし、また改良区等で町全体の土地改良区で協議等もあるわけですから、言っても返事をくれんじやないかと、できるだけ文書による内容をやっていくという方法を取りながら、事業所というのは国から言われて来ちよるだけで、ほんとに事業所にどれだけの権限があるのか私自身が不安になるようなことが相当にあります。議員さんが言われるとおりに、ほんと、事業所何の権限も持ちよらんのかと言いつたぐらいでこのことがある。その辺は今後一緒になって、改良区を通して、田布施土地改良区、柳井土地改良区それぞれの事業所の内容において今後は対応していかねばいけないというふうに思っておりますので、ひとつよろしく。また一緒になってやればと思っております。

うちの所管の方にもそういったことをしっかりと言っておきますので、対応してください。よろしくお願ひします。

○議長（林山 健二議員） 木本睦博議員。

○議員（10番 木本 睦博議員） また町長は、改良区を通してと言われましたが、一応改良区を通して80カ所ぐらいですか、要望書を入れたんですけれども。補完工事は、これは回答が、補完工事が終わる1週間前です。これはやれる、これはやらないというてから、何で初めからやれんところはやれんのかちゆうて文句を言うんですけど、ばかにしちよるんか、全然国の方は……。まあむちゃくちゃです。やれんものはやれんって、こっちで対処できるんですけど、1週間前に言われたんじや工事は終わって、終わる直前に言われるわけです。先日も、こういうことじや、ぐちゃぐちゃの田んぼを、最終的に地区で絶対受け取らないと、換地会議で決めたんですけれども。最終的に受け取らないということはできるんですよ。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 受け取る、受け取らないという問題なんですけど、最終的には、納得いかなきゃ受け取れんということは、これはちゃんと言えます。ただ、土地改良区の中に、その辺がどういふふうで定義されているかということは、ちょっと私も勉強不足であったんですが。事業自体が計画と違っていけば、完全に受け取れんと、計画通りの図面じゃないということと言えるんですが、計画通りやっちゃって、その間でのいざこざがあるけえ受け取らんという、なかなか難しい問題があるので、また一緒に研究をして、お答えできるようにと思いますが。あくまでも国がやっている事業ということで、費用的な面も含めて、その辺を踏まえて対応していかなきゃいけないという思いがしますんで、地元の方も、田布施町も同じように負担がかかってきますけれど、納得いかないこと、計画通り、設計通りできていないと、これに対してはちゃんとその趣旨を言って対応させないと、国の問題どころじゃないです。地元の問題として大きく問題になりますから、よく分かりました。また一緒に協議させてください。

○議長（林山 健二議員） 木本議員。

○議員（10番 木本 睦博議員） 圃場整備ばかり時間とりますが、もう一つ、文句を言わせてください。

圃場整備に関連して、営農なんですけど、今年初めて麦をつくりましたが、町長のところもそうですが、せっかく麦が実って、刈り取ろうと思ったら、JAが来て、乾燥率が28%までならんにや刈っちゃいけないというわけです。測って28%ないからって、しばらく二、三日天気が続いたから刈ろうと思ってJAに連絡して、ちょっと待ってくれて、なかなかJAが来てくれないわけなんです。ちょうど梅雨どきですから、待っていると雨が降る。待っていると雨が降って、とうとう刈りよって、半分麦が腐るような状態だっけ営農に損害をこうむったわけですが、あげくの果て、28%までに刈りませんって誓約書を書くとJAが言うわけなんです。農協が営農の足を引っ張るようじゃ困るわけなんですけど、こういう営農会議というのは地元で、行政、JA、農林事務所が毎月木地でも開いていますが、こういうこともよく農協に言ってもらって、そういうことのないように。

この麦の乾燥度を測る機械です。城南がいっぱいかどうかわからんですけど、電気代がかかるかどうかわからんのじゃけど、法人に幾らするかわからんけど、ひとつほしいし、だめなら町のほうで乾燥度合いを図る機械を買ってほしいと思いがしますが。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 最初の御質問の中の、JAさんの麦の乾燥度合いについては、私もよく知っております。あとお断りに行ったんじゃないですか。多分、JAがお断りに歩いたと思います。担当者の勘違いかどうか知りませんが、大変御迷惑をかけたということで、農協が私の家にも断りにきた経緯がありますので、私は直接出会っていませんが。息子がそうやってきたんで、間違いなくお断りに歩いたのかなと、いう気がしました。

それと、今言うふうには、水分量計の分はちょっと検討させてください。全体に絶えず麦の乾燥度合いをやっておりますし、麦もこれからはちゃんと営農指導としてやっていこうということ、それと大豆もやっていこうという経緯があります。

ちょっとケチつけられたから、わしははあ来年麦をつくらんちゅうてうちも言いよって。農協とよう相談せえという話はいたしましたけど、やはり営農指導する立場から言えば、しっかりと地元と密着して、一体となった指導をする、これはもうJAだけじゃなしに、農林も含めて、そういう方法をとらないと、自分らが今言ったとおり、ペーパー通り物事をやっていっていったんじゃ、本当の実の入った、心の入った指導でもなきゃなんでもないぞと。ちゃんとお互いにしっかり話をして指導しろという話を、これからは機会あるごとにそういう話もしてまいります。十分よくわかりましたので、そういう点でよろしく願いいたします。

○議長（林山 健二議員） 木本議員。

○議員（10番 木本 睦博議員） じゃ、圃場整備終わらして、山地番の質問に移ります。

私に、こういう不具合があつて言われた方の同地番がちょうどアパートらしいんですけど。だから、アパートだからたくさん住んでいるわけで、いろんな人の郵便物とか宅急便が来るらしいんです。しかも、カード類なんかは、悪用されちゃ困ると言ってくるし。その上、友達が、住所がわからないので訪ねてくる。じゃ、カーナビ打って、カーナビを打ちますと、相手の山番地のほうを案内して、カーナビまでよそに案内するらしいんですけども、大変迷惑しているし、何とかならないかということで相談を受けて質問しているわけですが、この百何世帯あるそうなんですけれども。山口県ではもう柳井とか阿武とか和木とか上関はこれ片づいているんですが、田布施はどうしてこれが遅れているわけですか。

○議長（林山 健二議員） 堀川税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） 結局、この事業については、町の単独事業ということになって、補助が全くございませんので、その辺で財政的な考慮をして、地方法務局の方と話をし、一応29年度から着手しようという話になっております。

○議長（林山 健二議員） 木本議員。

○議員（10番 木本 睦博議員） これは税務課と町民課ですか、共同作業となると思うんですけど、住居表記だけ変わるわけですか。それとも全部、戸籍、本籍変わるわけじゃないですよね。

○議長（林山 健二議員） 税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） 戸籍については、変わりません。申し出があれば、変更することができるというふうに聞いています。住所は、先ほどありましたように、免許証等であれば無料で住民票の交付ができるというような形で。変わられた方には住民票、住所の変更を送付するという形で知らせる。

○議長（林山 健二議員） 木本議員。

○議員（10番 木本 睦博議員） 本籍だ、戸籍だつたら変わつたら、嫁に行ったものから全部変えなきゃ、遡って、遡って、大変な作業になるわけですが、これは登記簿は当然変えるんですね。

○議長（林山 健二議員） 堀川税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） 登記簿につきましては、法務局のほうで職権で修正するというようになります。以上です。

○議長（林山 健二議員） 木本議員。

○議員（10番 木本 睦博議員） 大変なのは1万2,000番地、税務課の方と思うんですけど、これから地図を直したりいろいろな作業があると思います、管内地図を直したりするわけですが、この費用というのはみんな町持ちですか。

○議長（林山 健二議員） 堀川税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） 補助事業がありませんので、全て単独ということになります。

○議長（林山 健二議員） 木本議員。

○議員（10番 木本 睦博議員） 単独、どのくらいかかるかわからんですね。まだやっていないから。それはいいです。これからの作業だから。

あと、この山のほうに質問を移らさせていただきますが、私なんか竹を生やすまあと、タケノコが生える時期になると、毎日何百本もタケノコを折って回っているわけですが、地元でもタケノコだけで何十万も儲けている人がいらっしゃいますし、要は、タケノコを生えないようにするわけですが、一時は、山の木というのは大変大事で、一昔前は、嫁に行くんなら山持ちに行け。山持ちのところへ行けと言われたし、火がなけりゃ御飯も炊けなかったわけです。そういう私も、家を新築して、自分の山はヒノキが腐るほどあるんですけども、自分の山のヒノキを1本も切って使っていないわけです。切って出して製材すれば3倍ぐらい輸入材よりも高いと言われている。1本も使っていないわけですが、その今、県の森林税、この竹の伐採をやっているわけですね。毎年どれくらい枠が来るんですか。

○議長（林山 健二議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 県の森林税ということでございますが、竹繁茂整備事業ですが、これは事業主体は山口県、ここで言えば岩国農林事務所になります。それで、1カ所当たりが0.5ヘクタール以上でないといけないとか、その範囲においての全部の地権者の方々の同意が必要である。また、協定も9年間。そういうのが整ったら事業に取り組めるわけでありまして、実際、町は直接は関与していませんので、正確な面積はわかりませんが、田布施町は岩国管内においては竹林整備をたくさんやっていることを聞いております。

○議長（林山 健二議員） 木本議員。

○議員（10番 木本 睦博議員） 木地もこれで随分竹を切ってもらったわけですが、これなかなか県の言うことが難しいんです。今年は3反だから3反分しか伐採しませんよ、4反あったら絶対だめで、ほかの竹藪とつながっておったら切ってくれないわけです。3反分の竹藪を探すのが難しいし、また、県の都合か知らんけど、切った後看板、県の事業だって看板を立てるから、人が見えるような竹藪じゃないと刈らんというわけです。条件がなかなか難しいわけですが、これ、田布施町は竹が多いからこれ面積いっぱいもらえるというようなことは申し込めないわけですか。

○議長（林山 健二議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） いや、申し込めないことはないです。それは十分、相談に来られれば県とも検討します。また、今回の森林税で新しく「地域が育む豊かな森林づくり推進事業」というので、町独自で取り組むことができる事業も新設されましたので、そちらも利用していきたいと思えます。

○議長（林山 健二議員） 木本議員。

○議員（10番 木本 睦博議員） できるだけ面積を多くもらってもらいたいもんですが、そろそろみんな昼だから、最後の質問にさせていただきます。

私も木地では、木地の課長もいますが、毎年、竹が、森林の整備をしているわけなんです。

おとしは公会堂の周りか、去年は貯水タンクの上の方の竹を地区全体で切っておりますが、こういう、町長は公共の森の森林とか竹藪の整備、もう川浚えとか草刈りには委託料というのがつきますが、どうですか、ジュース代でもつくようにしてもらえないですか。みんなが励みになります。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 地域をそれぞれ皆さんできれいにさせていただくことですから、自治会あるいは自治会の中の班にしろ、やっただけのは大変ですが、川浚えとか町道みたいに計画的に組んでやる予算ではありませんので、ちゃんと個人の所有地等を含めて整備するという事になれば、その辺も問題があります。自治会で自分たちが出し合うた中でそのままやるよというのであれば、私は文句を言いませんが、それぞれ自治会に対しては、自治会に対する幾らかの、わずかなもんですが、連絡費を含めてやっているんで、その辺で対応してもらおうと助かります。そうしないと、町なかのものは、俺は竹藪ないのに一切そういうことはできんのかということになったり、あるいは圃場整備がちゃんとできてしっかりやられているところで、特に里山整備を今からやるんだよというところなんかこれから出てくるというふうに思います。議員のおられるところが一番最初のスタートですから、あれが一つの圃場整備以降の里山の竹林の管理に対する整備計画が、おのずとそこに見えてくるんじゃないかなという気がしております。その辺も含めて、ひとつ。今、ジュースぐらいと言われたですけど、そういう考えは持っておりません。地元の考えの中で対応していただければなというふうに思います。自治会の対応でお願いしたいというふうに思います。

○議長（林山 健二議員） 木本議員。

○議員（10番 木本 睦博議員） 今、町なかの者はと言われたんですけど、荒れているのはほとんど町なかの人の持っている山なんです。昔、小銭をためては山を買って薪に、町の人が拾いにきよったんですけど、地元の山というのは割と整備の邪魔になるから知っています。皆、町なかの人の山が季節になりやたまに来てはタケノコを掘るぐらいで、荒れているのはほとんど町なかの人の山、竹藪です。

これで質問を終わりますけど、昔は私の小さい頃は、すぐそばの行者さんが、桜が咲いてツツジも咲き、また秋にはいっぱいマツタケが腐るほど採れたんですけど、今、この庁舎の屋上から見れば、3分の1が竹藪です。何とか町長、森林整備、よろしく願いいたします。よろしく。ありがとうございました。

○議長（林山 健二議員） 以上で、木本睦博議員の一般質問を終わります。

○議長（林山 健二議員） ここで、暫時休憩します。

午後0時16分休憩

午後1時30分再開

○議長（林山 健二議員） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。西本篤史議員。

○議員（5番 西本 篤史議員） それでは、3問ほどお願いいたします。一問一答でお願いいたします。

まず1問目、地方創生戦略に町内から名案は出たか。答弁に、長信町長お願いいたします。

国は地方創生戦略を掲げ、町も後期基本計画と合わせ、地方創生検討委員会をつくって行っております。国の一般会計要求総額は102兆円となり、地方創生関連で人口減少対策に取り組む自治体に1,080億円を配分するとあります。

今年行ったプレミアム商品券も好調で、町内外から買い求める行列があったと聞いております。また、地方創生に名案を出した自治体には交付金が出ると聞いておりますが、町内から名案は出たのか、また、今後の計画はどうか、お尋ねいたします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

地方創生の名案を出した自治体には交付金が出ると聞いたが、町内から名案は出たのかとの御質問でございます。

現在、総合計画後期基本計画、人口ビジョン及び総合戦略は、検討委員会や産業づくり、地域づくり、人づくりのそれぞれの部会の中で協議を行い、案の段階ではありますが、現在、パブリックコメントを実施し、広く町民の意見をお聞きしているところでございます。

総合戦略（案）につきましては、政策の基本目標と施策展開等を示した総合戦略本体と、その具体的な取り組みを取り上げた行動計画である総合戦略アクションプランの2部構成とし、10月末の完成を目指しております。

議員の御質問の国の交付金につきましては、今回の9月補正予算で計上しておりますが、地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方先行型）の上乗せ交付分で、タイプⅠとタイプⅡの2種類でございます。

タイプⅠにつきましては、他の地方公共団体の参考となる先駆性を有する事業であることが条件で、市区町村で2事業まで申請することができます。

本町では、既に2事業を申請しておりますが、1つ目の事業は、光ファイバー網を町内に敷設し、空き家・空き店舗等を活用したサテライトオフィス等の誘致に取り組む、しごと支援創生事業に2,000万円、2つ目の事業として、事業者や農工高校、観光協会等の関係機関と連携する、いわゆる産官学連携により特産品開発や農産物、加工等の共同開発、付加価値化等を行いブランド化構築を目指す農水産物ブランド化構築に係る調査・検討事業に1,537万円を計上しております。

なお、光ファイバー網整備のしごと支援創生事業は、今年3月に交付決定を受けている事業であり、今回、上乗せ交付のタイプⅠへ振りかえて申請しておりますので、この代替事業計画もあわせて申請しております。

次に、タイプⅡにつきましては、今年の10月末までに総合戦略を策定した場合に交付されるもの

で、1,000万円を目安とされています。予定する事業内容は、子育てに関するリーダーや子育てサークルの育成のための子育てワークショップの開催等を行う子育てワークショップ等運営事業に350万円、子育て世帯に子育て情報等をメール配信する子育て情報メール配信システム導入事業に150万円、お試し住宅等を整備・運営するお試し住宅等設置運営事業等に500万円としています。タイプⅠ・Ⅱの各事業とも国の審査が行なわれており、交付決定は10月末になる見込みです。

次に、今後の計画はどうかの質問でございます。

平成28年度以降は、総合戦略に掲げた事業について、今年と同様に交付申請をしていくこととなります。議員の御質問のとおり、平成28年度の地方創生に関する国の概算要求額は1,080億円と言われており、地方にも同額の負担を求めるとされています。

本町においては、厳しい財政事情ではありますが、地方創生の取り組みに効果のある施策を中心に優先順位をつけながら、着実に総合戦略に掲げる施策を実施し、人口減少問題の克服に向けて取り組んでまいります。

なお、毎年度、外部委員会を開き、施策の実施状況についてPDCAサイクルによる事業効果の検証を行い、必要に応じて見直しを行っていくこととしております。以上で終わります。

○議長（林山 健二議員） 西本議員。

○議員（5番 西本 篤史議員） どうもありがとうございました。

名案というのを聞きましたけども、町長は、どれが名案だと思いでしょか。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 名案というより、全て新たに組み込んでいくことですから、その結果が最終的には、やって立派な案だったと言われるのが名案だと思います。

ですから、その結果が求められて、初めてこの案が素晴らしい状況だということになりますので、私が今、これが名案ですとか、そういう状況はないと思いますし、また、それが名案になるように、全て努力をしていくということになろうかと思えます。

○議長（林山 健二議員） 西本議員。

○議員（5番 西本 篤史議員） 今おっしゃられた通り、全てが私は名案と思っております。これに取り組むように、一生懸命みんなで取り組んでやっていきたいと思えます。

いろんな金額を今、示されましたが、これは要望したとおり、全額入るものなんではしょか。ちょっとお願いします。

○議長（林山 健二議員） 亀田総務課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 今、町長が説明したタイプⅠ、タイプⅡというのを両方申請しております。

これにつきましては、タイプⅠについては、他のモデルになる先駆性ということで審査委員会にかかるということになっています。タイプⅡにつきましては、10月末までに総合戦略を確定したところには交付するだろうということで、タイプⅡについては、1,000万円ということで計画を出しているんですけど、そこまでは無理かなということは、多くのところが10月末までに完成を目指してきているところが多いんで、そこまでの交付があるかどうかというのは、ちょっと疑問符が出ますが、タイプⅡについては出るだろうというふうに考えております。

タイプⅠにつきましては、その審査委員会の結果によって決まりますので、両方とも10月末に交付決定という形になりますので、今回、9月補正に計上させていただいて、今年度中に完成しなきゃいけない全部事業でございますので、9月補正にのせてさせていただいて、その体制を今、準備しているところでございます。

○議長（林山 健二議員） 西本議員。

○議員（5番 西本 篤史議員） 今回、10月までということで、すごい短期間でいろいろやられて、ちょっと大変じゃったと思えますけども、やっぱり自治体によっては、ちょっと間に合わないから先

延ばしという自治体もあるみたいですよ。

実際、この短期間にやられて、ちょっとあれなところもあったと思いますけども、この後に、例えば、もっとええ案があったとかいうような、受け入れの方はされるんですか。

○議長（林山 健二議員） 亀田総務課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 町長の方も説明いたしましたけど、今の総合戦略案につきましては10月末の完成ということで予定しておりますけど、その後、PDCAサイクルという形で評価して、見直しというのもしていくということでもありますので、時代の転換が早いということもございまして、その辺の評価をした中で、また新たな御意見も踏まえながら加えたりということも可能だろうというふうに考えています。

○議長（林山 健二議員） 西本議員。

○議員（5番 西本 篤史議員） よりよい町をつくるために、一生懸命やっていただきたいと思います。

次、第2問に移ります。にこにこパークのトイレ新設はどうなったか。答弁は、長信町長お願いいたします。

平成25年6月議会で陳情して採択された、にこにこパーク小行司のトイレ新設の見通しはどうでしょうか。2年以上経つが、進展が見られておりません。

地方創生は農林水産からと言われ、田舎のパワーは存続いたします。小行司は、田布施からはちょっと遠いですが、柳井や周東、岩国から、わりと近い位置にあります。また、県道の交通量も多く、店の売り上げも、面積割りにすれば、とても多いと思っております。トイレ単独設置も良いが、田布施ミニ交流館のような建物をつくり、その中にトイレをつくったらどうでしょうか。

ちょっといろいろな資料を集めまして。この間、スーパーに行ったら、ちょっと面白いのがありました。こういった田舎体験だより、こういったパンフレットがありました。ちょうど裏を見ましたら、にこにこパーク小行司、これがちょうど載っておりました。田舎をアピールして人を集める、こういったやり方もあると思っております。

また、地方創生の手本は、高知のお店があるんですけども、四万十ドラマという会社です。ここには、国内から視察研修が殺到しておるそうです。この四万十町にある、いわゆる交流館みたいな、あいったお店ですけども、作物を自分のところでつくって、商品開発をして、そして売るという6次産業、これがまさに地方創生じゃないかと思っております。

大体、年間4億円の売り上げがあるんですけども、ちょうど田布施の交流館、これと同じ感じだと思っております。

言い換えれば、田布施交流館、これも地方創生の見本のような感じだと思っております。これを小行司、にこにこパーク、こういったところにも同じ様なものをつくれれば、また、たくさんの方が集まり、いいものが売れるんじゃないかと私は思っております。

それを踏まえて、答弁をよろしく申し上げます。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） お答えします。にこにこパークのトイレ新設はどうなったのかというお尋ねです。

トイレの新設につきましては、小行司特産加工センターの指定管理者である小行司健康グループと協議を重ねる中で、駐車場が狭いために、今の駐車場にトイレを新設すると駐車場がより狭くなると。ルーラルフェスタ等のイベントスペースもなくなることから、駐車場の増設及び地域の農産物や特産品の販売施設の整備について要望がありました。

本町といたしましては、小行司地区の現状の課題、今後の展開方向について協議をした結果、にこにこパークを小行司地域の地域間交流施設と位置づけ、農林水産省の農山漁村活性化プロジェクト事業の定住及び都市農村交流促進事業を活用し、現在、平成28年度の事業採択に向けて、計画を策定

中であります。

小行司地区は、天然記念物に指定されているギフチョウや、歴史的史跡である多賀社など地域資源に恵まれています。

また、地域には、地域農産物の加工や販売を行う女性起業組合「小行司健康グループ」、地域の農地の9割以上を集積し、地域の営農を担う「集落営農法人小行司」、豊富な里山資源の保全活動を進める「里の山小行司」といった豊富な人材が存在し、さらには、中山間地域特有の傾斜のある地形を活用し、県内初の簡易型小水力発電の実証実験の取り組みも進められ、小行司地域は県内有数の魅力的な地域であるものの、情報発信が不十分で、都市農村交流などの地域間交流が十分に行われていない状況です。

また、平成28年度からは地域おこし協力隊の協力を得て、地域間交流を促進することとしています。このため、地域間交流の核となる交流促進施設の整備により、総合案内施設の整備や、地域農産物や特産品の提供等を通じて地域の魅力を発信するとともに、地域間交流に必要なトイレや駐車場を整備し、女性起業組合、集落営農法人に若い人材を雇用し、後継者を確保・育成することで、恵まれた地域資源を生かし、活用し、小行司地域の活性化を進めたいと考えております。以上です。

○議長（林山 健二議員） 西本議員。

○議員（5番 西本 篤史議員） 答弁ありがとうございます。とても前向きで夢のある答弁で、ほんまありがたく思っております。

私も小行司にここパークへ行っているいろいろお話するんですけども、平均年齢がかなり高くて、みんなから、この先ないんじゃないかと言われるらしいんですけども。田布施だけじゃなしに、ちょうどあそこは柳井、岩国市、ちょうど境で、今も岩国市からお店のほうにお手伝いに来ておられる方とか、たくさんいらっしゃいます。だから、後継者には全く心配ないからということをおっしゃったので、こういった夢のある前向きな話であれば、とてもうれしく思っております。ぜひ、夢に向けて実現していただきたいと思っております。それでは、次に行きます。

3問目にいきます。東田布施小学校新校舎、通気性改善はできるのか。答弁に、尾崎教育長お願いいたします。

東田布施小学校の新校舎も出来て数年経ちます。しかし、夏場の環境がとても悪いと聞いております。デザイン重視でエアコン前提の設計のためか、風通しがよくありません。特に、北側に窓がないため、南側の教室の窓を開けても風が通りません。初夏には壁にカビが生えて大変だったそうです。

改善策として、換気扇か除湿器をつければよいと思います。どのようにお考えでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、東田布施小学校新校舎の通気性改善につきまして、お答えいたします。

御指摘の点につきましては、町教育委員会としても東田布施小学校の新校舎棟の梅雨時分の湿気の現状は把握しているところでございます。

新校舎がランド側の校舎棟や屋内体育館、それに、神社林に囲まれて風通しが悪く、湿気が滞りやすい状況に加え、新校舎は学校での一般的な仕上げでありまして、仕上げ材が吸湿性と遮熱性に十分適応していないことや、機能上密閉性がよいため、1階廊下の床や壁で結露が発生している状況となっているのは御指摘の通りです。

また、御指摘のデザイン重視でエアコン前提の設計ではないかとの御質問につきましては、南側にはベランダを備えるなど、直接教室に日差しが差し込まないように、また、雨が振り込まないように工夫した設計でありまして、デザイン性を重視して設計したものではありません。

小学校では、湿気対策として室内換気の徹底と年2回程度の壁の掃除を行っていただいておりますが、機械設備による換気や抗菌性のある塗装等、効果のある対応を、現在、協議しているところでありまして、今後、できるだけ早く対策を決めていきたいというふうに考えております。

○議長（林山 健二議員） 西本議員。

○議員（5番 西本 篤史議員） どうもありがとうございました。

これから、長い間使うようになると思うんです。根本的な対策をしないと、ちょっとまずいと思います。例えば、カビの生えない塗料とか、それをやっても、やっぱり機密性が良すぎて、結局、部屋の中がもやもやして、子どもたちもいい環境で勉強できないと思います。

一番いいのは、北側に窓をつけて通気性をよくするというのが一番いいとは思いますが、費用もかかると思いますし。

廊下の端に換気扇とかをつけて風を通すという方法もあると思いますし、北側にどこか穴をあけて、換気扇をつけるという手もあると思うんですけども、やっぱり費用がかかりますから。電気代とか、年間経費が。だから、もっといい対策方法を。エアコンをつけるのが一番いいかもしれんけど、そこだったら、東小学校は省エネ環境隊ちゅうのがあって、電気を使うたら、ぼろくそを言われるかもしれませんが。その辺も、もっと名案があると思いますけど、どうでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 本城学校教育課長。

○学校教育課長（本城 嘉也君） 今、議員さんがおっしゃられましたように、換気扇が一番効果的な形になるのではないかと考えております。

ただ、これも場所でするところ、できないところがありますんで、そこら辺は財政とも相談して、そういった通気性、換気が良くなるような形で進めていただきたいと思います。

○議長（林山 健二議員） 西本議員。

○議員（5番 西本 篤史議員） 今、校舎の壁に杉の板とか、湿気を吸う材料があると思うんです。

見た目もいいし、環境にもいいし、その辺も検討材料としてどうでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 本城教育課長。

○学校教育課長（本城 嘉也君） 将来的には、床の木使用、あるいは壁、現在も腰部分に関しては杉板を張ってはいるんですが、張ってない部分が結露をしているといった形になっております。

ただ、すぐにそういった形は、ちょっとできかねますんで、大規模改修等、将来、それらができるような形であれば、ぜひ、そういった形で仕上げの変更等、できたらとは思っております。

○議長（林山 健二議員） 西本議員。

○議員（5番 西本 篤史議員） お金のかかることです。あと、これから何十年、恐らく四、五十年は使うと思います。それを見越して改善策、よろしくお願ひしたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（林山 健二議員） 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（林山 健二議員） 次に、高川喜彦議員。

○議員（9番 高川 喜彦議員） では、失礼いたします。

私は通告の通り、3問は長信町長に、また、最近の教育の諸問題について、内容的には3問ありますが、尾崎教育長に答弁をお願いいたします。

質問は、一括質問で一括答弁、2回目から一問一答で通告をしております。

質問の1は、最近の異常気象と土木・建設工事の設計基準等防災について、お尋ねをするものでございます。

昼にテレビを見ましたら、今日も台風、その後、台風が低気圧に変わりまして、その影響を受けた大雨特別警報のニュースで、ずっと放送をいたしておりました。特に、東京も含めた南関東においては、大変な大雨が降っているようで、栃木県、茨城県、そして、有名な鬼怒川という川がありますが、あの鬼怒川の水が越水したという状況で、どうも行方不明者も出ているという、大変な今の状況が報道をされておりました。

今日の質問事項のこの表題につきましては、私も今日が初めてではなくて、何度もこれまでも申し

上げてきているところです。私が心配していることについて、まだ、私の質問の主意が十分に伝わっていないのではないかと反省をいたしまして、今日改めて質問をするわけでございます。

答弁も長信町長から度々いただいておりますが、最初は、取りつく島もないと思っておりましてんですけれども、一番直近の質問では、県の方の見直しもされていると聞いているので、その見直しの状況を見てという御答弁を頂戴しましたので、また改めて、その後の状況を聞くわけでございます。

最近、記録的短時間大雨情報とか、あるいは、ゲリラ豪雨というような言葉に象徴されるように、異常気象による大雨の状況は想像を絶するものがあります。こうした豪雨によって大きな被害に見舞われている災害も多発している状況であります。

本町を中心にしたこの地域における降雨量や、また、津波等の関連する設計基準というのも現在のままでいいのか、その見直しや防災対策、あるいは、防災情報、こうしたものの伝達について、見直しはどうなっているだろうかということを感じまして、まず、お尋ねをするものであります。

質問事項の第2は、18歳以下の子どもや若者の医療費の無料化について、お尋ねをしたものであります。

今朝ほど、國永議員さんの午前中の答弁もお聞きしておりますが、これはもう言ってもしょうがないかと内心想ったのでありますけれども、重ねて私も申し上げ、この願いをひとつ聞いておいていただきたいというふうに思いますので質問いたします。

通告の通り、人口の減少や高齢化という地方が直面する構造的な課題に真正面から取り組んで、元気で豊かな地方を創生する、こういう国の方針に対して、本町も例外なく取り組んでいかななくてはなりません。

田布施町は、町の宝である子ども、若者の健康を守り、国、町の未来を担う人づくりをしていくことが大切というふうに考えております。

地方創生っていうのは、決して一過性のものであってはならないと思うんです。これは国の政策で、こうしたこともあったんでありましようが、例えば、金塊を買うお金を配ったり、あるいは、買い物をする新規の商品券っていうようなものに、先ほどは行列もできたと言いましたが、こうしたことで、この一過性な政策じゃ何も意味がないと思うのであります。

田布施町だけじゃなくてこの山口県というのも、かつて大変な地方創生をやったんです。それが明治維新であります。そのこともいろいろ研究をしてみますと、大変な努力がなされている。こうしたことから、今回、何とかその方策を見出していかなくてはいけないと思うのであります。

先日、私たち議員は山口での研修会に参加しまして、地方創生についての御講師のお話を聞きました。その話の内容では、石破大臣がこの度の地方創生では3つの特色があると。1つは、とにかく国と相談をしたいことがあったら、国から人材、人をどんどん派遣しますと言ってあります。2つ目は、必要なデータは、国が絶対出さないんじゃないんで、どんどんデータも提供します。その代わりと言っては何ですが、目先の金を目当てにして、本当でないものねだりをするんじゃないんで、あなたの町の独自政策というのをしっかり考えて出してほしいと、その結果が出ないとだめですということを言われたそうで、一番難しいことを言われているんだと思いました。

それは、日頃も聞いておることでもありますけれども、自立が地域の、地方の創生につながっていくような、そういう取り組みをしていかないと、そして、人口政策も、町の人が喜んで、この町は住みいいと言うてくれるようなまちづくりをしていかないと、本当の人口の増加、定住も望めないんじゃないかというふうにしみじみ思うわけであります。

そういうことができないところは、とにかく自立ができないという、いろいろなこれからのハードルがあるわけで、合併してもらえない、大きいところへ取り込んでもらえないんだというような話の大要でもありました。

先ほどちょっと触れましたが、慶長5年、西暦の1600年でありますけれども、御承知の関ヶ原の戦いというのがありました。毛利家は、その当時、8カ国、防長2国はもちろんのこと、備後の国

とか、安芸の国とかというような、この地域の8カ国を治めておりまして、先に全部年貢を取っていたんです。ところが、関ヶ原の戦いで西軍に参加したばかりに、先に取った8カ国のうち、6カ国分は返せと幕府から命ぜられたわけです。

そのために、大変な借金をして、特に上方の商人からたくさん借金をした。そのときの借金というのは、今日の山口県の予算で22年分の借金であったと記録があります。ですから22倍するという大変な金額でございます。

借金をしましたのが、それから250年ずっと毛利藩というのは借金に苦しんでいくわけです。財政難でありました。そういう中で、ずっといろいろ生き延びていく知恵を出して、特に、私は、一生この人については、やっぱり勉強していかなきゃいけないと思うんですが、いつも申し上げる村田清風であります。あの四白政策というのを打ち出しました。これによって、わずか7年で全部の借金を返して、そして、明治維新のときには、70万円という寄附ができたというんであります。

そのくらい国力が回復してきたし、今年、世界遺産に認められた、ああした施設もつくって、山口県が中国地方では産業革命の1つの大きな活躍をしたということで、世界遺産にも認められました。

こうしたことをずっと見てまいりますと、これこそ本当に地方創生だということ強く感じるんですが、今言うても昔の物語を読むだけでどうにもなりませんけど、ああいう中で1つ学びたいのは、私はずっと、これが私の議員活動の中で非常に大きな支えになっているんですけども、田布施中学校の建設のときに、長信町長も建設委員長として大変御苦労されましたが、大変な金がかかりました。しかし、私のずっと心にあっただのは、萩の明倫館をつくった時のことです。その萩の明倫館をつくった時のことが、何に支えてもらって政府はそんな無謀なことをしたんじゃないだろうか、その大金を使ったのは、国の未来を思いたまえやと、私は、町の未来を思いたまえやに今置きかえて、そのためには、やはり子どもの医療費、健康な子どもを育てる、そういう環境をつくるというのも、私は今、我々がやらなきゃならんことだというふうに思うんです。

私もずっとそういう体験をしてまいりましたけれども、子どもの教育に係る、この町は教育優先の町って言われてきましたが、そういう教育優先であるとともに健康な子どもを育てていくということに、とにかく、今、力を入れていかなきゃいけないということを特に痛感をいたしております。

そういう昔の話もいたしましたが、私は、ぜひこれはお願いをしたいと、それに財源がいることは当然のことで、その財源が3,000万円か4,000万円かかかるけれども、それを私たちは今、惜しんじょってええんじゃないだろうかというのが、私自身、心に問うところでもあります。

後ほどいろいろやりとりをさせていただきたいと思います。

次に、質問事項の3に移らせていただきますが、これは、税などの滞納と不納欠損についてであります。

今年、決算書を見たんでありますが、ちょっとこれは私自身がつくったグラフでありますけれど、そちらから町長ごらんいただいても見にくいと思うんですが、この黒い大きな棒で書いたのは、平成26年から10年間の不納欠損を書いたもので、そして、ここに細い線で書いたのは、収入未済額の額であります。この不納欠損になった額は、とてつもなく、今年は抜きに出て続行しているわけです。

これを見て、しみじみ、今、2問目に申し上げたことも、こういうことがある一方で、金を惜しんじょってどうするんですかということが言いたいわけです。

それが3つ目の質問の、特に大きな、書いてありますが、この10年間で最悪だと思います。

憲法は、御承知のように、第30条において、納税の義務を定めておりますし、国民は、法律の定めるところにより納税の義務を負うと規定をしております。これは、よく御承知のこと。さらに、84条には、課税の要件を定めて、新たに租税を課し、また、現行の租税を変更するためには、法律、またはその法律の定める条件によってやってはいけないと規定をしております。国民への周知なり、また、理解を図る配慮が読み取れるとともに、行政に関わる人は、これを遵守していかなくてはならない。

特に、これも後ほど時間があればお尋ねしたいと思ったんですが、平成24年度から新会計制度というのができました。そして、公営企業等の議会などにも関わっていくものについては、これは、しっかり勉強しなきゃいけない制度であります。

これをよく読みこんでみますと、結局、経営者責任というのをまず問うということになっておるんです。町債においても、経営者責任がかかってくるわけです。これだけの不納欠損をのうのうと上げて出しておるようじゃいけないし、これに関わってきた私たちも、本当に責任を痛感せずにはおれないわけです。

特に、私、今日持ってきたんですけど、これは皆さんがお持ちのものなんですけど、私は三十何年間の監査の報告書を大事にとってきました。この意見書の中に、不納欠損について、ずっと書いてあるんです。同じことが書いてあるんです。これは、やむを得ないと認めるしかないということですが、こういうことをやっておったら、ごね得だと言われたり、税の公平と言いますけれども、本当に公平なのか、さらに、町にとりましては、町税と地方交付税が最も重要な財源のはずです。それが、これだけの大きな不納欠損があったのをあけて通すということはいかがなもんじゃろうかと、私は、強く反省というか、自分もその一員でありますから責任を感じるわけです。

これを、ひとつ、もう一度よく考えてみようじゃありませんか。このことを申し上げたいと思います。

行政に関わってきた者の大きな責任でもあるということでもありますし、そのことをよく町民の皆さんにも言いにくいけども言わなきゃいけないと私は思いました。

次に、質問事項の第4に移ります。

最近の教育関係の諸問題について、教育長にお尋ねいたします。

最近、国が教育委員会のあり方について、新たな組織を含めまして、いろいろな議論がなされておることを承知いたしておりますが、本町でも、国の制度と同じように、ゆくゆく町長のもとに教育委員会も設けられるわけです。

そのことについて、もちろん教育長も町長のもとで、町長部局で御一緒にこの町の教育をしていただくこととなりますが、教育ってというのは、専門の機関であると私は理解をいたしております。これをやるには免許がなきゃいけない、先生にはなれんですから、そういった意味からしましても、少なくとも2年か3年、4年は、そういう基本的なことが教育を受けてなければいけないわけでありまして。

町長部局のもとに来るといいますが、その制度はいかがなものかと私は思うんです。というのは、この間、率直に申し上げて、大阪府でありますけど、今度、学力テストの成績を内申点に加えると、こう言っておりました。文部大臣もひょこひょこ大阪まで来て、そして、特例として認めましょうというような話になったんです。それまでは、一切そういうことはしないんだと言っておりましたけれども、特例として、この度、来年もそうするちゅうて大阪では、もう次を言っております。

そういうこととなりますと、一体、学力テストに対する考え方もいかがなものか、国の教育の基準というのはどこにあるんかということになってまいります。

批判をして大変恐縮に思いますが、私の、本当にそれは感じた素直な感想であります。

本町では、教育長をはじめ、教育委員の皆さん、また、町長部局も非常に理解をして、みんな心を1つにして教育を進めておられるということはおよくわかるんで、この辺は、こういう仕組みになってくると、場合によっては、まかり間違うとおかしくなるということ、私は思わざるにはおれないわけでありまして。このことについて、教育長の所管を伺いたいと思います。

それから、昨年9月議会で小中学生の学力テストの結果が、大変好成绩だったと聞きました。文科省は、今年度から町村の教育委員会の判断で公表できる方針を決めたということをお聞きしたんですが、これを改めて教育長にお考えを尋ねします。

それから、今朝ほども不登校の子どもさんのことについて話が出ましたが、不登校とか、いじめとということに対して、私たちもずっと以前からいろいろと心を配ってきましたけど、私は、いじめ根絶

アピールっていうんで、生徒間だけじゃなくて先生も含め、地域の人も入っていじめを根絶しようという、そのことをしっかりアピールしていきましようというんで、アピールをつくっていただきました。これは、その後どうなっているんでしょうかということをお尋ねしたいと思います。

長くなりましたが以上です。御答弁をお願い申し上げます。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、高川議員さんの御質問に対してお答え申し上げます。

まず、第1点目は、異常気象に伴う土木・建設工事の設計基準等の見直しや防災対策・防災情報伝達についてのお尋ねであります。

議員御指摘の通り、ここ数年、前線や低気圧、台風等に伴う局地的に限られた地域に激しく降る短時間豪雨など、異常気象とみられるような雨が全国各地で頻発し、昨年8月、和木町や広島市等で甚大な土砂災害が発生しております。また、先ほど申されましたように、昨日来から栃木県のほうでも素晴らしい災害が起きている、素晴らしいという表現が悪いんですが、あのようなことが起こるんかというほど、ひどい雨が降っておりました。このような状況は、いつどこで起こってもおかしくないものと認識しております。

まず、異常気象に伴う土木・建設工事の設計基準についてですが、平成26年9月の定例議会的一般質問において、県の河川課で時間降雨強度の見直し作業を行っているとお答えしましたが、県では、平成27年4月1日に時間降雨強度を改訂し、新規の河川改修や新規の開発行為について適用するとされております。

しかし、下水道の雨水渠については、今まで通りとされておりますので、今後、国、県の動向等を注視し、対応してまいります。

また、津波浸水予測については、平成25年12月に公表されておりますが、河川については、平水時の流量で遡上計算されており、豪雨等については、現時点では考慮されておられません。

次に、防災対策・防災情報伝達等の見直しについてですが、平成26年11月の土砂災害防止法の改定により、都道府県は、土砂災害警戒情報を関係市町村に通知し、一般に周知することが義務づけられました。

本町では、山口県の避難情報をはじめ、気象庁などの各種情報を収集し、避難準備情報の発令や自主避難場所の開設を適切に実施しております。

また、町内外の方にインターネットで迅速かつ正確な避難情報や避難場所の情報を提供できるよう、ヤフー株式会社と災害時に関わる情報発信等に関する協定の締結を行ったところです。

しかし、近年の異常気象は、予想を上回る災害が局地的に発生していることもあり、災害が切迫した状況になった際には、緊急的な待避場所への避難や屋内での安全確保措置を平常時より家庭内で考えていただくよう、周知していきたいと考えております。

次に、2点目の18歳までの医療費の無料化についてですが、先ほど國永議員の質問にもお答えしたとおり、国においては、人口減少問題を国の最重要課題と位置づけ、この問題に歯どめをかけ、将来にわたって活力ある社会を築いていくために、新たに、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、国・地方を挙げた地方創生の取り組みが進められています。

本町もこうした国、県の施策等と連携し、少子化、人口減少の流れを変えていくため、実効性のある地方創生の取り組みを進めてまいることとしております。

去る7月末、全国知事会は、地方創生に関する国への緊急要請を採択しました。この中で、少子化対策の抜本強化を掲げ、全ての子どもを対象とした医療費助成制度の創設を提言しました。これを受け、厚生労働省でも近く、子どもの医療に関する検討会を設置する予定です。

現在、子どもの医療費助成については、全国の自治体で助成対象を拡大されてはいますが、地域の財政状況などの実情によって左右されることがあってはならないと思います。

また、国が少子化対策の抜本的対策の1つとして、子どもの医療費助成制度などの抜本的な対策を

見直すべきだと考えております。

高川議員さんから、18歳まで医療費の無料化を実現しようとの貴重な提言いただきました。

本町では、小学校就学前までの入院、外来について、所得制限を設けて医療費助成をしており、平成26年度の決算額は、1,779万円となっております。

議員御提言の高校生まで医療費助成を行うとなりますと、はっきりしたデータ等がなく推計となりますが、4,000万円から5,000万円程度の恒久的な財源が必要となります。

こうしたことから、町といたしましては、現時点で、子どもの医療費の無料化について対象拡大は考えておりませんが、今後、国、県等の動向も十分注視しながら、総合的な子育て支援の充実を検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の税金等の滞納と不納欠損についてのお尋ねです。

御質問のように、歳入の根幹をなす町税の安定的な確保は、本町の施策や事業を実施する上において必要不可欠であるとともに、納税の公正、公平な観点から、極めて重要であると考えており、厳格な滞納整理に努めております。

しかしながら、現下の厳しい社会経済情勢の中にあつて、現実に納税が困難な方もおられますので、納税相談において、個々の生活状況を十分に調査し、適正に対応しております。

特に、納付が見込まれない者や納付に応じない者に対しては、徹底した財産調査を行い、財産の差し押えを実施するなど、厳正に対応しております。

さらに、昨年から本町としても強制調査、搜索を2回実施し、差し押さえた動産についてインターネット公売を行うなど、厳しい滞納処分を実施しているところでもあります。

財産調査を行った結果、滞納処分を行う財産がない場合、滞納処分をすることによって滞納者の生活を著しく窮迫させる恐れがある場合、滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明である場合といったものに該当する場合は、地方税法の規定により、滞納処分の停止を行った上で不納欠損処分を行っているところでもあります。

御指摘の町税の平成26年度及び過去5年間の町税不納欠損額については、平成21年度は1,360万7,000円、平成22年度は936万円、平成23年度は1,101万8,000円、平成24年度は1,413万円、平成25年度は1,918万2,000円、平成26年度は2,587万9,000円となっておりますが、不納欠損処分を行うに当たりまして、個々の案件について十分な調査を行い、その処理を進めております。

なお、平成26年度の不納欠損額が突出しておりますが、これは法人倒産案件によるもので、不納欠損額が2,587万9,000円のうち、約1,770万円がそれに当たります。

このように、強制徴収等を強化する一方で、不良債権の整理をすることによって、滞納繰越額の圧縮に努めてきたところですが、今後においても、インターネット公売やタイヤロックによる自動車などの差し押さえといった新たな滞納整理を取り入れ、滞納繰越額の削減に努める一方、現年度の早期の段階からも滞納整理に力を入れ、繰越額の圧縮、徴収率の向上に努めてまいり所存でございます。

その他、町税以外の平成26年度不納欠損額については、特別会計を含め883万9,000円となっております。町税と同じく対応してまいります。私のほうからは以上です。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、4番目の問題について、1点目からお答えいたします。

法改正におきましての問題ですが、本年4月1日施行されました地教法の一部改正が現在進められておりますが、本町におきましては、法改正に伴う対応についてお答えいたします。

本町では、改正法の附則第2条第1項を活用しております。この内容は、この法律の施行の際、現在に在職する教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする、により、いわゆる旧教育長に関する経過措置により、新制度への対応を来年の10月までですが進めているところです。

御案内の通り、この度の教育委員会制度改革は4つのポイントがあるというふうに思っております。そのうち、議員御指摘の3つにつきましては、いずれも首長さんの権限が及ぶところでございます。

1つは、首長による教育大綱の策定であり、2つ目は、首長による教育長の直接任命であり、3つ目は、首長が招集する総合教育会議の設置であります。あと1つは、教育委員会委員自身の改革ということになります。

この度の改革は、これまでの教育委員会の課題解決を図る改革であると、私は認識しております。この改革によって、地域の民意を代表する首長との連携の強化や教育委員会の審議の活性化、迅速な危機管理体制の構築等、地方自治体としての教育施策に関する方向性がより明確化され、総合化されていくのではないかとこのように考えております。

本町では、これらに向けた取り組みを現在進めておりまして、今後、来年度に向けて整備していきたいというふうに考えております。

次に、全国学力調査結果の公表に関しましては、教育委員会や学校は、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、学力調査により測定できるのは、学力の特定の一部分であることや学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じることのないよう、教育上の効果や影響を考慮することが肝要かというふうに考えております。

これまで、本町の小中学校におきましては、説明責任を果たすという意味から、各学校におきましては、それぞれの自校の現状を国や県等の状況から客観的に捉え、個人が特定できない範囲で、学校の状況、分析結果、課題改善などについて公表しておりますが、平均正答数や平均正答率などの数値の公表は行っておらず、関係者の内部資料として活用しているところでございます。

そのため、今後、さらに開かれた地域とともにある学校づくりを進めていくに当たっては、地域との学力の現状と課題の共有を確実に進めていくことが重要であると考えておりまして、このため、本町において、現在進めておりますコミュニティスクールを大いに活用し、地域、保護者で構成されている学校運営協議会等におきましては、平均正答率等の数値の公表を含めた地域との学力の現状と課題の共有を確実に進め、子どもたちの学力向上に地域とともに取り組んでいきたいというふうに考えております。より公開を広げていきたいというふうに考えております。

最後に、いじめの現状といじめ根絶アピールの実践運動についてお答えいたします。

いじめの現状につきましては、平成26年度のいじめの認知件数を御紹介しますと、小学校は4件で、全て解消いたしているところです。中学校では2件で、解消率50%となっております。このように、いじめの認知見数は決して多くありませんが、本町としましては、それに対して楽観視はしておりません。

子どもの中には、いじめや虐待を受けても我慢し、隠そうとしたり、自分に原因があると考えたりするといった自己受容感が低く、他者受容感の高い子がいます。いわゆる自分に厳しくて、多くの社会に対しては非常に寛容であるという子どもです。そうした子どもは、極限まで我慢して耐えられなくなると、突然、不登校になったり、自傷行為や自殺などの一気に深刻な問題に走ってしまいがちです。こうした深刻な問題行動に発展させないためにも、毎週のいじめに関する調査や教育相談、保護者との情報共有、関係機関との連携を図っているところでございます。

また、先ほどの御質問の中でも申し述べさせていただきましたが、本年度から、新たに慶應義塾大学のSFC研究所の子どもの問題行動が出現する前の予防的な指導・支援及び早期対応を可能にする教育ツール——GAPと言うそうですが——これの開発研究に田布施中学校が参加させていただくことになり、生徒の学校生活状況分析調査等、具体的な調査研究が開始されております。

先ほど申し上げましたが、先般も同大学院や研究所の先生方がおいでくださり、関係者にこれまでの研究成果や、東京等では結構進んでおりますし、関わっておられる市町では、20万人ぐらいの都市でほとんど不登校がないというような結果が出ておりまして、今後の取り組みについて御指導いただいくところであり、今月24日にもお越しいたいただきまして、田布施町の教職員への指導を行って

いただくことになっております。

いじめ根絶アピール宣言につきましては、町ホームページをはじめ、機会あるごとに活用させていただいておりますが、地域を上げての実践活動のほうはあまり進んでいないのが現状でございます。

本年度から田布施中学校で、来年度からは全小学校で学校のコミュニティスクール化が図られます。児童生徒、教職員はもとより、保護者や地域の人たちが熟議を通して大いに議論を深め、いじめ撲滅等に向けた心を育てる実践活動を地域とともに進めていきたいというふうを考えておりますので、御支援、御指導を引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○議長（林山 健二議員） 高川議員。

○議員（9番 高川 喜彦議員） 私、質問事項第1の異常気象の件で、この付近の本町を中心した地域と申しましたが、気象庁に確認いたしますと、この特に10年間、非常に降雨量が多くなっておるんです。町では、建設課の方で調べていますね。それを、ちょっとまた教えてもらいたいんですが、今ではなくていいですから。

これを見ますと、特に、近くの柳井、それから、玖珂、山玖珂ですね、それから、下松、山口、残念ながら防府を私はまだ取っていませんでしたが、これを見ますと、この10年間、2005年前後から2014年までが今出ておりました。非常に1時間の降雨量が増えているんです。

この状況を見まして、やっぱり、ずっと既存の基準のままではいけないんじゃないかという思いがいたします。今日の鬼怒川の越水というの、やっぱりそういうところに問題があるので、やっぱりこれは気をつけていかなきゃいけないというふうに思ひますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 降雨量の算定のほうは、建設課の方で、また後で出させていただきます。

おっしゃる通りであります。全体的な、一時的な降雨というのが、すごい集中豪雨、場所を限定したような雨の量が特に多いように感じております。事実、そうであったように思ひます。

今から約6年前、本町も、一時、山口と一緒に大雨がきて、あの時が1時間に78ミリというような雨が降りました。それ以降はないんですが、だけど、ちょっとした雨でも、もう20ミリ、30ミリ、極端に言ったら、こんな小降りでもねえあるんかというぐらいの雨の量、地球温暖化等が過分にあると思ひますが、今後は、その辺の対策もしっかり立てて対応していく必要があるというふうに認識しております。

○議長（林山 健二議員） 高川議員。

○議員（9番 高川 喜彦議員） あと時間はどのくらい残っておりますか。

○議長（林山 健二議員） 10分です。

○議員（9番 高川 喜彦議員） 10分。

山口県の河川課長からの通知では、今年4月1日以降、この基準を見直したので、これで今後は施工するよという通知が来ておりますか。

○議長（林山 健二議員） 鳥上建設課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 河川課からは、うちには直接来ておりませんが、開発工事の関係で7月1日からこの降雨強度を使ってくださいという文章は来ております。

○議長（林山 健二議員） 高川議員。

○議員（9番 高川 喜彦議員） これは、山口県降雨強度曲線式の改定についてという、この通知ですね。

○議長（林山 健二議員） 鳥上建設課長。

○建設課長（鳥上 清史君） すみません。ちょっとそこの中身までは、きちんとしたコピーを今は持っていないので。

○議長（林山 健二議員） 高川議員。

○議員（9番 高川 喜彦議員） 私、前にもこれをお出ししたことがあると思うんですが、こういう

ことがあるんです。

これ、平成5年の4月28日午後6時40分なんですけど、この日、121ミリの雨が降ったんです。そのときに、すぐ来て、お前見てみ、やかましゅう言いよるからっておっしゃって、住民の方から連絡があったんですが、これ、写真を撮ったのを、私、議会のレポートに載せております。

これは、どこをあれしたかというとな良台川です。それと、三宅都市下水路が満水になったんです。越水したんです。

今、あそこに田布施工業高校のグラウンドがありますが、あの地盤が5メートルです。こちらの区画整理したところは、高さは5メートル20センチです。

それで、それにバックウォーターで田布施川から水が来る。特に、台風が来たり、大雨になったようなところの気圧では、ぐんと水面が上がるもんですから、非常に危険だという話をいたしましたんですが、たまたまこういうことが実際に起こりました。

こういったところが、今後、非常に心配なんで、私がぜひお願いしたいと思うのは、いつも大雨が降ると、御蔵戸川、今、尻無川、それから、奈良台川、それから、薬師川、灸川、こうした川は、これは管理するのは県ですか、町ですか。

○議長（林山 健二議員） 鳥上建設課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 県が管理しているのは2級河川になりますので、田布施川、灸川、新堀川、桜川、丸尾川、それは県で管理をされています。

その他の河川については、砂防河川の指定はされておりますが、基本的には田布施町の管理となっております。以上です。

○議長（林山 健二議員） 高川議員。

○議員（9番 高川 喜彦議員） そうすると、才賀川が今なかったね。

○議長（林山 健二議員） 鳥上建設課長。

○建設課長（鳥上 清史君） すみません。才賀川があります。

○議長（林山 健二議員） 高川議員。

○議員（9番 高川 喜彦議員） わかりました。

こういったところの、これからやっぱりチェックもしっかりしていかなきゃいけないと思うんです。このチェックをしていかなきゃいけないということと、三宅都市下水路などは、10年確率でつくってあるんじゃないですか。

○議長（林山 健二議員） 鳥上建設課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 都市下水路及び下水の雨水渠については、全て10年確率となっております。かなり古いものについては、3年確率の都市下水路整備をした時もございます。

○議長（林山 健二議員） 高川議員。

○議員（9番 高川 喜彦議員） その降雨量というのは、何ミリですか。

○議長（林山 健二議員） 鳥上建設課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 基本的には55ミリです。

○議長（林山 健二議員） 高川議員。

○議員（9番 高川 喜彦議員） 5分以内に収めます。

そういうことで、ぜひこうした確認をしっかりしていくことが今、大事だと思いますので、そういう異常気象の変化に伴ってお願いしたいと思います。

それから、第2問の件でありますけど、この2問については、無理な、ないものねだりをしようとは思いませんけれども、やはり、考えていく必要があるんじゃないですか。

先ほど申し上げたように、第3問と関連があるんですが、滞納もこれだけあるんですから、財源がないと言いながら、これを放置していたんじゃないいけないので、ぜひ、この点は考えていかなきゃいけないんですが、歴代の監査委員さんもこの点を非常に気にされておりました。

今年の監査報告にも、ずっと昔からの文章がそのまま載っております。滞納について。ということは、意識を変えていかなきゃいけないと思うんです。ところが、その意識っていうのは、法律がそうなって、法律に基づいて我々の意識があるものですから、もうどうしようもないんだと、これが非常に大事な課題なんです。

滞納整理というのは、5年が確か限度だったと思うんですが、5年で徴収できないものについては不納欠損にするしかないんです。以前に、私債権を整理するということも言いましたけれども、これは、税法に基づくものでありますから、公債権です、これは。ということになると、できない。

そこで、何とかこうしたものの解決を図っていくことが、これからの課題だということを、実は、今日もある方と相談をしたわけでありまして。これは大きな問題だと思うので、毎年こういうことがあれば税の公平じゃない、ごね得になっていきますということです。

このことをひとつ注意をして、自戒もしながら、ぜひ課題として取り組んでいきたいというふうに思います。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（林山 健二議員） 以上で、高川 喜彦議員の一般質問を終わります。

○議長（林山 健二議員） 次に、河内賀寿議員。

○議員（8番 河内 賀寿議員） それでは、一般質問をいたします。

質問は一問一答で、答弁者は尾崎教育長でお願いします。

質問事項は、小中学校の教室にエアコンを設置してはということをお願いします。

この夏も、地球温暖化なのか、非常に暑いものでした。私の子どもの頃には35度以上の日が何度もあるようなことはなかったように記憶しております。よって、今の子どもの夏の勉強は大変だろうなと思っておりました。

こういったことからか、最近、近場の県立普通高校である柳井高校、数年遅れて熊毛南高校と相次いでエアコンが教室に設置されました。設置の理由も、適切ないい温度環境で勉強できるようにという極めてまっとうなものでした。

保護者負担金などの諸事情のクリアには多少の時間はかかったようですが、両校とも現在の夏の教室環境は、エアコンによって快適なものになっております。

試しに7月、柳井、9月、熊毛南と両校の文化祭に足を運んでみたところ、教室の展示物の習字や絵など、汗ひとつかかず快適にじっくり鑑賞することができました。自分が学生のときにこんなものがあつたらなと素朴に思いました。

さて、義務教育ということで考えると、まだまだエアコン設置は贅沢なことなのかなと思っておりました。なぜなら、麻郷小学校の改築校舎の教室には設置されなかったからです。

さて、こういった田布施の現状と違って、隣町の平生では、最近の異常な温度上昇を考慮されてか、平生小学校の改築校舎にはエアコンが設置されました。25度以上の暑い日には使用されたとのこと。ただし、古い校舎の3、4年生の教室は扇風機使用のみとのことでした。

さて、本町の小中学校はといえば、エアコンどころか扇風機もほとんどないとのことでした。学習環境の改善は学力の向上に直結していると思います。小中学校の教室にエアコン設置の考えはないか。また、せめて、扇風機を充実させる考えはないか、お尋ねします。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、小中学校の教室へのエアコン設置についてのお答えを申し上げます。

御指摘の通り、近年の環境悪化によるPM2.5に代表される大気汚染等の問題や、記録的な猛暑による熱中症対策等、児童生徒の教育環境において配慮をしなければならない事案が年々増加しており、河内議員御指摘のように、学校教育活動における学習環境の改善にこれまで以上にきめ細かい対応をしていく必要があるというように考えております。

初夏から初秋における学校の暑さ対策につきましては、教室へのエアコン等空調機器の整備・充実が近隣の自治体でも少しずつ進められてきているようです。

本町の各小学校における現状につきましては、風通しが良く、今のところ不自由さをあまり感じていないという普通教室もありますが、やはり、不快を感じるような暑さを感じている教室や職員室等もあり、そうした学校においては、固定式の扇風機を設置している学校や、家庭用の移動式扇風機を使用して、暑さをしのいでいるところもあります。

各校へのエアコン導入の現状について御紹介いたしますと、各学校とも保健室やパソコン教室への導入に加え、近年、職員室や校長室等への導入を随時進めており、加えて東田布施小学校では特別教室にエアコンが設置され、麻郷小の通級教室にも本年度エアコンを設置したところです。

田布施中学校においては事務室・応接室・会議室・パソコン教室・L L教室・視聴覚教室等にエアコン空調設備が完備しておりますが、職員室や校長室、教室等はいまだ未設置となり、せめて職員室、校長室等につきましては何とかしたいと思っているところでございます。

各学校の普通教室へのエアコン設置につきましては、これまでもいろんな方から御意見を賜っているところでございます。

毎年、6月中旬から大変な猛暑になりますが、それに合わせて水泳の授業を開始してプールで暑さをしのいだり、また7月後半から8月中は児童生徒が夏期休業になること、また、夏期休業中であっても小中学校においては補充学習や自主勉強、サマースクール等を実施しております、エアコンの入った特別教室や公民館等を利用し、少しでも快適に学習できるよう配慮したところでございます。

お陰様で、生徒たちも学力面についてもよく頑張ってくれております。

普通教室へのエアコンの完全整備につきましては、やはり多額な費用を要する点がひとつの課題となっております。

学校へのエアコン整備に係る費用について概略を申し上げますと、まず中学校について現在の15クラスでの概算を申し上げますと、空調設備工事・電源設備工事・幹線工事等で約4,500万円となります。小学校では、各学校とも2クラス、12クラスと仮定した場合、約3,600万円の4校分で1億数千万円が必要となります。

本町としましては、今後とも各校の学習環境改善計画の中でエアコン等設備計画の検討をしていますが、当面、暑さ対策において不自由をしている学校等に対しましては、委員御指摘のように固定式及び可動式等の扇風機による暑さ対策を進めてまいりたいというように考えております。以上であります。

○議長（林山 健二議員） 河内賀寿議員。

○議員（8番 河内 賀寿議員） エアコンに関してはかなりの経費がかかるというので、そう簡単にはできるものではないということですが。今、最後の質問でしたところの扇風機に関しては随時用意するような話でしたが、中学校の3年生の父兄に聞いたので、受験勉強で大変なんだけど扇風機もないんよとか、びっくりしたというのがあって、こういう質問を考えたんですが。

扇風機なんかはわざわざ予算を立てて買わなくても、各おうちにエアコンがついた段階で結構使わなくなっている、遊んでいる扇風機なんかもいっぱいあると思うので、1クラスに何軒かのおうちの人に持ってきてもらって、10月にはその持ってきてもらう方にまた返したら場所もとらんでええしと、そういうアイデアもあるんじゃないかなと思うんですけど、こういうのはいかがでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 本城学校教育課長。

○学校教育課長（本城 嘉也君） 議員御指摘のとおり、そういった形もあるんですが、今、私どもが考えておりますのは、各教室に2個程度の固定式を設置したらどうかと考えておりますが、これも予算も伴いますし、クラス数も結構ありますので、状態が悪いところから設置していければと考えております。また、議員が御指摘されました各家庭の扇風機はどうだという点に関しましては、もう1回考えさせていただきます。

○議長（林山 健二議員） 河内議員。

○議員（8番 河内 賀寿議員） 扇風機は各御家庭のをを使うと私はいいなとは思っています。できたら考慮していただけたらと思います。

エアコンの方の問題で、もちろん、今言われたように、かなりの経費がかかるのは、普通に考えても、具体的な数字でもありましたので、このくらいなのかなとは思いますが、町で予算を組むとなったらさすがに大変だとは思いますが。

例えば、新しい財源として、今度、麻郷に場外舟券売り場とかできますけど、もちろん、はっきりできるとかできないかは、まだこれからのお話なのかもしれませんが、大体年に1,000万円くらいは町に入ってくるのではないかという予想とかも立てられておりましたけど。

例えば、ああいうものに関して、公営ギャンブルというのはさすがにイメージの問題があって、向上するために向うの方もいろいろ必死で頑張っておられると思いますけど、そういう収益の一部とかを青少年とかの学習環境の改善のために使いますとか、エアコンに使いますとかいうような形になったら、イメージの関係で良くなったりとかというのにも貢献できるんじゃないかと思います。

こういうのも考えてもらったらと思います。これはまだはっきり、舟券売り場とか、きちっとできたり、どうなるとか具体的なやつがまだ確実ではないみたいなので、あまり言えんですけど、こういうのを考えていただけたらと思うんですけど、いかがでしょうか。これも聞いていいですか。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） これまでも、校長の時代も逆に教育委員会の方にいろんな提言を申し上げました。聖光高校さんなんかは、騒音といいますか、国道に面しておる校舎ですから、そういった面で補助が出るようなことを聞きましたので、すぐそういった対応をしてみましたが、田布施中学校の場合は、なかなかその辺が難しかったということがありました。

また、今おっしゃった件につきましては、これは私は何も申し上げませんし、まだ決まったものもないので、そういった補助的なものがあれば、随時、いろいろ目はつけておりますが、少しでも負担がかからなくて、そういったものが出れば、早速検討をしてみたいというふうにはいつも思っております。

今後とも、だから、あきらめるのではなく、町としてもいろいろ、まだまだ今考えていただいております。ここで申し上げられませんが、子どもたちのために一生懸命、町当局のほうも考えていただいておりますので、そういった今みたいな財源が外からいただけるのであれば、今後また注視しながら見逃さないように対応をしていきたいと思っております。

○議長（林山 健二議員） 河内議員。

○議員（8番 河内 賀寿議員） 今の舟券売り場なんかは、どちらかという町長に聞く方がよかったのかもしれませんが、これははっきり決まってからいろいろ考慮のことと思います。

それと、多分、平生も小学校に設備したということは、今度また中学校も古いのを壊して新しくするときには、どう考えても確実にエアコンの設備をつけるんじゃないかなと思うので、ぜひ田布施の方も、中学校は特に受験が絡みますので、エアコン設備というのは特に3年生の教室だけでもつけていただければというのが思いますけど、ここで聞いてもいいですか。

隣がついているというのもあるんですけど、こういう点で聞いてみたい。どう思われますか、そういう点で。3年生の教室だけを優先して。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 先ほど申し上げましたように、エアコンについては今の現状がありますので、よその町にも何年かだけやっていると、私は基本的にはそれはしたくありません。やっぱり同じように平等にやってやらないといけないと思います。

かつて東小学校の校舎改築のときに、特別に、本当、旧校舎で過ごす小数の学年については認めていただいたことがありますけど、ああいうふうなリスクを伴って苦勞をしているような子どもたちの教

室へということとはわかりますが、同じような形で考えていく、個人的には思っております。

○議長（林山 健二議員） 河内議員。

○議員（8番 河内 賀寿議員） これから財源、その他、あと、先ほど言われたように、各教室に2台ずつ扇風機を置かれることも前向きに考えておられるようなので、このエアコンなり空調に関する質問はこれで終わりたいと思いますが、ぜひ子どもたちのために勉強しやすい環境というのを普通に、素朴に考えていただければいい形でこれからもなっていくようによろしくお願いいたします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林山 健二議員） 以上で、河内賀寿議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午後3時12分休憩

午後3時25分再開

○議長（林山 健二議員） 議会を再開いたします。

日程第5. 議案第42号

日程第6. 議案第43号

日程第7. 議案第44号

日程第8. 議案第45号

日程第9. 議案第46号

日程第10. 議案第47号

日程第11. 議案第48号

日程第12. 議案第49号

日程第13. 議案第50号

○議長（林山 健二議員） 日程第5、議案第42号平成26年度田布施町歳入歳出決算の認定についてから、日程第13、議案第50号田布施町いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例まで、9件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、本日提案いたしました9議案の概要について、御説明申し上げます。

まず、議案第42号は、平成26年度田布施町一般会計及び特別会計4件の歳入歳出決算について、先に監査委員の審査を受けましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、その意見をつけて議会の承認をお願いするものであります。

決算の概要であります。平成26年度は、第5次田布施町総合計画の4年目であり、尾津漁港海岸保全事業、障害者自立支援給付費、埋蔵文化財発掘調査事業、スポーツセンタープールの改修事業をはじめ、住民の安全・安心対策や教育等の分野を中心に、事業の重点化を図りつつ、計画に掲げた政策課題を着実に取り組んでまいりました。

近年、本町では大規模な災害は発生しておりませんが、先日の台風15号では、全国各地に被害が出ております。防災につきましても、継続的な対策が必要と考えております。また、避難勧告等発令につきましても、各種防災機関との情報共有及び連携強化を行い、時期を失することのないよう、早期発令及び住民周知を図りたいと考えています。

それでは、一般会計の決算状況について説明いたします。

歳入総額は60億3,634万1,826円で、前年度に比べ2億4,378万5,611円、

4.2%の増であります。また、歳出総額は58億9,547万2,454円で、前年度に比べ2億8,310万2,531円、5%の増であります。歳入から歳出を差し引いた形式収支は、1億4,086万9,372円の黒字であり、形式収支から翌年度への繰り越すべき財源3,997万7,776円を差し引いた実質収支は1億89万1,596円であります。

次に、歳入歳出の主要項目について説明いたします。

町税は、16億9,571万8,496円で前年度に比べ2,504万538円、1.5%の増収になりました。これは、主に法人町民税と固定資産税が増収となったことによるものです。

地方消費税交付金は、税率の引き上げにより2,954万8,000円の増額となりました。

地方交付税は、前年度に比べ1,114万3,000円の増額となりましたが、その補填財源である臨時財政対策債は4,200万円の減額となりました。

国庫支出金につきましては、臨時福祉給付金事業や埋蔵文化財発掘調査事業などにより、4,622万8,628円増額となりました。

県支出金につきましては、国民健康保険や後期高齢者医療事業に係る保険基盤安定や、子育て支援特別対策事業などにより、1,601万7,194円増額となりました。

町債につきましては、繰上償還借換債もあり、8,682万5,000円の増額となりました。

続きまして、歳出であります。前年度と比べ総額で2億8,310万2,531円の増になっております。その主な要因は、臨時福祉給付金事業やスポーツセンタープール改修事業、繰上償還の実施などによるものです。

なお、平成26年度中に実施した諸事業、行政事務の内容は、お手元に配付しています決算書及び事務執行状況概要等の附属資料のとおりであります。

続きまして、国民健康保険、下水道事業、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計についてありますが、その決算状況はそれぞれの決算書のとおりであります。

なお、歳入歳出決算等審査意見書において、監査委員から御指摘を受けました事項は、各課に検討をさせ、改善等を図るように指示しております。

以上、各会計の決算について、この概要を説明しましたが、慎重なる御審議をいただき、認定をお願いいたします。

次に、議案第43号は、田布施町一般会計補正予算（第2号）であります。

まず、歳入であります。地方特例交付金と普通交付税、繰越金については、数値の確定に伴う補正であります。国庫支出金は、社会保障・税番号制度システム整備事業や地域住民生活等緊急支援交付金などにより増額補正をしております。県支出金は、地域が育む豊かな森林づくり推進事業などの増額補正です。町債は、確定による臨時財政対策債の増額補正であります。

次に歳出ですが、各費目において、異動等による人件費の補正をしております。

その他、各費目の主な内容であります。まず、総務費は、繰越金の計上等により生じた余剰金を、法令に基づき、財政基金積立金として4,544万6,000円を計上したほか、地域住民生活等緊急支援交付金事業4,530万8,000円を計上したことなどにより、1億391万7,000円の増額補正としております。

民生費は、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金に係るシステム開発や障害児放課後デイサービス事業などによる増額補正であります。

農林水産業費の増額は、地域が育む豊かな森林づくり推進事業を追加計上したことによるものであります。なお、この事業は全額県補助を財源としております。

教育費は3,846万5,000円の増額補正で、主な要因は、繰越金の確定により生じた余剰金を活用し、土地開発基金が保有している中学校用地を購入する経費を計上したことによるものであります。購入した場合、定額運用基金である土地開発基金の現金が増加するため、今後、庁舎移転のための用地など、先行取得の財源としてまいりたいと考えております。

公債費は、繰上償還金を追加計上しております。これにつきましても繰越金の確定による余剰財源を活用し、公債費負担を軽減しようとするものであります。

以上により、歳入歳出それぞれ1億9,269万6,000円を増額補正し、予算総額を56億7,469万6,000円とするものであります。

次に、議案第44号から第45号までは、特別会計に係る補正予算であります。

議案第44号は、田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。補正内容は、国民健康保険事業基金積立金の計上と前年度療養給付費の返還金などであります。

議案第45号は、田布施町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。補正内容は、前年度精算や介護給付費準備基金への積立金等、所要の補正であります。

次に、議案第46号及び議案第47号は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる番号法の施行に伴うものであります。

議案第46号は、田布施町個人情報保護条例の一部を改正する条例であります。

本案は、番号法が本年10月5日に施行されることに伴い、マイナンバーを含む個人情報、いわゆる特定個人情報等の保護に必要な措置を規定するものであります。

番号法第31条で、地方公共団体は、「保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとする」とされております。番号法における特定個人情報の保護に関する規定は本町の条例に対しても適用されることとなります。

改正点は、番号法が直接適用されない番号法第29条の「行政機関個人情報保護法等の特例」及び第30条の「情報提供等の記録についての特例」に準じ、規定を整備するとともに、番号法及び個人情報保護法等との整合性を確保するため、関係規定を全体にわたり改正するものであります。

次に、議案第47号は、田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例であります。

本案は、10月5日以降、国から順次通知されるマイナンバーが記載された通知カード及び来年1月から本庁の窓口で希望者に交付する顔写真やICチップが搭載された個人番号カードの再交付に係る手数料について、新たに規定するものであります。

なお、カードにおける初回の発行手数料については、無料となっております。

また、附則第2項では、マイナンバー制度の導入に伴い、平成28年1月1日付で廃止となる住民基本台帳カードに係る手数料を削除する改正を規定しております。

議案第48号は、美しいまちづくり推進条例の一部を改正する条例であります。

現在、県内の環境衛生をはじめとする環境美化推進活動の取り組みは、各市町に組織された環境衛生推進団体である協議会を中心に行われております。

その活動内容については、自然環境保護や地域の環境対策など、ほぼ同様の取り組みを行っておりますが、各協議会の名称については統一されておられません。環境衛生推進団体の連合会である山口県快適環境づくり連合会より、今年度において県内各市町の環境衛生推進団体協議会の名称を統一するように要請がありました。

これを受け、本案は、本町においても協議会の名称を「環境美化対策推進協議会」から「快適環境づくり推進協議会」に変更しようとするものであります。

議案第49号は、田布施町空家等対策の推進に関する条例であります。

近年、空き家は人口減少や既存住宅の老朽化に伴い、本町に限らず全国的な課題となっております。適切な管理ができていない空き家の増加は、防災、衛生、景観等において、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしております。本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法が本年5月26日から施行されたことに伴い、法に準じ、必要な規定を整備するものであります。

条例では、空家等対策の実施について、特定空家等対策協議会を設置することとしており、本年度から協議会を開催し、危険空家等の対策を講じていくこととしております。

また、この協議会でも御審議いただく空家等対策計画では、空き家の有効活用、発生抑制についても関係部署と協議し、計画してまいります。

議案第50号は、田布施町いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例であります。

本案は、いじめの防止・根絶に向けて社会総がかりで取り組み、いじめの防止等のための対策を実効的に推進していくため、いじめの防止対策推進法に基づき、教育委員会の附属機関として、田布施町いじめ問題対策連絡協議会及び田布施町いじめ問題調査委員会を、また、町長部局の附属機関として、田布施町いじめ調査検証委員会を設置しようとするものであります。

なお、3つの委員会等の組織運営規定等は、別に規則、要綱で定めることとなります。

以上、本日提案申し上げました議案9件について、その概要を説明しましたが、詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係参与から説明をいたしますので、よろしく審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（林山 健二議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第42号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第43号、質疑はありませんか。國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 補正予算の中にマイナンバーに関する予算があがっておりますが、新聞等でもいろいろ言われております。セキュリティの問題、それから、なりすまし、もろもろ言われておまして、不安材料が大きい、なかなか安心できないものになっておりますけれども。

昨日の新聞では、今度、消費税が10%に値上げになりました時に、食品に係る軽減率の還付を受けるためには、このマイナンバーカードをレジで示さなきゃいけない。そうなりますと、常におもむろに還付を受けようとするなら持ち歩かないと。こういうもろもろ将来にわたって出てくるわけなんですけど、一つは、本当に来年から、1月から、これ出発して大丈夫と思われるかどうか。絶対大丈夫と言えますか。それを1点お尋ねします。

それから、21ページに小学校の修繕費が出ております。これはどこの小学校で、どういうものだとかということをお尋ねしたいんですが。城南小学校では、更衣室とかトイレの問題があつて、それがまだ改善・改修されないということがあるんですけども、これはどこなのか、城南小学校ではないのか。もしそうだったら、城南小学校はどうなるんだろう、いつ補正にあげられるのかということなんです。

それから、その次の22ページに、中学校のところで土地の購入が出ております。公有財産購入費、この面積、単価、これをお尋ねいたします。

○議長（林山 健二議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） まずは、マイナンバーの関係で、報道にも出ておりますけど、消費税の値上げの関係で、私もその新聞報道で知ったような次第であります。

マイナンバーにつきましては、全員協議会とかで、通知のカード、それから、利用・提示するカードの発行につきましても、また御説明したいというふうには思っておりますけど、マイナンバー制度以外について、大丈夫かということで御質問でございますけど、私どもは、セキュリティ対策をしっかりやっていきたいということで準備も進めますし。あとは年金問題でもございましたけど、そういったことで先送りということも国の方ではそういった審議・協議もされているということで、私どもはそのルールに基づいてその中で、そのスケジュールに乗った中でこの対応をしていきたいというふうに考えておりますので、それに対してこのベストな状態に近いものでやっていきたいというふうに考えております。

○議長（林山 健二議員） 本城学校教育課長。

○学校教育課長（本城 嘉也君） 小学校の修繕料なんですけど、これは城南小学校のプールの塗装の修

繕料でございます。

それと、中学校の土地購入費でございますが、これは基金に、御存じかとは思いますが、田布施中学校を建設時に、用地取得するために代替地を準備しておりました。平成5年、平成6年に2筆買ったわけですが、その土地でございます。

それで、面積は1筆が532平米で、これが、坪単価が13万1,000円でございます。それと、あともう1筆が112平米で、坪単価が14万8,000円ということでございます。（発言する者あり）

すみません。単位を間違えておりました。112.5坪で14万8,000円でございます。（発言する者あり）平米で言えば、もう一度申します。最初、532平米で坪単価は13万1,000円。もう1筆が208平米で14万8,000円。すみませんでした。（発言する者あり）

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） それで、城南小学校ではあったんですが、プールのほかの所はどうなんだろうかというのも関連して質問します。

○議長（林山 健二議員） 本城学校教育課長。

○学校教育課長（本城 嘉也君） すみません。城南小学校のプールの更衣室、あるいは便所の件だと思うんですが、これに関しては今年度、補修工事ができておりません。来年度に向けてプールも終わったということもありまして、来年度に向けて補修工事をしたいと思っております。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） それは、今から補正をあげても、今からプールに入るわけじゃないですけど、確かにそれはしょうがないかもしれませんが。来年度におやりになるんだったら、そういうのが始まる前をお願いしたいと思います。

○議長（林山 健二議員） 本城学校教育課長。

○学校教育課長（本城 嘉也君） すみません。気をつけてやらさせていただきます。

○議長（林山 健二議員） ほかに質疑はありませんか。瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 14ページの企画総務費の委託料として、説明があったのかもわからんですが、あの中での農水産物ブランド化構築委託料と、1つ飛ばして、お試し住宅等設置運営委託料、子育てワークショップ等運営委託料というのが、これみんな補助金とは思いますが、この3つはどういう事業をやったか簡単に説明してもらえると助かるんですが。

○議長（林山 健二議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 本日、お配りしていると思うんですが、補正予算の参考資料の1というのがお手元にありますか。その2ページ目を見ていただいたらというふうに思っております。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） これはあと全員で説明がないんだよね。

○総務企画課長（亀田 典志君） 説明は、両方の委員会で御説明したいということで。タイプI、タイプIIという分でございますので、両委員会で御説明したいと思います。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） それはそれでいいんです。総務委員会だけの説明かと思いましたが、聞こうと思っていました。

○議長（林山 健二議員） よろしゅうございますか。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） はい。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 1点落としておりました。13ページの公用車の備品購入のところ、公用車が出ておりますけども、この説明をお願いいたします。

○議長（林山 健二議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 公用車の軽トラの中古を購入したいということで計上をしております。現在、本庁で2台の軽トラックを所有しておりますけど、その両方とも調子が悪いというところ

で、1台ほど中古の購入をしたいということで計上をさしていただいております。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 軽トラの中古で78万9,000円ということは、中古だけど、さらにいいということですか。

○議長（林山 健二議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 普通の乗用車は、なかなか中古であれば値引きとかはあるんですけど、軽トラックというのがなかなか中古でも値が下がらないという状態でありまして、今、抑えているのがなかなかいい状態のものがあるということですので、ぜひ購入したいということで補正予算に計上させていただきます。

○議長（林山 健二議員） ほかに質疑はありませんか。瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 13ページの財産管理費でございまして、その委託料で空調設備保守管理委託料と、草刈り等業務委託料とこの2つで、54万円と20万9,000円が74万9,000円あるわけですけど、以前、町の財政、そういう健全化運営ということで、こういうのは職員がやるので、全部委託料なんかは外すというような、そういういろんな話が出ておりましたが、これはどういうところをやられるんです。13ページ、財産管理費。

○議長（林山 健二議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 空調機の保守管理委託料なんですけど、これが、法の改正がありまして。すみません。空調機の関係について調べますのであれですけど、フロン法の改正で、空調機の関係についても、きちとした定期保守をなさいという法改正がありましたので、それで、今回保守管理委託料ということで計上をさして、改正フロン法の適用ということで、エアコン等がその適用になるので、今回計上をさせていただいたということでございます。

それから、草刈り業務につきましては、麻里府小学校の、今まででしたら、学校の先生とか子どもさんとかでやられていたんですけど、まず、そこは人がもういなくなったということもありまして、その周り、周辺、中央部分につきましては、地域の皆さんに御協力をいただくということで、その体制についても地域の皆さんと協議をしておりますけど、周辺につきましては草刈り業務を委託をしてやっていこうということで、花壇の撤去等は全部職員でやって、今、シートを敷いている状況でございます。その経費を計上させていただきます。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） ありがとうございます。よくわかりました。

○議長（林山 健二議員） ほかに質疑はありませんか。藤山議員。

○議員（2番 藤山 巖議員） 19ページの森林づくり推進事業、これは全額県の補助金でやるんだということですけど、これ民有林ですか、それとも公有林。

○議長（林山 健二議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） これは、木本議員の一般質問のときでも少し触れたんですが、県民税の3期対策で、今年度から町の方に120万円ほどきまして、町の方で、自分たちで使ってくださいということで、県の指導では中山間地域で一生懸命、鳥獣対策とか頑張っておられるところの、森林を整備するとか、竹林を整備することで見通しの良い緩衝帯をつくるとか。森林公園とかそういう観光資源となるようなところの山を整備することに使えるということで、今年から県の森林県民税が町の方に来るようになったということでございます。

○議長（林山 健二議員） 藤山議員。

○議員（2番 藤山 巖議員） その辺を詳しく聞きたいんですけど、もう決まっているんですね、これは。一応候補は。場所地は。

○議長（林山 健二議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 本年度については決めております。これは、上段地区がまさに中山間地域ですけど、あそこが本年度、法人をこの8月に立ち上げました。農業法人を。それで鳥獣対策、柵

も全部やるということで、それで、その周りの竹藪を整備するというので、本年度事業でします。

○議員（２番 藤山 巖議員） ごめんなさい。よう聞き取れなかった。何地区。

○議長（林山 健二議員） 議員、立って。

○議員（２番 藤山 巖議員） 何地区でございますか。

○議長（林山 健二議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 上段地区です。

○議員（２番 藤山 巖議員） 了解。

○議長（林山 健二議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第４４号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第４５号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） なしと認めます。

議案第４６号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第４７号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第４８号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第４９号、質疑はありませんか。畠中議員。

○議員（６番 畠中 孝議員） この条例が１０月１日から施行するということになっております。

それで、それから調査始めて登録まで相当の期間がかかるのではないかと思います、大体いつ頃登録まで持っていくのを考えておられるか教えてください。

○議長（林山 健二議員） 鳥上建設課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 登録というのは特定空家のことをおっしゃっているんだと思うんですが、とりあえず今調査をしていますので、その調査結果をもとにして、空家等の対策基本計画を策定するのが今年のメインとしております。特定空家の指定については、それからまた２８年度を目指してやっていきたいと思っております。

○議長（林山 健二議員） 畠中議員。

○議員（６番 畠中 孝議員） ２８年度中に登録をしたいということですか。

○議長（林山 健二議員） 鳥上建設課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 今調査している一部を特定空家に指定をしたいと思っておりますが、特定空家をするためには、敷地内に入ってある程度調べてみないと、特定空家というきちっとした、指定するためには皆さんにこういうふうな、現状はこうですから、中に家に入っても、家の中がこんな状態ですよとか、いろんな資料を全部揃えてしないと、今、外観調査のみしかしておりませんので、外観の調査だけで特定空家ということにはまずできないと思います。

来年、一部を、今回の外観調査で悪いところについて一部、中に入って調査をしたいと思っておりますので、やっぱり２８年度になろうかと思っております。

○議長（林山 健二議員） 畠中議員。

○議員（6番 畠中 孝議員） 先日、九州の方におられる方が、就職でこちらの方に来るようになって、田布施町で空き家がないか探してほしいという依頼があったんです。調べても、まだ登録も1軒もないです。だから、ちなみに隣の柳井市を調べたら、もう50軒ぐらい登録されているんです。急ぐ、そんなに2年も3年も先のことで待つわけにいかんからということで、柳井の方で探されたらどうですかという話をしたんですが、なぜアパートでなくて空き家にしたいのかというと、犬を飼っているというんです。どうしても犬を捨てるわけにいかないから、犬を飼えるところというと、どうしても1戸建ての空き家がいいんだという話で、こういうのは今からも需要が結構あるんじゃないかなと思うんです。

それで、柳井市では既に50軒も登録をされているのに、なぜ田布施町はそんなに遅れているのか。それが理由が知りたいんです。

○議長（林山 健二議員） 鳥上建設課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 登録というのは、空き家バンクの登録を指されていていらっしゃるでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 畠中議員。

○議員（6番 畠中 孝議員） 柳井市のホームページで空き家の登録されたものを紹介しております。田布施町もありますか。

○議長（林山 健二議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 空き家バンクにつきましては、うちの方も広報等で募集、利活用ができる空き家については、ありませんかということで、その状況でお話があっても、また消えたりとかいう形で、登録が今のところないというのが現状であります。

柳井市も多く載っているのもわかっておりますし、そのことで、うちとしても空家対策の活用版ということで、その利活用できるものを早期に対応をして、空き家バンクへの登録をしていただきたいということで進めていこうというふうに考えております。

平生もそういった空き家バンクの登録が少なかったんですけど、今これが増えているというのが、固定資産税の納付書を送った際にそういった文章を入れてやったという事例もありますので、そういったことも含めて、うちの体制が整う中で早期に対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（林山 健二議員） 畠中議員。

○議員（6番 畠中 孝議員） よそでたくさん出て、登録されておるのに、田布施町は全然まだないということではまずいと思いますので、できるだけ急いでできるようにお願いします。

○議長（林山 健二議員） 清神議員。

○議員（4番 清神 清議員） 条例の3条の3に書いてあるんですけども、「空家等に関する対策は、町、町民、空家等の所有者及び事業者が相互に綿密な連携を図りつつ共同して取り組まなければならない」ということが書いてあるんですが、こういう言葉で書いたら奥が非常に深いんですが、実は、私も過去近所に空き家がありましたので、都会からの方を紹介したんです。

ところが、その風習といいますか、ならわしといいますか、都会にない行事がたくさんあるので、その地域になじめないということがあるんです。

ですから、その何かのときに、町が入って紹介する場合は、いろんなこのような取り決めがありますから、それをちゃんと紙に書いて印鑑とか押すような形で入れないと、一旦は入った、こねえなことがあるとは知らんじゃったということで、もめたり、また、仲間外れじゃないですが、村八分になったりとか、また、徳山のほうでも事件が起きたことがあります、そのことにもなりかねないというふうに思いますので、この辺は十分な、慎重に調査して、紹介して、それをオーケーの上で空き家に入っていたかかないと、非常に難しい問題が出てくると思います。その辺を。

○議長（林山 健二議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） ありがとうございます。そういった地域での、地域が受け入れる体制というのやはり必要だと思いますし、まず、うちも空き家の実態、利活用できるものという選定をまずは急がないといけないなというふうに考えております。その中で空き家バンクの登録、そういったものについて、行政がやっていく場合もありましょし、今度、補正予算と先ほどの資料の中に田布施 I J U 推進協議会というのを民間で立ち上げをしようと思います。

そこに空き家バンクの活動も一緒に中でやっていきたいというふうに思いますので、地域に入っただ中でそういった広がりを見せていきたいなというふうに考えておりますので、そういったことも含めて幅広く対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（林山 健二議員） よろしゅうございますか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第 50 号、質疑はありませんか。西本議員。

○議員（5 番 西本 篤史議員） まず、いじめ問題対策連絡協議会、ここで不登校、いじめでなくて、不登校の子どもは対象になるんですか。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） そういうことを、いじめに関わる問題の中で、これが不登校なのか、あるいはそれ以外なのか、そういったものを審査していくということになると思います。だから、ここでどうじゃこうじゃでなく、それで方向性を決めていくというような。基本的にはいじめということが一番だと思います。不登校だからここにあげてやるということは恐らくないと思います。

それが背景にいじめがあるんじゃないかなということになると、なりますし、一応そういった問題行動がある場合は、恐らく重大な関わってくる恐れがあると思います。その辺でよろしいでしょうか。

○議員（5 番 西本 篤史議員） はい。

○議長（林山 健二議員） 西本議員。

○議員（5 番 西本 篤史議員） この教育委員会が指定する機関、団体とありますけども、これはさっき言われた慶応大学、来られていろいろお話をされたと言われましたが、この機関が入られるんですか。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） いえ、それは全然違います。それは、町として、教育委員会として慶応大学とのつながりがあるので、それで田布施が入れてもらってやっているということで、これは具体的に今日は余り触れませんでした。その裏には慶応大学が文部科学省のいじめ、自殺、そういったものを受けて、この研究所の名前を申し上げましたが、これはいろんな国やら会社の補助をいただいて総額 10 億円ぐらいの規模の予算を持っているらしいんですけど、そういう中でやっていかれておるんで、これとは違います。

これは町として、今度は具体的にどういった方を呼ぶかということとはつくっていきますし、そういうような状況になれば、つくっていく段階にあるというふうに御報告したいと思います。（発言する者あり）

○議長（林山 健二議員） 本城学校教育課長。

○学校教育課長（本城 嘉也君） その中で、機関、団体という形で書いてあるんですが、これは学校関係者、小中学校の校長先生、あるいは教頭先生、それと保護者代表、それから、人権擁護委員の方、それと民生児童委員の方、臨床心理士の方、あと、関係機関の、場合によっては警察署、あるいは児童相談所、それと、あと教育関係、教育相談なんかも行われる。以上です。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1 番 國永美恵子議員） 提案理由のところで、「いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため」、ですから、ここに「いじめの防止等」と書いてあるんです。その次の参考資

料のところに行きますと、その調査委員会でするものについては、「学校で起きた重大事態」、こういうふうになっております。

その辺がどうも、重大事態を調査して、ちゃんと対策を考える。それは大まかないじめ防止というものにつながっていくというふうに考えればそれはそれでいいんですけども。どうもこのところの問題調査委員会ですとか、調査検証委員会というところでは重大な事態しか扱わない。それがどういうふうに連携をしていくのかというのがわからないんです。

学校で起きた重大事件、大人から見ればどういふものだろうかというのもですけど、大人から見れば、傷つけるとか、実際、刑事事件になるような傷つけるとか、何かして子どもが命を落としてしまったいじめ関係というようなのが重大。ただ、子どもにとってみればどんなささいなことも、個々にすれば重大事態なんです。本当に死のうかと思うぐらい重大事態。どうもその辺が結びつかないような気がするのと。備考のところ「市長へ報告」と、市長じゃなくて町長だろうとは思いますが、それはいいです。ここは報告と、当然教育委員会に行ったら、いじめ調査検証委員会のほうへということになる、そこのところは町長が絡んでいますから、そういうことなんだと思いますけれども、当然次の検証委員会のほうの備考のところを見ますと、「学校については議会に対し再調査の結果報告が必要」、「必要」とあるんですけども、報告を、前段、こちらのほうでは町長へ報告をされるんでしょうけれども、議会は「必要」ということは、必要であるけども、知らなくてもいいよということになるのかどうかをお尋ねしたい。

そうなりますと、議員が、議会がいろんな重大な事態が起きたときに、ここでしか聞くことができない、ここでしか知り得ないのかどうか、お尋ねをします。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） この重大な事案というのは、はっきり申し上げまして自殺行為です。そういうものが起こった場合に、最初スタートは、下関の川中中学校の自殺問題、最近では岩手県、それから、その前の千葉県の自殺です。こういう問題に対して、この、いじめ対策法ができあがったんです。ですから、重要な事案というのは自殺、あるいは自殺未遂というふうに考えていただいて結構です。そういったものに対して十分な対処ができない場合には、やはり教育委員会ではだめだということで、これは首長さんのほうへ報告していくと、そして、その結果は議会の方に報告するような形です。ですから、ちょっとしたいじめとか、そういうものでこれを立ち上げるということは国は考えておりませんし、我々も国が県からの報告ではそういうふうになっています。はっきり申し上げまして自殺未遂、自殺、そういう部類の事案というふうに考えていただいて結構です。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 幾つか。必要というのは議会に報告をしなければならないということなのか。必要というのは、してもしなくても良いのかということをお尋ねしたい。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） もし、田布施町でそういう事案が起これば、この本庁と一緒に進めてまいりますけど、基本的に今のお答えについては、首長さんの方から議会の方に報告することができるということです。されると思います。ですが、法については「することができる」となっていますが、これは当然しなければいけないことだと思います。

○議長（林山 健二議員） ほかにないですか。

○議員（1番 國永美恵子議員） 「できる」というのは、言葉の微妙なところなんですけど、「しなければいけない」と、できるけどしなくてもいいという、こういうものがございまして、最後確認をいたしました。

○議長（林山 健二議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでお諮りします。議案第42号については、議長を除く12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、本件については、議長を除く12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しております名簿のとおり、指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員は、お手元に配付しました名簿のとおり、選任することに決定しました。

それでは、決算審査特別委員会を直ちに開催し、委員長、副委員長の互選をお願いします。

ここで暫時休憩をします。

午後4時20分休憩

.....

午後4時28分再開

○議長（林山 健二議員） 休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長に石田修一議員、副委員長に瀬石公夫議員が選任されましたので、御報告します。

次に、議案第43号から議案第50号までの8件は、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表の通り、所管の常任委員会に付託します。

---

#### 日程第14. 陳情第4号

○議長（林山 健二議員） 日程第14、陳情第4号最終処分場建設計画に反対を求める陳情書を議題とします。

陳情第4号は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、経済厚生委員会に付託します。

---

#### 日程第15. 陳情第5号

○議長（林山 健二議員） 日程第15、陳情第5号陳情書 小規模場外舟券発売場「オラレ」の誘致反対の決議についてを議題とします。

陳情第5号は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、総務文教委員会に付託します。

---

○議長（林山 健二議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(ベル)

午後4時30分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 林 山 健 二

署名議員 高 川 喜 彦

署名議員 木 本 睦 博

議事日程(第2号)

平成27年9月25日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第42号  
平成26年度田布施町歳入歳出決算の認定について(委員長報告)
- 日程第3 議案第43号  
平成27年度田布施町一般会計補正予算(第2号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第4 議案第44号  
平成27年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第5 議案第45号  
平成27年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第6 議案第46号  
田布施町個人情報保護条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第7 議案第47号  
田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第8 議案第48号  
美しいまちづくり推進条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第9 議案第49号  
田布施町空家等対策の推進に関する条例(委員長報告)
- 日程第10 議案第50号  
田布施町いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例(委員長報告)
- 日程第11 陳情第3号  
「集团的自衛権の行使等を容認する閣議決定を撤回し、関連法律の改正等を行な  
わないことを求める意見書」の提出に関する要請について(委員長報告)
- 日程第12 議案第51号  
名誉町民の選定について
- 日程第13 議案第52号  
固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第14 議案第53号  
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第15 議案第54号  
教育委員会委員の任命について
- 日程第16 委員会提出議案第3号  
田布施町議会会議規則の一部を改正する規則

- 日程第 1 7 閉会中の継続審査（付託事件）について（総務文教委員会）
- 日程第 1 8 閉会中の継続審査（付託事件）について（経済厚生委員会）
- 日程第 1 9 閉会中の継続調査（特定事件）について
- 日程第 2 0 議員派遣について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 4 2 号  
平成 2 6 年度田布施町歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 3 議案第 4 3 号  
平成 2 7 年度田布施町一般会計補正予算（第 2 号）議定について  
（委員長報告）
- 日程第 4 議案第 4 4 号  
平成 2 7 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）議定について  
（委員長報告）
- 日程第 5 議案第 4 5 号  
平成 2 7 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）議定について  
（委員長報告）
- 日程第 6 議案第 4 6 号  
田布施町個人情報保護条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 7 議案第 4 7 号  
田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 8 議案第 4 8 号  
美しいまちづくり推進条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 9 議案第 4 9 号  
田布施町空家等対策の推進に関する条例（委員長報告）
- 日程第 1 0 議案第 5 0 号  
田布施町いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例（委員長報告）
- 日程第 1 1 陳情第 3 号  
「集团的自衛権の行使等を容認する閣議決定を撤回し、関連法律の改正等を行な  
わないことを求める意見書」の提出に関する要請について（委員長報告）
- 日程第 1 2 議案第 5 1 号  
名誉町民の選定について
- 日程第 1 3 議案第 5 2 号  
固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 1 4 議案第 5 3 号  
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 1 5 議案第 5 4 号  
教育委員会委員の任命について
- 日程第 1 6 委員会提出議案第 3 号  
田布施町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 1 7 閉会中の継続審査（付託事件）について（総務文教委員会）

- 日程第18 閉会中の継続審査（付託事件）について（経済厚生委員会）  
日程第19 閉会中の継続調査（特定事件）について  
日程第20 議員派遣について

---

出席議員（13名）

1番	國永美恵子議員	2番	藤山 巖議員
3番	松田規久夫議員	4番	清神 清議員
5番	西本 篤史議員	6番	畠中 孝議員
7番	谷村 善彦議員	8番	河内 賀寿議員
9番	高川 喜彦議員	10番	木本 睦博議員
11番	瀬石 公夫議員	12番	石田 修一議員
13番	林山 健二議員		

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 上部 能之君 書記 松原 唯行君

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	長信 正治君	副 町 長	東 浩二君
教 育 長	尾崎 龍彦君	総務企画課長	亀田 典志君
税務課長	堀川 誠君	経済課長	向山 智章君
建設課長	鳥上 清史君	建設課技幹	田中 和彦君
町民福祉課長	川添 俊樹君	町民福祉課長主幹	向山 幸和君
健康保険課長	中田 正美君	会計室長	大島 克己君
学校教育課長	本城 嘉也君	社会教育課長	中村 俊彦君
給食センター所長	中村 和宏君		

---

午前9時00分開会  
（ベル）

○議長（林山 健二議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（林山 健二議員） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、瀬石公夫議員、石田修一議員を指名します。

---

日程第 2. 議案第 42 号

日程第 3. 議案第 43 号

日程第 4. 議案第 44 号

日程第 5. 議案第 45 号

日程第 6. 議案第 46 号

日程第 7. 議案第 47 号

日程第 8. 議案第 48 号

日程第 9. 議案第 49 号

日程第 10. 議案第 50 号

日程第 11. 陳情第 3 号

○議長（林山 健二議員） 日程第 2、議案第 42 号平成 26 年度田布施町歳入歳出決算の認定についてから、日程第 11、陳情第 3 号「集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定を撤回し、関連法律の改正等を行なわないことを求める意見書」の提出に関する要請についてまで 10 件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。石田決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（石田 修一議員） おはようございます。

決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

去る 9 月 10 日の本会議において当委員会に付託されました議案第 42 号について 9 月 14 日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案について執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして本委員会の報告とします。

○議長（林山 健二議員） 次に、石田総務文教委員長。

○総務文教委員長（石田 修一議員） 総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る 9 月 10 日本会議において、当委員会に付託されました議案第 43 号、議案第 46 号、議案第 47 号及び議案第 50 号の議案 4 件について 9 月 18 日審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案 4 件につきましては、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第 43 号、議案第 46 号、議案第 47 号及び議案第 50 号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、陳情第 3 号、「集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定を撤回し、関連法律の改正等を行なわないことを求める意見書」の提出に関する要請についてにつきましては、お手元に配付の審査報告書のとおり、全会一致で不採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（林山 健二議員） 次に、瀬石経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（瀬石 公夫議員） 経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る9月10日の本会議において、当委員会に付託されました議案第44号、議案第45号、議案第48号、議案第49号の議案4件について9月16日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案4件につきましては執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（林山 健二議員） これから、各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。議案第42号から陳情第3号まで討論はありますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
これから、議案第42号平成26年度田布施町歳入歳出決算の認定についてを採決します。  
議案第42号に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立多数です。したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり認定されました。  
次に、議案第43号平成27年度田布施町一般会計補正予算（第2号）議定についてを採決します。  
本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立多数です。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。  
次に、議案第44号平成27年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定についてから、議案第45号平成27年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定についてまでの2件を一括して採決します。  
本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、議案第44号、議案第45号の2件は、委員長の報告のとおり可決されました。  
次に、議案第46号田布施町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。  
本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。  
次に、議案第47号田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を採決します。  
本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立多数です。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号美しいまちづくり推進条例の一部を改正する条例を採決します。  
本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号田布施町空家等対策の推進に関する条例を採決します。  
本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号田布施町いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例を採決します。  
本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第3号「集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定を撤回し、関連法律の改正等を行わないことを求める意見書」の提出に関する要請についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決します。

陳情第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（林山 健二議員） 起立少数です。したがって、陳情第3号は不採択されました。

---

日程第12. 議案第51号

日程第13. 議案第52号

日程第14. 議案第53号

日程第15. 議案第54号

○議長（林山 健二議員） 日程第12、議案第51号名誉町民の選定についてから、日程第15、議案第54号教育委員会委員の任命についてまでの4件を議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、本日御提案いたしました追加議案の提案理由を御説明申し上げます。

議案第51号は、吹田愧氏を名誉町民に推戴申し上げたく、田布施町名誉町民条例第3条の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

本町では、これまで5名の方を名誉町民に推戴しております。吹田氏は25歳で城南村長に就任され、昭和30年1月田布施町新設合併に伴う町長選に出馬し27歳で当選、初代田布施町長として2期にわたり新生田布施町発展の礎を築かれました。その後、昭和38年から4期山口県議会議員を務められ、昭和50年から県議会議長に就任、昭和54年には衆議院議員に当選され、平成2年に自治大臣兼国家公安委員長として初入閣、平成8年に衆議院議員を辞職されるまで長きにわたり、国、県及び田布施町の発展に寄与されてこられました。その後も全国及び山口県土地改良連合会事業団体連合会の会長などの要職を歴任され、念願であった田布施町における国営圃場整備の実現にも御尽力

をいただいております。

また、吹田氏は地方自治功労者として昭和42年に山口県知事表彰を、昭和48年には全国都道府県議会議員議長会表彰を、平成12年には勲一等瑞宝章を受章されております。

本町としまして、初代町長等として本町発展の礎を築かれた功績をたたえ、田布施名誉町民に推戴し、町民に郷土の誇りとして等しく欽仰される吹田氏に名誉町民の称号を差し上げたいと思います。

また、田布施町名誉町民条例第6条の規定により、来る11月3日に挙行いたします田布施町合併60周年記念式典において吹田氏を顕彰し、名誉町民賞を贈呈いたしたいと考えております。

何とぞ御同意いただきますようお願い申し上げます。

議案第52号から議案第54号は（人事案件）に関するものであります。

議案第52号は、田布施町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

本案は、現在委員である加藤一生氏の任期が、本年9月末をもって満了することに伴い、引き続き加藤氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

加藤氏は、人格及び識見に優れ、委員として適任と考え提案するものであります。

議案第53号は、人権擁護委員の推薦に関するものであります。

現在本町では、4名の方が法務大臣の委嘱を受け、人権擁護委員として活動されておられます。この4名のうち金長広典氏の任期が、平成27年3月31日をもって満了しておりましたが、人権擁護委員法第9条ただし書きに基づき、現在も継続して活動しておられます。

本案は、金長氏の後任者として岩本宏司を推薦し、平成28年1月1日付け、法務大臣の委嘱を受けることについて、人権擁護委員法第6条第3項規定により、議会の意見を求めるものであります。

岩本氏は、昭和48年4月1日から光地区消防組合に勤務され、平成27年3月31日、光地区消防組合東消防署長として退職されました。

在職中、昭和56年から田布施町補導員として、平成15年から小学校評議委員として活動されるなど、地域の子どもたちを見守り続けてこられました。

また、現在は田布施町補導委員会会長として田布施町民の安心・安全に力を注いでおられます。

これらの実績により、岩本氏は人権擁護委員として相応しく、適任と考え推薦するものであります。次に、議案第54号は、教育委員会委員の任命についてであります。

本案は、金長広典の任期が、本年9月30日をもって満了することに伴い、引き続き金長氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

金長氏は、人格及び識見に優れ、昭和59年3月から人権擁護委員として、さらに平成11年10月から教育委員会委員として務められ、平成13年10月からは教育委員会委員長として活躍されてこられました。この業績は極めて高い評価が寄せられているところであります。適任と考え、提案するものでございます。

以上、提案理由の説明を終わります。

詳細は質問に応じ私及び関係者から説明をいたしますので慎重に審議を賜り、御意見、御同意いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（林山 健二議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第51号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第52号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第53号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第54号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第51号から議案第54号まで、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号から議案第54号までは委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。議案第51号から議案第54号まで討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第51号名誉町民の選定についてを採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、議案第51号は同意することに決定しました。

次に、議案第52号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、議案第52号は同意することに決定しました。

次に、議案第53号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、議案第53号は同意することに決定しました。

これから、議案第54号教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立多数です。したがって、議案第54号は同意することに決定しました。

#### 日程第16. 委員会提出議案第3号

○議長（林山 健二議員） 次に、日程第16、委員会提出議案第3号、田布施町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。國永議会運営委員長。

○議会運営委員長（國永美恵子議員） 提案理由を申し上げます。

田布施町議会会議規則の一部を改正する規則を提案いたします。

これは昨今の社会情勢を勘案し、議会の欠席の届け出の取り扱いに関し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定する標準会議規則が変更されたことにより改正するものです。

以上を提案理由といたします。議員の皆様のご賛同をよろしく賜りますようお願いいたします。

○議長（林山 健二議員） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。委員会提出議案第3号質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています委員会提出議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、委員会提出議案第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。委員会提出議案第3号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、委員会提出議案第3号田布施町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

本件はこれに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、委員会提出議案第3号は可決することに決定しました。

---

#### 日程第17. 閉会中の継続審査（付託事件）について（総務文教委員会）

○議長（林山 健二議員） 次に、日程第17、閉会中の継続審査（付託事件）について（総務文教委員会）を議題とします。

総務文教委員長より、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました申出書のとおり、陳情第5号陳情書小規模場外船券売場「オラレ」の誘致反対の決議について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長から報告の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

#### 日程第18. 閉会中の継続審査（付託事件）について（経済厚生委員会）

○議長（林山 健二議員） 次に、日程第18、閉会中の継続審査（付託事件）について（経済厚生委員会）を議題とします。

経済厚生委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり陳情第4号最終処分場建設計画に反対を求める陳情について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

#### 日程第19. 閉会中の継続調査（特定事件）について

○議長（林山 健二議員） 次に、日程第19、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教委員長、経済厚生委員長及び議会広報広聴調査委員会より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。
- 

#### 日程第20. 議員派遣について

- 議長（林山 健二議員） 日程第20、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第122条の規定により、お手元に配付しました議員派遣についてのとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。よって、ただいまのとおり議員派遣をすることに決定しました。

お諮りします。ただいま議員派遣は決定されましたが、後日日程等の変更がある場合は、変更の決定について議長に委任したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。よって、日程等の変更の決定は、議長に委任されました。
- 

- 議長（林山 健二議員） これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。

平成27年第4回田布施町議会定例会を閉会します。

（ベル）

午前9時30分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 林 山 健 二

署名議員 瀬 石 公 夫

署名議員 石 田 修 一